

DD, #961

朝日新聞東亞部編  
月曜書房版

中國共產黨

中國  
書目  
(1)

朝日新聞東亞部編

中國共產黨

(1) 中國叢書

朝日新聞東亞部編

月曜書房刊

朝日新聞東亞部

編輯部



中國叢書 (1)

國共產黨

朝日新聞東亞部編  
月曜書房版



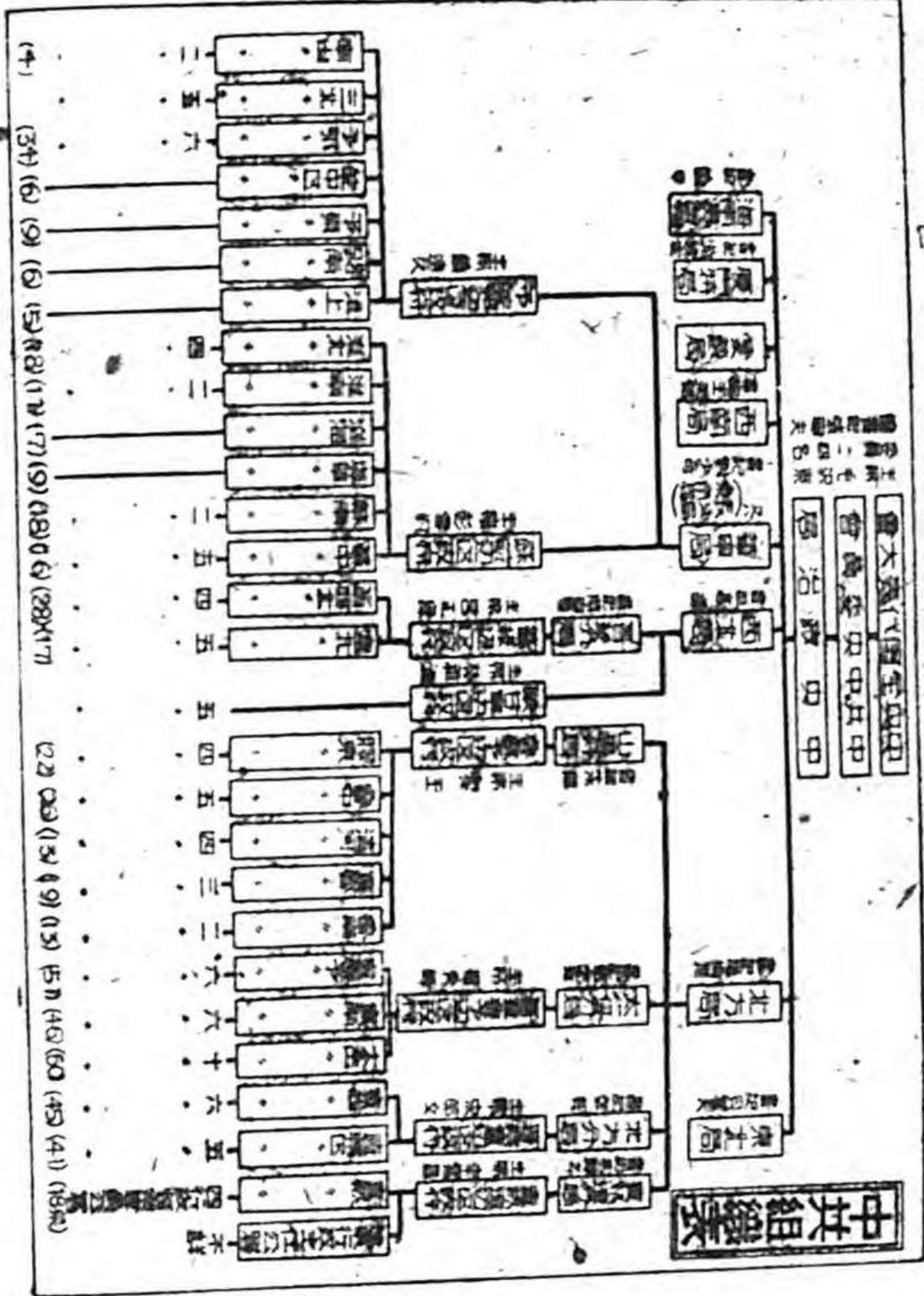
1000

中國共產黨

中國叢書  
(1)

# 圖區軍區邊共中





## 目次

はしがき

序 説

第一章 中共の政策と邊區の實能

第一節 指導理論

A 指導理論の變遷

B 新民主主義

(一) 新民主主義の本質

(二) 國民黨との合作の可能性

(三) 三民主義の共産主義的解釋

C 新民主主義理論の強化

(一) 三 風 肅 正

(二) 聯合政府論

(三) 聯合政府論

第二節 政治及び行政

A 邊 區 ..... 三三

B 民意機關 ..... 三九

C 政府の組織 ..... 四〇

D 三 三 制 ..... 四四

第三節 經濟政策

A 邊區經濟の特質と經濟政策 ..... 四四

B 土地政策 ..... 四六

(一) 土地政策の本質 ..... 四六

(二) 減租減息 ..... 五一

(三) 土地所有關係の變化 ..... 五三

C 農業政策 ..... 五五

(一) 増産の基礎的對策 ..... 五五

(二) 増産の具體策 ..... 五九

(三) 公營農業

D 工業政策

(一) 公營工業

(二) 手工業、家内工業

E 合作社運動

(一) 性務及び任務

(二) 合作社の組織と普及狀況

F 財政及び通貨

(一) 統一累進稅

(二) 通過稅

(三) 通貨

G 商業貿易

附 陝甘寧邊區施政綱領

晉察冀邊區施政綱領

## 第二章 共產黨略史

### 第一節 中共の誕生

#### A 目覚める中國

- (一) 中國革命の背景
- (二) 半植民地中國
- (三) ソ聯十月革命の影響
- (四) 五・四運動

#### B 中共の創立

- (一) 陳獨秀と黨創立大會
- (二) 中共一全大會
- (三) 同 二全大會

### 第二節 國共合作から分裂へ

#### A 國共合作なる

(一) 國民黨との提携	98
(二) 同 三全大會	99
(三) 國民黨一全大會	100
B 革命の波	101
(一) 四全大會	101
(二) 五・卅事件	102
(三) 北伐	103
(四) 大衆運動の發展	104
C 統一戦線の分裂	104
(一) 廣東時代の國共對立	104
(二) 五全大會	110
(三) 武漢時代の終結	113
(四) 八・七會議と中共の新路線	114
第三節 ソヴェート運動の發展	114



A 六 全 大 會.....	117
(一) 大會モスクワで開かれる.....	117
B ソヴェート運動と紅軍の發生.....	110
(一) 紅 軍 の 建 設.....	110
(二) ソヴェート盛んとなる.....	113
C 李立三コース.....	113
(一) 陳 獨 秀 の 退 場.....	113
(二) 李立三コースと四中全會.....	113
D ソヴェート代表大會.....	117
(一) 第一次全國ソヴェート代表大會.....	117
(二) 中國ソヴェートの土地政策.....	120
(三) 勞働法と文化政策.....	120
(四) ソヴェート區域の擴大.....	121
(五) 第二次全國ソヴェート代表大會.....	122

(六) 剿 共 戦 と 西 選..... 117

第四節 民族統一戦線と「支那事變」..... 117

A 抗日運動と民族統一戦線.....	117
(一) 反 帝 運 動 と 排 日.....	117
(二) 民族統一戦線への歩み.....	117
(三) 半植民地國家における反帝統一戦線.....	121
B 八・一宣言以後.....	121
(一) 中 共 の 新 政 策.....	121
(二) 抗日人民戦線なる.....	122
(三) 中共の新經濟政策.....	121
C 西安事變と國共再婚.....	122
(一) 統一戦線への劇的な舞臺.....	122
(二) 國 共 再 び 合 作.....	122

第三章 紅軍は如何に戦つたか..... 121

第一節 紅軍時代

- A 農民軍から紅軍へ.....123
- B 瑞金の苦闘.....124
- C 二萬五千里の長征.....126

第二節 抗戰八年

- A 八路と四路.....127
- B 國共相剋.....128
- (一) 七路九路.....128
- (二) 皖南事件.....128
- (三) 希臺山事件.....128
- C 黨政軍民一體の遊撃戰.....128
- (一) 軍内篇.....128
- (二) 政治委員、政治部.....129
- (三) 正規軍、遊撃隊、民兵.....129

(四) 遊撃戰術

- D 愛される共產軍.....129
- (一) 子弟兵.....129
- (二) 自耕自織.....129
- (三) 軍政大學.....129

第三節 國共停戰と現勢

- A 停戰と裁兵.....129
- (一) 軍事衝突停止令.....129
- (二) 裁兵整軍.....129
- B 中共軍の現勢.....129
- (一) 指揮系統.....129
- (二) 第十八集團軍.....129
- (三) 新四軍.....131

第四章 領袖列傳

毛澤東	周恩來	朱德	彭德懷	董必武	葉劍英	林彪	葉挺	王若飛	陳毅	陳紹禹	賀龍	徐向前
二二六	三三三	三三六	三三〇	三三三	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六

林彪	劉伯承	聶榮臻	吳玉章	陸定一	徐海東	李立三	蕭勁光	秦邦憲	王稼祥	任弼時	蕭克	張聞天	廖承志
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二

成	徐	蔡	呂	吳	丁	劉	李	鄧	羅	鄧
仿	特		正	亮		少	雲		炳	顯
倍	立	暢	操	平	玲	奇	昌	發	輝	超
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
二七	二八一	二八一	二九〇	二九二	二九六	二九六	二九九	三〇〇	三〇四	三〇五

は し が き

日本再建の構想を考へる場合、日華關係の正しい法則の探求といふことが、その基本課題の一つとして取上げられねばならないことは、多くの説明を要しないところであらうと思ふ。

日華の關係が、これまで、少くとも日本に關する限り、正しい法則の上に立つてゐなかつたことは卒直に認めなければならぬ。このことが、日本と、そしてアジアを、現在の破局的な悲劇に追ひ込んでしまつたのである。

従つて、日本新生の道を拓くためには、中國の實態を正しく理解し、把握することによつて、犯された誤謬をたゞし、日華の新たな眞實の調和の方式を發見しなければならぬのである。

吾等同人がこゝに研究の一部を敢て世に問ふことにしたのもこの見解に基くものであつて、本書は數箇の主要問題を一聯とする叢書のうち第一輯として選んだものである。

本書は部同人の分擔執筆に成るもので、序説および第一章中共の政策と邊區の實態を仁尾一郎、第二章共產黨略史を高市恵之助、第三章紅軍は如何に戦つたかを赤間英夫の三君が、それぞれ擔當し、第四章領袖列傳は三君の共同執筆である。執筆に當つて、正確な新しい資料の入手が

極度に窮乏だったことは、少からぬ困難を感じさせたが、幸に中國研究の先輩波多野乾一氏に貴重な資料の利用を仰ぎ、また中國研究会同人諸氏に負ふところの大きいのは感謝にたえないところである。

一九四六年四月

朝日新聞東亞部長

岡田次郎

### 序 説

一九四六年一月十日から三週間に亘り、中國國民黨、中國共產黨並に各黨各派を網羅して、重慶に開かれた政治協商會議は、中國の民主主義革命に偉大な道標を打ち建てた。

愚知の如く一九二七年の國共分裂以來、中華民國國民政府は國民黨による一黨獨裁の政府であつたが、この政治協商會議の結果、二十年間にわたる以黨治國の歴史は終焉を告げ、新たに中國國民黨、中國共產黨、その他各黨各派、無黨無派を包含する聯合政府の樹立が決定されたのである。一黨獨裁の政治形體の打破は、中國にはじめて民主主義的立憲政治の行はれる門戸を開いたものであり、辛亥革命以來、中國が求めてやまなかつた近代的統一國家としての實質が初めて完成されることとなつたのである。

中國が民主的統一國家として、新たな發足をなすための大前提は國民黨と共產黨との合作提携

序 説

であつた。何となれば、中國には國民黨政府と國民黨軍の支配する地域の他に、共產黨と共產軍の支配する所謂中共地區なるものがあり、國際的な概念における中國は國民黨の政府によつて代表されるながら、國內的には、實は二つの異つた政府と異つた軍隊が存在するといふ實態が現實の事實である。しかも國共兩黨は、太平洋戦争終了まで「抗日」といふ共通の目標は持つてゐても單一の政府に統一される傾向はなかつたばかりでなく、「國共相剋」の様相は戦時中から終戦後にかけて、いよいよ發展するかに見えた。そして日本軍の崩壊に伴ひ、華北から滿洲へと擴大した國共「内戦」化の兆が世界の視聽を集めたのであつた。

しかしながら和平統一への要望は、國內民衆の上に流れる澎湃たるいきほひであるばかりでなく、米・ソをはじめとする世界民主化の輿論とも合致するものであつた。終戦直後の一九四五年九月開始された蔣介石、毛澤東兩巨頭の歴史的會談、同年十月十一日發表された中間的協定の成立、翌四六年一月十日の政治協商會議開催と國共兩軍の停戦協定成立にいたる一聯の發展は、中國自體の民主主義的成長と、米國の對華政策の結實を物語るものである。

政治協商會議の結果によれば、各黨派を包含する聯合政府の内容は次の如きものである。すなはち國民政府會議を創設して、これを憲政實施にいたる過渡期間の最高政策決定機關とし、その

構成は定員四十名のうち、國民黨が二十名、共產黨および各黨派、無黨無派が残り二十名を占めることとなつて、國民黨の獨裁的権限は否定されたのである。

ところで中國の民主化は中共多年の要求であつた。毛澤東氏は一九四〇年、その「新民主主義論」において、新民主主義革命の意義と、その抱懷する新民主主義共和國の内容を規定して、民主的各黨各派聯合の政府となし、國民黨との長期合作の方向を明らかにしたが、この指導理論は一貫して今日に至り、一九四五年四月末の中共七全大會における毛氏の政治報告「聯合政府論」中でも、中共の最低綱領による國共の合作方式を規定してゐる。そして中共は國民黨の獨裁を排撃すると同時に、中共地區における政治が共產黨の獨裁でなく、共產黨その他の各黨派、無黨無派の三者が完全に平等な權利をもつて合作するところの、いはゆる「新民主主義政治」であることとを強調する。

かくて中國民主化の方向は、中共の主張通りではないとしても、中共の一應の政治的勝利であることを認めなければならない。さらに重要なことは、中國の民主化に伴つて、中共の存在が中國政治の表面に浮び上つて來たことである。それまで國民政府から公認された政黨でもなく、ましてや公認の政府、軍隊でもなかつた中共は、いまや國民黨と對等の合法的政黨として立ち現は

れたのである。これは著しい中國政治の變貌といはねばならない。中國共産黨が上海で創立されてから二十六年になる。第一次國共合作と國民黨の北伐、國共の分裂と中華ソヴェート時代、紅軍の大西遷から第二次國共合作と抗日戦の發動へなど、中共の歴史は紆餘曲折を極めてゐるが、一九三四年國民黨軍の攻撃に潰滅的打撃を受けた紅軍が陝西省の一角に根を下して以來十年をこゝの間に、中共は華北、華中、内蒙、滿洲へと一大勢力圏を構成するにいたつてゐる。『九千五百万の民衆を領導し、六十五萬の正規軍、二百萬の民兵を擁する』といふ中共、『北伐當時五萬、中華ソヴェート時代三十萬だつた共産黨員は大部分國民黨軍のために追ひ散らされたが、現在は百二十餘萬、今度は決して打破られない。』(何れも毛氏「聯合政府論」より)と豪語する中共——。その中共は中國の民主化以前においては、單に「中共地區」内で國民黨と別個の世界を構成してゐるに過ぎなかつたが、民主聯合政府組織後においてはそれは善かれ悪しかれ、新中國の政治全般を動かす有力な推進體となることは疑ひないだらう。「マルクス主義の中國的實踐形態」といはれる中共の實態、その獨特の組織と政策と發展過程などについて、以下概観して行きたい。

## 第一章 中共の政策と邊區の實態

### 第一節 指導理論

中國共産黨が社會主義社會、共産主義社會の實現を究極の目標としてゐることはいふまでもない。たゞその實現の方法において、直ちに社會主義革命乃至共産主義革命を行はんとするか、或は社會主義へ移行する過程における一定の社會形態を存置せしめんとするか、中國革命實踐途上の重大な問題であつた。

毛澤東氏は中國の歴史的、社會的特殊性からして、中國革命の第一段階は民主主義革命であり、第二段階は社會主義革命であると規定する。そして、その謂ふところの民主主義は舊範疇の民主主義ではなくして新範疇の民主主義、すなはち新民主主義であり、新民主主義革命こそ當面の闘争目標であるとしてゐる。

所謂新民主主義論は一九四〇年一月毛氏が發表し、同年四月、黨の新テーゼとして採擇された

ものであるが、以來黨の指導理論はこの新民主主義によつて一貫されてゐる。こゝでは中共指導理論の變遷を一瞥した後、新民主主義の内容並にその發展に立ち入つて見たい。

## A 指導理論の變遷

一九二二年(大、一一)七月の中共二全大會の宣言は中共の任務について次の如く規定してゐる。「中國共產黨は現在においては、労働者と貧農の利益のために、労働者を指導して民主主義の革命運動を援助し、労働者と貧農、および小資産階級による民主主義の聯合戦線をつくらなければならない。」

これは國民黨の民主主義革命を支持し、これと積極的に提携せんとする共產黨の態度を表明したもので、第一次國共合作の萌芽とも見られるが、次いで翌二三年の三全大會においては國民黨が國民革命の中心でなければならぬこと、しかしながら國民黨が外國勢力に依存し、軍事行動をもつて革命の唯一の手段となすの弊を改めしめるためには中共はこれを積極的に援助すると共に、國民黨の外力依存と軍事萬能主義を放棄せしめ、労働者、農民の利益を擁護し、それに對する宣傳と組織とを中共の特殊の責任とする旨を宣言した。かくて一九二四年の第一次國共合作

は成り、これに續く北伐の成功がもたらされた。この當時の中共の指導理論は現在の國共合作の動きを示唆するものがあるが、當時の國民黨がなほ封建制度打破の革命黨としての進歩性を持ち、孫文の聯ソ容共政策と相まつて、合作の基盤が出来てゐたことによるのは勿論である。

しかし一九二七年蔣介石氏の反共クーデター以後、中共は各階級聯合による革命闘争を一擲し、ボルシエヴィズムに移行していつた。すなはち中共は労働者、農民の黨として、土地革命と反帝闘争を行ひ、武装暴動によるソヴェート政府の樹立を當面の目標となし、中國革命が到達してゐるブルジョア民主主義革命の現段階は必然的にプロレタリア革命に移行すべきものと測定し、従つてその革命の指導者はプロレタリアートであり、その方向は社會主義乃至共產主義であると

なした。極左派李立三のリードした所謂李立三コースがこれであるが、當時の中共指導部の見解に従へば革命の勝利近きにあつたとし、全國總暴動によるソヴェート政府の制覇と、プロレタリアートのヘゲモニー把持による社會主義の實現を期したのであつた。

かくて一九三一年江西省瑞全に中華ソヴェート共和國臨時政府が樹立されたのであるが、當時の指導理論の根底をなすものは中國社會における封建主義の輕視であり、北伐の完成をもつて封



建地主勢力は既に崩壊し、ブルジョア民主革命はすでに成し遂げられたとの判断から、直ちに社会主義革命へのスローガンがかけられたのであった。

しかるに事實は國民黨の七次にわたる共産軍討伐が遂に成功し、一九三四年首都瑞金の陥落と紅軍の陝西省への大西遷となり、中共存亡の難局を迎へることとなつたのである。こゝにおいて中共は従來の鬭争に對する自己批判と政策轉換の要請に迫られたのであった。一九三五年八月一日に發せられた「抗日救國の爲に全國同胞に告ぐるの書」（八・一宣言）はその現はれであつて中共は全國各黨派を網羅する國防政府の樹立と、抗日聯合軍の組織を提唱するにいたつた。國民黨との合作機運は反帝鬭争を背景として再び濃化したのであるが、西安事件を契機とする國共第二次合作から、支那事變と共に飛躍的に擴大した民族統一戦線の運動は、中共の指導理念が國民黨との長期合作による長期革命の見解に發展せることを示し、階級鬭争を放棄し、國民黨の指導理念たる孫文の三民主義の遵奉を宣言するなど、やうやく中國独自の共産黨活動の本領を見出しつゝあつたことが看取されるのである。

## B 新民主主義

### (一) 新民主主義の本質

以上の如き指導方針の轉換が、單なる變更或は還元にあらずして、革命運動の發展自體の所産であることは言ふまでもないが、中共の反帝國主義、反封建主義鬭争の方式を明確に規定し、その最高指導理論となつたのが毛澤東氏の「新民主主義論」である。原名は「新民主主義的政治と新民主主義的文化」といひ、一九四〇年一月「中國文化」誌のために書かれたものであるが「その精妙な理論は黨内を動かし、同年二月、黨の審査に附せられ、同四月黨の新テーゼとして採擇せられるにいたつた。これは國共合作下の民族統一戦線に處するための、中共のあらゆる理論的實踐的基礎であり、何よりも先づ過去における右傾的、また左傾的偏向思想に對する中共の最後の斷案である。」（波多野乾一氏「毛澤東全集」）

毛澤東氏は新民主主義論において、中共が政治革命、經濟革命、文化革命を達成し、新中國を建設するためには、中國の舊政治、經濟、文化に對する明確なる認識を持たなければならぬとし、先づ中國の歴史的特殊性を究明してゐる。彼はその前提として、「所與の文化（觀念形態と

しての文化)は所與の社會の政治、經濟の反映であり、またその社會の政治、經濟に偉大なる影響を及ぼすものである。しかして政治は經濟の集中的表現である。これは文化と政治、經濟との關係、および政治と經濟とに關するわれわれの基本的な觀點である。」と唯物史觀を展開した後次の如く述べてゐる。

「周秦以來、中國は封建社會であり、その政治は封建政治であり、その經濟は封建經濟であり、而してその政治、經濟の反映なる文化は封建文化であつた。外國資本主義が中國を侵略し、中國社會に資本主義的因素が成長して以來、すなはち阿片戰爭以後、中日事變までの百年間に、中國は漸次植民地、半植民地、半封建的社會に變つた。現在の中國は淪陷區においては植民地社會であり、非淪陷區においては基本的にはやはり半植民地社會であり、且つ淪陷區たる非淪陷區たるを問はず、共に封建制度が優勢を占める社會である。これは目下の中國社會の性質であり、現在の中國の國情である。統治の點から言へばこの社會の政治は植民地、半植民地、半封建的政治であり、その經濟は植民地、半植民地、半封建的經濟であり、且つこの政治、經濟を反映せる文化は植民地、半植民地、半封建的文化である。この支配者としての政治、經濟、文化形態こそわれわれの革命對象である。われわれが革除すべきは、この植民地、半植民地、半封建的な舊政

治、舊經濟および舊文化形態である。而してわれわれが建設すべきは、これの反對物、すなはち中華民國の新政治、新經濟および新文化である。」

かくして彼は建設さすべき新政治、新經濟、新文化の内容の規定に移り、中國革命の歴史的過程を二段階に分つ。すなはちその第一段階は民主主義革命であり、第二段階は社會主義革命であつて、しかも第一段階の民主主義革命は舊範疇のそれではなく、所謂新民主主義であつて、新民主主義的政治、經濟、文化こそ實現さるべき新中國革命の内容であるとする。しからは民主主義革命の本質は何か。彼はこれについて「植民地、半植民地、半封建的社會形態を改變して獨立的な民主主義社會に變へること」であるとする。即ち「帝國主義と封建勢力に對する反對を實行し、獨立の民主主義社會建設のために闘争し、第一段階の革命を完成するために闘争する」のである。同氏によればこの第一段階の革命は一八四〇年の阿片戰爭以後、即ち中國社會が封建社會から半植民地、半封建社會に變りはじめてから開始され、辛亥革命はより完全な意味においてこの革命を開始したものである。この革命はその社會的性質からいへば「資産階級の民主主義革命であつて、無産階級の社會主義革命ではない。」しかしながら一九一七年のロシア十月革命の成功は中國民主主義革命の性格に根本的變化を來したとなすのである。即ち世界の資本主義戰線は

既に世界の六分の一を占める一角において崩壊し、その他の土地においてもその腐朽性を十分暴露してゐる時代においては既に建設せられた社會主義國家があらゆる植民地、半植民地の解放運動を援助せんとしてをり、この段階においては中國の解放運動は世界社會主義革命戰線の一環を構成するとなすのである。しかしてこのやうな植民地、半植民地革命の第一段階は、その社會的性質について言へば、基本的には依然として資產階級民主主義的なものであり、その客觀的要求は依然として資本主義發展途上の障礙を除去するにある。たゞしかしこの革命はもはや資產階級に領導せられたる資本主義社會と資產階級專制の國家を建設せんとするものではなくして、「新しい無產階級が領導し、または領導に参加するものであり、第一段階において新民主主義社會を建設し、各革命階級聯合專制の國家建設を目的とする革命である。」

すなはち中國資產階級民主主義革命は、第一次大戦とロシア十月革命の結果一つの變化を起し、それ以前の民主主義革命が舊資產階級民主主義革命の一部分であつたのに反し、それ以後のものは新資產階級民主主義革命の範疇に屬するものとなり、中共はかゝる新民主主義革命の實現を擔當せんとするものだと説くのである。

### (二) 國民黨との合作の可能性

かくして中共は帝國主義打倒と封建性打破のために、各革命階級と聯合して革命の原動力たらしめんとするのであるが、しからは國民黨との合作は如何にしてなされるのであらうか。彼はこれを明かにするために資產階級の特質について論じてゐる。

「中國資產階級は植民地、半植民地的資產階級であり、帝國主義の壓迫を受けるものであるがため、帝國主義時代においても、彼等は一定時期、一定程度において、外國帝國主義および本國官僚軍閥政府（例へば辛亥革命および北伐戰爭の時代は資產階級が未だ政治に參與してゐなかつた時代であつた。）に反對するところの革命性を保有してをり、無產階級、小資產階級と聯合して彼等の敵に反對することが出來た。これは中國資產階級と舊ロシア帝國の資產階級との相異點である。ロシア帝國においてはそれは既に軍事封建的帝國主義であり、他を侵略するものであつたがため、ロシアの資產階級は何らの革命性をも持たず、そこでは無產階級の任務は資產階級に反對することであり、彼と聯合することではなかつた。

中國においてはそれが植民地、半植民地であり、被侵略國家であるため、中國資產階級はなほ

一定時期、一定程度において革命性を持つのである。故に無産階級の任務は資産階級のこの革命性を無視せず、反帝國主義、反官僚軍閥政府的統一戦線の建設を可能ならしめることにある。「しかし同時に中國資産階級は植民地、半植民地的資産階級であるため、彼等は経済的、政治的に異常に軟弱であり、彼等はまた他の一性質、すなはち革命の敵に對する妥協性を保持してゐる。中國資産階級、特に大資産階級は革命時期においても帝國主義と完全に分裂することを願はず、且つ出来もしない。また封建勢力を徹底的に覆滅することに至つては更に一層願ひもせず、且つ出来もしないのである。」

これは新民主主義論中最も光彩を放つ部分であるが、彼はかくて、中國資産階級の「一身に二個の任務を兼ねる」両面性を別抉し、その進歩性と反革命性を明らかにした後、中國無産階級は資産階級の果し得ざる責任をその雙肩に荷負ふものなりと規定してゐる。しかして革命の運命を決定する基本勢力は中國無産階級、農民、知識分子、およびその他小資産階級であり、これらの階級こそ来るべき新民主主義共和國の最も基本的な構成部分をなすものだとする。

次いで新民主主義共和國の特性に及び、先づ共和國をその社會的性質から三種に分類してゐる。すなはち第一は資産階級專制の共和國、第二は無産階級專制の共和國、第三は數個の革命階

級聯合專制の共和國であるとし、第一は先進資本主義國の舊民主主義國家、第二はソ聯であるが中國その他の革命的植民地、半植民地國家の過渡的形式は、基本的にはこの第三種に歸着する。しかして新民主主義共和國の國體は各革命階級の聯合專制であり、政體は民主集中制であると規定する。

かくて彼は無産階級の黨としての中共の任務と、各黨派殊に資産階級の黨たる國民黨との提携の可能性を指摘したのであるが、更に進んで國民黨のイデオロギーである三民主義に論及し、「三民主義は中國が今日必要とするものであり、本黨はその徹底的實現のために奮闘する」ことを承認し、三民主義の政治原則と中共の最低綱領が基本的に同じものであることを述べてゐる。

(三) 三民主義の共產主義的解釋

毛澤東氏は三民主義の理論的解釋をなすにあつて、國民黨第一次全國代表大會宣言の内容をとりあげてゐる。彼によれば國民黨一大大會は孫文の三民主義理論發展史上「一時期を劃したのであつて、これ以前の三民主義は舊民主主義の三民主義であり、これ以後の三民主義は新民主主義の三民主義である。何となればこの一大大會の宣言において、三民主義は聯ソ、容共、農工の三

大政策を闡明し、その革命的意義を飛躍發展せしめたから。かくて「三民主義は共產主義の良友であり、二個の主義は統一戦線を結成した」が、これを階級的に言へば三つの階級、すなはち無産階級、小資産階級、資産階級の統一戦線であるといふ。しかし、三民主義は共產主義の基本綱領と同一の原則に立つものではあるが、なほ次の點において相違してゐるとしてゐる。

一、民主革命の段階における綱領の一部が不同である。共產主義の民主革命政綱中には八時間労働制と徹底的土地革命綱領があるが、三民主義にはこの部分がない。

二、共產主義は民主革命段階以外には社會主義革命の段階を持つてをり、それ故最低綱領以外に最高綱領を有するが、三民主義にはこれがない。

三、共產主義の宇宙觀は辯證法的唯物論と唯物史觀であるが、三民主義の宇宙觀は民生史觀または唯生論である。

四、共產主義は理論と實踐が一致してをり、革命の徹底性を有するが、三民主義は革命と眞理に最も忠實な一部の人士を除き、革命に徹底性がないとの諸點を擧げてゐる。

以上の如く新三民主義の革命性と共產主義の基本綱領との合致點を説くと同時に、三民主義の限界をも指摘することによつて、中共が三民主義理論を發展せしめ、この限界を超えて中國革命

の擔當者としての任務を遂行するものであることを強調してゐる。これは國民黨との合作の可能性を理論的に解明すると同時に、中共独自の立場を闡明したものである。

かくの如く新民主主義論は中國革命の前途を二段階に分つて、直ちに社會主義革命に移行するものでなく、新民主主義革命の段階を経過するものなることを中國の社會的特殊性から導き出し、三民主義の共產主義的解釋と共に、中國独自のマルクス主義革命理論を構成してゐる。新民主主義はかくて中共指導理論の基本憲章となり、以後一貫して今日に至つてゐるが、それは「毛澤東の天才的頭腦」の所産であると同時に、中共二十年の闘争から産み出されたものであることに注意せねばならない。

江西省瑞金に據つた中共が國民黨の七次にわたる武力討伐に敗れて大西遷を行ふにいたつた原因については、種々の條件があげられるであらうが、最大の原因として、中華ソヴェート區の生産力の低位といふ問題がある。當時中共が資本主義の餘りにも貧窮なソヴェート區において、土地革命を斷行し、幼稚な土着民族資本を沒收して公有としたことは、徒らに生産力の停滞乃至減退を惹き起し、一方新興民族資本を背景とする國民黨軍の封鎖に遇ひ、ソヴェート區の疲弊を増大させたことが大きな原因としてあげられるのである。

この教訓は中共をして中國の歴史の發展段階と生産力の向上といふ問題を眞剣に検討させる結果となつた。かくして中國革命途上の資本主義の導入といふ中國特有の革命方式、すなはち歴史の發展法則と中共の政治的理念の調和の結實として新民主主義の理論が構成され、各級人民の聯合戦線の樹立と反帝、反封建闘争は資産階級專制にあらざる資本主義、すなはち無産階級およびこれに提携する階層を網羅した廣汎な人民のための資本主義を内容とする形態が取られるに至つたのである。

## C 新民主主義理論の強化

## (一) 三 風 肅 正

新民主主義論が發表された翌年の一九四一年には獨ソ戦、太平洋戦争が勃發し、第二次世界戦争の發展に伴つて、この影響は中共の動向にも鋭く反映してゐるが、毛氏は一九四二年二月「學風、黨風、文風の整頓」といふ講演を行ひ、黨勢強化と黨員の素質向上を目ざして、新たに三風肅正のスローガンをかゝげた。これは國共合作下における中共が、抗日民族統一戦線をリードしつゝ、勢力の擴大をはかつて來た一面において、黨員の増加に伴ふ素質の低下といふ問題に當面

したからで、黨内の結束強化をはかり、黨員の素質向上、黨員と民衆とのより緊密な結合をはかるべく行はれたものであるが、毛氏は所謂三風について次の如く説明してゐる。

「學風について正しからざるものがあるといふのは即ち主觀主義を指すのであり、黨風上では宗派主義を謂ひ、文風上の正しからざるものは外ならぬ黨八股をいふのである。」

先づ學風について毛氏の所論によれば、眞正の理論なるものは世界上に一種しかなく、即ち客觀的事實より抽出し來つたものである。それはまた客觀的事實に對して證明出來る理論でなければならぬ。しかしてマルクス・レーニン主義は客觀的事實より生産され、且つ客觀的事實に對して實證し得る最も正確、最も科學的、最も革命的眞理である。しかるにマルクス・レーニン主義を讀む多くの人は、却つてこれを死んだ教條としてゐるといふ。故に實際の工作に従事してゐる同志が若し「單に經驗のみで満足してゐるとすれば、それも甚だ危険である。彼等は自己の知識が感性的或は局部的に偏つたものであり、理性的知識と普遍的知識を缺いてゐることを悟らねばならない。」「教條主義も經驗主義も共に主觀主義なのであつて、これは異つた二つの極點の發展して成つたものである。」「しかしこの二種の主觀主義のうち、現在わが黨内の缺陷の主要なるものは教條主義であり、最も危険なものである。教條主義はたやすくマルクス主義的面貌を裝ふ

ことが出来、しかも工農出身幹部が彼等の面貌を觀破することは容易でない。われわれは主觀的片面的に問題を見ることに反對し、必ず教條主義的主觀性と片面性を打破せねばならぬ。中國共產黨員にあつては、マルクス・レーニン主義の立場、觀點、方法をとつて中國に應用し、中國の歴史的現實と革命の實際に關する眞摯な研究中から理論を創造して來ることがあるだけだ。」かくて彼はマルクス主義の公式的適用と中國の特殊性を無視した公式理論の横行を嚴に戒めたのである。

次に黨風肅正について彼は、宗派主義者が自己の立場のみを重視して、全般に對する客觀的認識を缺き、黨内において「獨立性」を云々する者を指摘して次のやうに言つてゐる。「彼等はいつても自己の管轄する局部的工作を不當にも特に強調し、いつでも全體的利益が彼等の局部的利益に服従することを欲する。彼等は少數が多數に服従し、下級が上級に服従し、局部が全體に服従し、全黨が中央の民主集中制に服従するのだといふことを忘れてしまつてゐる。」と。同様の關係を彼は外來幹部と地元幹部、軍隊工作の幹部と地方幹部、舊幹部と新幹部の間についても指摘してゐるが、さらに彼は黨外との關係における宗派主義について「多くの同志等は黨外者に對しては謙もなく尊大に振舞ふことを喜び大衆を蔑視する。これが宗派主義であつて、これらの同

志は大衆の誤を責めるのみで、自分が實際上一知半解の徒なることを知らぬ。一切の、われわれと合作を願ひ、われわれと合作の可能な人達に對して、われわれは唯彼等と合作の義務があるばかりであり、彼等を排斥する如何なる權利もない。」といつてゐる。

文風上の弊について、毛氏は「黨八股」なる表現を用ひ、黨内における小資産階級的思想の反映である形式主義の誤謬をとりあげ、その「八大罪狀」として(一)空言を羅列し、少しも内容のないこと、(二)虚勢を張つて鬼面人を驚かすこと、(三)的なき矢を放ち、對象をよく見ないこと、(四)言語が無味乾燥であること、(五)問題に對して甲乙丙丁、A B C Dの如く形式的に分類する以外に解答が出来ないこと、(六)文書や言説が無責任で人を害してゐること、(七)全黨に毒を流し、革命を妨害してゐること、(八)自己の惡風を傳播して國を禍し、民を殃ふこと、の八箇條を教へ上げてゐる。そして「黨八股といふこの形式は、たゞに革命精神を表現することが出来ないのみでなく、いとも平易に革命精神を窒息させてしまふ。革命精神を獲得しようとするには、必ず黨八股を揚棄し、生氣潑刺として新鮮なる力のこもつた言葉、文字の形式をとらねばならない。」と斷じてゐる。

かくの如く毛氏の黨内における主觀主義、宗派主義、形式主義に對する批判は峻烈を極めてを

り、この思想的肅正は下手をすれば亡黨の危険を孕むとさへ言はれたが、これに成功をおさめたことは黨中央部の指導性の確立と地方末端にいたるまでの黨員の團結強化が大きな役割を果したものとといへる。要するにそれは新民主主義といふ最高指導理論の徹底運動であつて、理論としての新民主主義は、實際政治面において後述の三三制となつて具體化され、個々の黨員の教化といふ面においては三風肅正といふ形で黨内思想の確立がはかられたのである。

### (二) 聯合 政府 論

中國独自のマルクス主義の實踐形態を新民主主義によつて體系づけた中共は、一九四三年五月コミンテルンの解消によつて、國際社會主義戰線の一環として受ける打撃よりはむしろ、中共独自の行動をとり得る自由を得た。當時中共中央のコミンテルンの解散に關する決定の中で「中共の革命力量は外力によらず、徒手空拳、もつてこれを創造せるもので、コミンテルンの解散は黨員の自信と創造性を強め、その戰鬥力を昂め、更に抗日戰の最前線に立つて國民黨および一切の抗日黨派、無黨無派と合作し、國民政府の抗戰措置を支持し、戰勝以て獨立民主新中國を建設すべし。」とあるのを見ても自信の程が窺はれるのである。

新民主主義の指導理論は大戦終末後の現在まで一貫してゐるが、一九四五年四月末、中共七全大會で毛氏の行つた政治報告「聯合政府論」は、新民主主義のイデオロギイを更に明確、具體的に表現してゐるから少しくこれに觸れて見たい。

彼は七萬語に及ぶこの政治報告中で、國際情勢と國內情勢の分析から説き起し、中國抗戰の勝利近きありとなして中共の政策に及び、一般綱領と具體綱領に分つて明快な説明を與へてゐる。その一般綱領中において彼は「中國の現段階において、中共は一つの基本の點に關して中國の廣大なる階層と一致する。即ち第一、中國は大地主、大資産階級の専制する封建的、ファッシズム的、反人民的國家制度であつてはならぬ。第二、中國は純粹の自由資産階級の舊式民主主義專制の國家を建設することは不可能であり、またすべきでない。第三、現段階の中國人民の任務は、依然民族壓迫、封建壓迫に反對することになければならぬ。」と述べ、それは全國絶對多數人民を基礎とする統一戰線的、民主聯盟的國家制度を建設することにある。これが新民主主義的國家制度であつて、これこそ中國最大多數の要求に適合せる國家制度であるとする。何となればこの制度は

(一) 數百萬の産業に従事せる勞働者、數千萬の手工業勞働者の同意を得、また得る可能性がある。



(二) 中國四億五千萬人口の八割、すなはち三億六千萬を占める農民階級の同意を得、また得る可能性がある。

(三) 廣大な資産階級、自由資産階級、知識層その他愛國分子の同意を得、また得る可能性がある。といふのである。「勿論これら階級間には要求の不同があり、矛盾（勞資間矛盾の如き）の存在をまぬがれないが、新民主主義制度の段階においては、この状態下において共同して新中國の政治、經濟、文化各項建設を完成することが出来るのだ。」しかして新民主主義的政府の民主集中制は各級人民の代表大會が施政方針を決定し、政府を選挙するのであり、その政府は民主基礎の上に立つて集中指導を行ふのである。かくしてはじめて各級人民の代表大會をして最高權力を有せしめることが出来、人民の一切の必要なる民主活動を保證せしめ得るとする。

しかしてこの基本綱領の實行は現在の「國家性社會性において一步前進せしめ得る。即ち半植民地、半封建的國家性と社會性を新式資産階級の民主主義的國家性と社會性とに推進せしめる。但しこの綱領の實行は中國を社會主義には推進しない。それは主觀上推進しよう、或はすまいといふ問題でなく、客觀上中國の政治、社會條件が許さないのだ。」と。

要するに中共の最高綱領は中國を社會主義、共產主義に推進しようとするにあるが、これは第

一段階の民主主義を経過してはじめて到達し得る。しかして將來民主主義選挙實施後、中共は新民主主義的改革を實行するために聯合政府を組織すべしとなし、「中共が國民大會の多數黨であると少數黨であるとを問はず、政府は共同承認の新民主主義的綱領の下において工作に従事する聯合政府でなければならぬ。」と指摘してゐる。

この聯合政府論が日本降服の四箇月以前に發表され、終戦後半歳の一九四六年二月には早くも國共並に各黨無派、無黨派による政治協商會議の結果、聯合政府の樹立が決定されたことは注意すべき大きな事實である。

## 第二節 政治及び行政

以上のやうな中共の指導理論は中共地區で如何に實現されてゐるか。中共の指導理論は邊區の實態の反映でもあるが、先づ政治の運営からその實情に入ることとする。

### A 邊 區

中共地區は現在「邊區」の名で呼ばれてゐる。邊區とは省の邊境にある特別區といふ程の意味で、最も歴史の古い陝甘寧邊區は一九三七年の第二次國共合作成立までソヴェト政府が樹立されてゐたが、合作實現と共に、中共自らこれを改組し、「陝甘寧特區政府」と改稱、一九三七年九月六日の重慶行政院會議で正式に國府から承認されたと中共側で稱してゐる。何れにしてもこれがやがて邊區と呼ばれるやうになつたのであり、その範圍は陝西省北部、甘肅省東部、寧夏省南部の地域を包含し、統治縣は三十數縣、その首都延安は中共中央政治局の所在地であり、その邊區は中共の總根據地をなしてゐる。これに次いで有力な邊區は山西、察哈爾、河北三省にまたがる晋察冀邊區で、抗日戦中の典型的「敵後根據地」をなし、現在においても華北全域に亘つて新民主主義革命を實現し、さらに滿洲、華中地區へもその勢力を伸ばさうとする最も有力な「前進根據地」を有してゐる。その他華北では晋冀魯豫（山西、河北、河南、山東各省）邊區、魯蘇豫皖邊區等全中國に二十内外の邊區および分區を持つてゐる。

邊區は中國の行政單位から言へば省に相當するが、國民黨政府および舊日本側傀儡政權の行政力の滲透しない省境附近を根據地として、中共の影響力を植ゑつけるといふ方針から邊區政府の

組織となつたものと思はれる。由來邊區は二つの任務を持つものとされた。すなはちその第一は邊區は抗日戦争の革命的根據地であり、一切の抗日人民を保護し、各階級各階層を抗日に動員し、これを安居樂業せしめること、第二は封建的および半封建的勢力を一掃することにある。これはとりもなほさず毛澤東氏が新民主主義論で規定した反帝國主義、反封建主義の二つの任務を内容とするものであつて、抗日戦終了後といへども邊區の基本的性格は變らず、帝國主義一般の掃蕩、封建勢力の一掃を任務とし、しかも邊區は依然として中國革命の根據地であり、新民主主義中國建設の先進的、模範的な雛型であるとされる。

このやうな邊區の性格を決定する要素として、中國革命の長期性と不均衡性の問題がある。新民主主義革命は非常に立遅れた中國の農村を基盤としてなし遂げられつゝあるが、それは長期の過程をとらざるを得ない。つまりロシアの十月革命の如くプロレタリアートの壓倒的勝利によつて、一舉に革命が成るといふやうな過程をとらずに、社會主義にいたる前期の段階として新民主主義革命の長い期間を必要とする。しかもその發展は極めて不均衡であり、中國の國土の廣大なこと、その半封建、半植民地的社會の發展は各地域において經濟發展段階の差別、帝國主義の影響度の差異を生じ、従つて支配原則の力と革命階級の力の度合に地方的な種々異なる條件をも

ち、革命の進行は不均衡ならざるを得ないのである。このやうな中國社會においては、新民主主義革命は一つの力を一箇所から強大に波及させるといふ方法はとられず、各地域に革命實踐の先進的雛型をつくり、これらの無数の先進地域が漸次全中國に影響を及ぼし、中國全體の新民主主義革命に移行してゆくことが現段階の中共の任務とされてゐる。邊區の基本的性格はかくの如き任務の實踐體、推進體としての政治、經濟、文化の具體的な建設にある。

毛氏は「聯合政府論」で邊區について次のやうに述べてゐる。

『中國解放區は現在九千五百五十萬の人口を有し、その地域は北は内蒙から南は海南島に達し、その中に十九の大なる解放區がある。遼寧、熱河、察哈爾、綏遠、陝西、甘肅、寧夏、山西、河北、河南、山東、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、廣東、福建各省の大部または一部が解放されてをり、延安が各解放區の指導中心だ。陝甘寧邊區は人口百五十萬で、浙東、瓊崖を除けば、その人口最も少なる一解放區に過ぎない。この邊區を中國解放區の最も主要なものとするのは間違ひである。解放區においては抗日民族統一戦線の必要とする政策を實行し、民選の中共および各黨各派、無黨無派代表の合作する地方的聯合政府を建設し、解放區を擴大し、民主中國の雛型となり、中國人を解放する重心たらしめたのである。』

邊區はかくの如き帝國主義と半封建勢力から解放された地域であり、中共の革命理念の具體化された地區である。

### B 民意機關

邊區の最高權力機關は各級人民代表會議である。これは邊區政治の最大の特徴であるが、指導理論の項で述べた如く、新民主主義政府の民主集中制は各級人民の代表大會が施政方針を決定し、政府を選挙するとの根本理念から來てゐる。すなはち政府は人民代表會議によつて選挙され、人民代表會議に隸屬する執行機關で、邊區においては立法、行政、司法の如き三權分立の制度はとられず、人民の意志を直接代表する人民代表會議が一切に優位するのである。

各級人民代表會議は邊區においては邊區參議會、縣、區、鄉(村)においては縣人民代表會議、區民代表會議、鄉(村)民大會の如く、各行政單位別に構成されてゐる。しかして各級人民代表會議の職權は次の如きものである。

#### △邊區參議會の職權

一、邊區行政委員會及び主任委員、副主任委員を選挙並に罷免す。

- 二、各級行政委員及び司法人員を監察、彈劾す。
- 三、邊區憲法を制定、修改並に解釋す。
- 四、邊區の單行法規を創制並に複決す。
- 五、各級政府の邊區參議會決議案に對する執行事項を督促、検査す。
- 六、邊區行政委員會提出の豫算を批准し、並にその決算を審査す。
- 七、邊區の各基本政策を決定し、邊區行政委員會の各重要計畫と方策を審議す。
- 八、邊區の地方税および公租公課の徵收と廢除を決定す。
- 九、邊區行政の振興改革の重要事項を決定す。
- 十、邊區行政委員會および各方の提議事項を審議す。(一九四〇年六月十五日公布施行「晋察冀邊區參議會暫行組織條例」)

△縣議會の職權

- 一、縣長を選舉並に罷免す。
- 二、縣及び行政人員を監察彈劾す。
- 三、同級政府の縣議會決議案に對する執行事項を督促検査す。

- 四、縣豫算を批准し、縣の決算事項を審議す。
- 五、縣の收入支出及び縣有財産の經營處分事項を決定す。
- 六、縣の單行條例を創制並に複決す。
- 七、縣政の振興改革の重要事項を議決す。
- 八、縣長及び各方の提議事項を審議す。(同上「晋察冀邊區縣、區、村暫行條例」第四條)  
以上の邊區および縣の議會における職權の差異をあげれば、邊區參議會が第一條で邊區の行政委員會と主任及び副主任委員を選舉並に罷免するに對して、縣議會は同じく第一條で縣長のみを選舉並に罷免すると規定し、また縣議會第三條で同級(縣)政府の執行事項を督促検査するのに對し、邊區參議會は第五條で各級(邊區以下村にいたる)政府の邊區參議會決議案に對する執行を督促検査するとなしてをり、邊區參議會が集中的な人民權力機關であることを表現してゐる。

△村民大會及び村民代表會の職權

- 一、主席、副主席及び村公署各委員會主任及び委員を選舉並に罷免す。
- 二、村公署の村民大會及び村民代表決議案に對する執行事項を督促並に検査す。

三、村公約を創制す。

四、村豫算を批准し、村決算事項を審議す。

五、村有財産の經營及び處分事項を議決す。

六、村公署及び各方の提議事項を審議す。

七、村政の振興改革事項を議決す。若し重大事項あるときは村民大會に提出して審議す。(同上第四十八條)

各級人民代表會議の代表の任期は晋察冀邊區では邊區參議會議員及び縣議員は二年、區代表および村民代表は一年となつてをり、議會の會期は參議會は毎年通常會議一回、縣議會は半年毎に通常會議一回、區民代表會は三箇月毎に一回、また村民大會は半年毎に通常會議一回、村民代表會は毎月通常會議一回である。各級人民代表會議には議長、副議長(或は主席、副主席)を設け、會議の閉會期間中は駐會代表を設けて會務を處理せしめる。例へば晋察冀邊區參議會に駐會委員十五名、縣議會には三名乃至五名等の如く、駐會委員を設け、また村民大會は村民代表によつてその職權を執行する。この種の駐會代表は選舉によつて決定されるが、議長、副議長は當然駐會代表としてその責任者の地位にある。

各級人民代表會とその駐會代表は、その基本政策の決定、重要施策の推進について、その職權を行使し、政府の各種工作を檢討、監督する。この場合、最下部單位の民意機關を例にとれば、村においては村内の各部藩別に村民大會を開いて村民代表を選出し、これらの選出された代表が一村の村民代表會を構成する。村民代表會は會の正、副主席を選挙し、さらに村公署の各委員および委員會主任を選出し、こゝに最下部の行政機關が生れる。しかして村民代表會は常に村公署の運營を監督し、村公署役員及び村民代表並に村民代表會正副主席の何れかに違法、背任その他任務に不適當と認められることあれば、これを村民大會または村民代表會の決議によつて罷免することが出来る。かくして民衆の下から政治が行はれるのである。

次に區民代表、縣議員等の上級機關代表は、村を單位とし、一村から何名といふ割當で各村から區民代表を選出し、更に縣議員は一區より何名といふ割當で縣議員を選出する、といふ具合に上級民意機關が選出され、區縣代表はそれぞれ同級の行政機關を選出する。

また最下部の村民代表の選出にあつては、完全な中共勢力地域(即ち邊區内)と中共、國民黨兩勢力の交錯地域などの如く中共勢力の滲透度の低い地域とでは多少の差異が見られる。例へば抗日戦中の日本軍占領地域内におけるが如く、中共が游撃戦を展開するのみで固定的な機構を持

ち得ない場合は、在來の村公署の役員をそのまま残し、各部落別の村民大會によつて中共の新民主主義を漸次滲透せしめるとか、或は中共勢力のやや滲透した地域においては村公署の幹部に貧農を選出させて漸次邊區の狀態に接近せしめるといった方法がとられるわけである。

### C 政府の組織

邊區政府、縣、區、村政府の性格は以上の民意機關の概説によつて、ほとん明らかになつて來たと思ふが、要するに各級政府は各級人民代表會議によつて選出され、民主集中制の原則によつて施策の運営に當る。即ち政府構成員は人民代表會議によつて任命されるのみでなく、代表大會に對して政府工作の報告をなし、代表大會によつて罷免されることがあり、また民衆團體および人民の意見を聴取して施策の民主的運営をはからねばならぬ。そのためには下級政府は上級政府に服従し、政府人員は政府組織に服従し、人民および民衆團體は政府の法令に服従することにより、人民のための、人民の意志による政治の運営がなされるとされる。

政府の組織は邊區を例にとれば次の如き工作部門に分れてゐる。

#### 一、秘書處——會議記錄その他文獻の保存並に收發、各部門の聯絡、會計その他各部門に屬せ

#### ざる事項

二、民政廳——行政區域の劃分、戶籍、選舉、衛生、勞資および小作爭議、救濟、婚姻登記、

宗教、禁煙（阿片）禁毒等

三、財政廳——豫算決算の編成、公債、田賦、稅收、公營、金融、物價その他

四、教育廳——各學校、社會教育、圖書、教材の編審、文化教育及び學術團體の指導等

五、建設廳——農林、牧畜、水利、工業、商業、鑛業、合作社、交通及び各團體の指導その他

#### 經濟建設事項

六、公安局——除奸、敵軍工作、警察その他治安維持、政權保衛工作

七、司法處——刑事事件、監獄等司法一般

八、軍事部——地方武裝團體の軍事行政

九、地方廳——土地の調査、登記、測量、地價、徵稅および地方行政と關係ある小作料、利息

#### 等の事項

十、糧食部——糧食の徵收、保管、支出、調整等の事項

邊區政府の職權は次の如きものである。



- 一、邊區人民代表會の監視の下に全邊區の行政事項を處理す。
- 二、邊區人民代表會の決議を執行し、並に定期的にそれに向つて工作報告をなす。
- 三、邊區の單行法規並に邊區の行政に對する命令を公布す。
- 四、邊區の地方武裝および人民武裝を指揮す。
- 五、邊區の行政計畫と法案を策定し、邊區參議會へ提出して審議決定す。
- 六、邊區の豫算、決算を制定し、參議會に提出し、これを審議決定す。
- 七、下級政府の工作を指導す。

以下縣、區政府の組織、運営も大體邊區政府と同様であるが、末端の村公署の運営について若干補足すれば、村には村長、副村長を置き、行政機關として民政、財務、教育、建設、地政、調解（小作爭議等の調停、斡旋）等の各委員會を設け、村長、副村長並に各委員會委員若干名と主任委員一名が村民代表會から選出され、各委員による村務會議が村政の運営にあたる。

D、三 三 制

以上述べた如き民意機關と政府機關の新民主主義的運営を最も特徴づけてゐるものは、毛澤東

氏のいふ各黨各派聯合專政による所謂三三制である。これは一九四一年五月公布された陝甘寧邊區施政綱領で正式に制度化され、各邊區においてもこれに準じて實行されたが、それは次の如く規定してゐる。

「本黨は各黨各派および一切の民衆團體が共に選舉を進行せんことを希望し、候補者名簿中に共產黨員は僅かに三分の一を占めることを確定し、以て各黨各派および無黨無派の人士の均しく邊區民意機關の活動に参加し、邊區行政の管理に参加し得るに便ならしめる。共產黨員が一定行政機關の主管人員に選舉せられたときは、同機關の職員の三分の二は黨外の人士をもつて充當することを保證すべし。共產黨員はこれら黨外の人士と民主合作を實行し、一意獨行專斷することを得ず。」（第五條）

中共理論家彭德懷氏は「新民主主義は同志の天才毛澤東の創作であり、三三制は中共の決定したものであつて、我々共產黨の現段階の闘争綱領である。」といつてゐるが、三三制はむしろ新民主主義理論の政治面における具體的實踐の結實であるといへよう。その要點は、各級民意機關および政府機關はすべて労働者、農民その他無産階級を代表する共產黨員が三分の一を占め、國民黨その他各黨各派が三分の一、及び無黨無派が三分の一を占めて、國民黨地區における如き一

黨獨裁の政治運営を排すると共に、共產黨の獨裁をも自ら放棄し、労働者、農民、小資産階級、資産階級の各層を包含する全國絶對多數人民の民主的基礎に立つ、統一戦線政治を行はんとするにある。

それは言ひかへれば革命的諸階級の聯合戦線政府の樹立が目標であるが、三三制の階級構成は共產黨員の三分の一の他に「小資本家階級の進歩的分子が三分の一を占め、中産階級の知識層、各流學者が三分の一を占めて、民主的各黨派、國民黨、共產黨、幟盟會、救國會、第三黨、その他の抗日黨派に賛成する階級階層にはすべて選挙権、被選挙権がある。」（彭德懷氏「民主主義政治と三三制政權の組織形式」とされる。この「小資本家階級」が國民黨その他各黨を構成するのであるが、これを更に分類すれば、都市の中、小資産階級、小市民、農村の中農であり、また「中産階級の知識層、各流學者」は無黨無派を構成するのであるが、この階層には更に手工業者、小商人、學生並に都市の知識分子、自由職業者、俸給生活者、中農の一部等も包含されると中共側では規定してゐる。しかし實際問題としてはこの種の規定がそのままではまらないのは勿論であつて、知識程度の低い農村においては無黨無派とは政黨の何たるかに關心の薄い廣汎な農民を含むものと解しても差支へなく、地主の國民黨員、地主の無黨無派もあり、中共黨員に都

市の知識分子、富農を包含するのと同様である。また實際の選挙にあつて、共產黨員が三分の一を超え、例へば議員數の過半を占めるといふやうな場合どうするかといふに、中共黨員の得票の下位の者から順に議員を辞退し、或は候補者數のうち中共黨員を三分の一に限定するといふ方法がとられてゐる。そして政府機關においては、各廳長、科長、委員といふが如き職員を三分の一づゝの比率に割當て、數學的な三對三の比率は勿論困難にしても、例へば五人の科長の椅子のうち二人を超えず、また中共黨員の邊區主席に對し、副主席は國民黨員をあてるといふが如き方法で大體の勢力を三三制で維持する原則がまもられてゐる。

ともかく、これらの雑多な階層を網羅し、一黨專政を避けて無産階級以外の各階層の利益をも保證してゐること、特に半封建的階級として排除すべき地主層に對しても、後述の經濟政策に見る如く、或る程度の利益を約束して、廣汎な人民の要求をとり入れようとしてゐることが三三制の特徴であり、「民主的聯合政府」の實質をなすものである。



### 第三節 經濟政策

#### A、邊區經濟の特質と經濟政策

「政治は經濟の集中的表現である。」と毛澤東氏は述べたが、邊區經濟の基本的條件と生産力の發展へ推進する政策が新民主主義政治の基盤であり、中共政治の現實的課題であるといへる。毛氏はそれを聯合政府論の中で次のやうに述べてゐる。「中國一切の政策およびその實踐の、人民中に表現される作用の好悪大小は、その根本は人民の生産力の發展に對して有益かどうか、及び有益の程度の大小に歸するのであり、それが生産力を束縛するか、解放するか否かによるのである。」と。こゝでは邊區經濟の基本的條件から、具體的な經濟政策に入つて行きたいと思ふ。邊區の基本的經濟條件は、これを陝甘寧邊區についていへば、先づ第一に發展段階の非常に低い農村經濟を基盤としてゐることである。そこでは資本の蓄積も集中も見られず、原始形態に近い生産手段と生産方法によつて行はれる幼稚な農耕を基礎としてゐる。第二に人口が稀薄で資源も豊かでない、人的、物的に劣悪な環境にある。第三に、従つてそこで支配的な社會關係は封建

的遺制であり、資本主義の萌芽は未だ局部的、初歩的な段階にある。このやうな基礎の上で、中共の建設せんとする經濟は所謂新民主主義經濟であるが、それは毛氏によれば次の如き内容を持つものである。

- 一、新民主主義の經濟は基本的には資本主義經濟である。それは封建的社會から資本主義社會への經濟の發展と生産力の向上をはかるものでなければならぬ。そのためには資本主義への發展を制約する一切の障礙、すなはち帝國主義的侵略と封建的殘滓を取り除かねばならない。
  - 二、しかしながらそれは古い範疇の、即ち資産階級專制の資本主義經濟を建設するものではない。無産階級に領導された一切の革命階級の聯合專制による資本主義經濟でなければならぬ。
- 以上二つの基本的性格から導き出された新民主主義の經濟政策は、第一に孫文の「資本節制」すなはち「私有財産制度をして國民の生計を操縦せしめない」ことである。故に大銀行、重要工業、大商業は新民主主義共和國の公有とする。しかし新民主主義は私有財産を否定するものではなく、小企業や、國民の生計を左右することのない産業はその發展を許容し、促進するものである。第二に孫文の「耕者有其田」のスローガンを實行し、必要に応じて一定の方法により、地主の土地を沒收し、これを土地なき農民に分與する。所謂「地權平均」の原則であるが、これも

土地の私有を否定するものではなく、富農經濟の存在を認め、農業の資本主義化を促進するものとされる。

かくて中共地區における經濟は封建的經濟、資本主義經濟、公有經濟の三つの要素を内包しつゝこれらを綜合して資本主義への發展をはかりつゝあり、しかもこれらが無産階級の領導下にあるといふ特異な性格を持つてゐる。これを更に各部門別に見るならば次の如き要素を指摘するこゝとが出来る。

一、農業部門 1、殘存せる封建地主經濟 2、消滅の過程にある家長的自給經濟 3、農業小商品經濟 4、農村における資本主義的要素となる富農經濟 5、共同農具による合作經濟 6、軍隊、公共機關、學校の營む公營經濟

二、工業部門 1、小手工業 2、工業合作社 3、軍隊、公共機關、學校の營む公營經濟 三、商業部門 1、集市(原始市場) 2、消費合作社 3、政府公營商店

右のうち軍隊、公共機關、學校の營む公營經濟は、生産要素は原始的な手工業的農具であり、土地は荒地であり、肥料、種子等も劣等であるが、工具はすべて公有であり、共同勞働と共同消費との生産様式であつて、それは富農經濟、合作經濟と共に「新しい型の資本主義」への生長を

促進する典型的な新民主主義經濟の内容をなすものとされる。また富農經濟については農業政策の項で言及するが、一九四三年展開された「吳滿有運動」において、中共指導部が次の如く述べてゐるのは邊區經濟における富農の地位を明確に指示したものと注目すべきである。

「吳滿有は延安郊外の一富農である。彼は過去の社會における舊式富農とは異り、かつて半封建社會の壓迫を受け、樹皮を喰ひ、糠秕を嘗めた生活から逃れて邊區に來り、革命闘争に参加した難民であり、「全村民が吳滿有家の鶏が啼くと起きる」習慣となつた程の模範的勤儉力行によつて今日を築いた革命的富農である。かゝる革命的富農は、邊區が半封建革命を経過し、資本主義發展の障礙を除去したが故に出現せるものである。この資本主義的富農經濟は、雇傭勞動を搾取るものではあるが、しかも封建的地主經濟に比すれば一步の進歩であり、この進歩がなければ、革命を更に一步前進せしめることが出来ない。全邊區の農民が彼を模範として、これに續くならば、必ず更に多くの中農、貧農、或は雇農さへもが、吳滿有のコースに沿つて富農、中農たることが可能である。舊資本主義下における農村の階級分化は、小部分を中農、富農に發展せしめ、大部分を反對に貧農、雇農、都市無産者たらしめる。しかしながら新民主主義の條件の下においては雇農、貧農、中農はそれぞれ、中農、富農、貧農に發展し、一日一日農衣充食への道を進み、

絶対に退歩する者はない。かゝる富農生産の奨励は、既に土地分配を終り、元來の雇農の大部分が貧農となり、中農となり、現在の雇農は外から来た雜民であつて、彼等といへども一、二年の勞働により土地を取得すべく保護されてゐる。邊區は富農生産も奨励し、同時に雇農の保護も決してこれを忽せにしてゐない。

しかして半封建、半植民地社會における富農經濟の發展は往々にして、封建的形態における發展であるが、土地分配或は減租減息運動を經過して封建的搾取を廢止また制限した新民主主義政權下においては、封建的地主經濟は促成されず、資本主義的富農經濟の生長のみが保證される。しかし富農經濟は、資本と土地の集中に對する制限を受けるが故に、米國式の農業トラストに發展することは出来ない。その唯一の可能なる發展の前途は、ソ聯式の社會主義共營農業の形を取るのである。それは中國の新民主主義社會が歐米式な資本主義社會になれず、最後には必ず社會主義社會に發展するのと同じである。』

これは中共が封建的基盤の上に全く新しい資本主義を打ち建てようとしてゐることを示してゐる。すなはちその資本主義はそれ自體の中に社會主義的性格を内包し、資本と土地の獨占を排除しつゝ、個人資本の蓄積を許容するが、同時に「少數人によつて私されない、一般人民の共有す

る」が如き資本主義でなければならぬ、それは將來社會主義へ發展すべき要素を持つた資本主義といふことが出来る。毛氏はそれを「聯合政府論」で次のやうに要約してゐる。

『新民主主義的經濟は孫先生の原則に符合する。土地問題において孫先生は「耕者有其田」を主張し、商工問題では「およそ本國人および外國人の企業にして、獨占性を有するもの、或は規模過大にして私人の力で辨じ得ないもの、銀行、鐵道、航空の類は國家をして經營管理せしめ、私有資本制度をして國民の生計を操縦せしめない。」といつてゐるが、吾人は現段階においては、經濟問題に關し、完全に孫先生に同意する。また一部人士は中共が個性發展、個人的資本主義發展、私有財産保護に不賛成ではないかとの疑ひを抱いてゐるが、これは間違ひである。民族壓迫、封建壓迫は殘酷に中國人民の個性發展、個人的資本主義發展を束縛し、廣大なる人民の財産を破壊しつゝある。新民主主義制度の任務はこれらの束縛を除き、その破壊を停止し、人民をして共同生活中に個性を自由に發展せしめ、國民の生計を操ることなく、それに有益なる個人資本主義經濟を自由に發展せしめることを保證することであり、一切の正當な私有財産を保證することである。』

## B、土地政策

## (一) 土地政策の本質

農村にその活動の基盤を置き、新民主主義經濟を建設せんとする中共にとつて、土地政策は本質的な重要性をもつ。それは土地私有制の問題をめぐつて、黨の政策が資本主義一般をどの程度容認するかのパロメーターでもあり、中共の基本政策の内容をなすものであつて、それはまた中共の把握した中國社會の特殊性に對する認識を端的に表明してゐるからである。

中共が最初に掲げた土地政策は土地私有制の全面的な否認にあつた。第一次國共分裂直後の南昌暴動の失敗のあとを受けて一九二七年八月七日九江に開かれた八・七緊急會議は、當時の革命段階における核心的課題は土地革命の斷行であると認め、具體的には大、中地主の土地を沒收して貧農に分配し、小地主には小作料の引下げを行はしめ、或る一定の時期に到達した場合に「耕者有其田」のスローガンの下に、土地の國有並にその新たな分配を實現せんとした。次いで同年十一月九日開催された擴大會議においては、八・七緊急會議の精神を更に發展せしめ、「すべて

ての地主の土地は、無償で沒收し、一切の私有地は完全にソヴェート國家の労働人民の公有に歸する」ことを基本事項とする「土地問題綱領草案」を決議し、八・七緊急會議において許容した小地主の土地所有をも全面的に否認した徹底的な革命を企圖したのである。翌一九二八年七月の六全大會においても、中國革命の中心は農民革命であり、農民革命の目的は土地革命であるとの立場から

一、無償且つ即時に豪紳地主の土地を沒收し、沒收せる土地は各地の官公有地と共に農民代表會議の管理に移し、これを分配して農民に使用せしめること。

二、一切の高利貸借および小作契約その他農民への搾取契約を破棄すること。

三、一切の苛税および徵稅制度を廢止して、統一的農業累進税を設けること。

等を規定して、土地國有制度の確立と、商品經濟の消滅を目的とした「土地問題決議案」を採擇した。その後瑞金に中華ソヴェート臨時政府が樹立されて一九三一年十一月七日開かれた第一次全國ソヴェート代表大會は「中華ソヴェート共和國土地法」十四ヶ條を決議公布し、八・七會議以來の中共の土地政策を法文化した。この土地法においては、土地沒收の範圍並に方法がやゝ緩和され、第一條には「すべての封建地主、豪紳、軍閥、官僚およびその他の大私有者の土地

は、自己の經營たると賃貸たるとを問はず、一律に何等の代價をも給付することなく、これが沒收を實行す。」と規定してゐるが、中、小地主については全然觸れず、また第三條に「中國富農の特徴は地主または高利貸を兼ねる點にあるが故に、彼等の土地は當然沒收するが、中農階級の土地は沒收せず。」と規定し、土地を沒收された富農に對しては「自己の勞働をもつてその土地を耕す。」といふ條件の下に「比較的劣等な土地の分配を受くることを得。」となし、その土地の沒收分配は「基本的農民大衆がこれを希望し、支持する場合」にのみ實行すべく、ソヴェート政府の威力をもつて實行すべきでないことを明らかにしてをり、中共の土地革命における態度は若干緩和されてゐる。しかしながら軍閥、官僚を含む大地主の土地を沒收して、これを土地なき貧農に分け與へるといふ土地革命の基本的方針には變りはなく、ソヴェート政府から紅軍の大西遷後も、國共第二次合作にいたるまで繼續されたのである。

そしてこの間、土地革命に對する緩和の傾向は延安の中共指導部において漸次顯著となりつゝあつたが、これは一つには抗日戰の展開と、民族統一戰線結成のために、民族ブルジョアジーおよびこれと不可分の關係にある封建的地主層との妥協を必要としたことは勿論であるが、それにも増して重要なことは、中共の中國革命に對する認識の深化と從來の闘争に對する反省であつた。

それは指導理論の項に述べた如く、歴史的發展段階を無視した政策をとり、「植民地的、半封建的廢墟の上に直ちに社會主義を建設」せんとし、やがて生産力の發展を停滞せしめたことにある。この反省に基いた中共の新たな土地政策の原則は一九四〇年、毛氏の「新民主主義論」に表はれてゐる。すなはち彼は「經濟組織の不均等を醸成する最大の原因は、土地權が少數者によつて壟斷せられるところにあるが故に、國家は土地法、土地使用法、土地徵收法、地價稅法等を規定すべきであり、個人の私有地は地主がその價格を見積つて政府に呈報し、國家はその價格に照して徵稅し、必要な場合は呈報せられた價格をもつてこれを買收し得る。」といふ國民黨一全大會宣言中の地權平均説をとりあげ、これを中共の政策として採擇した。それはとりも直さず孫文の地權平均説であり、一面において地主の恐怖を抑制し得ると共に、他面においては若し國家が土地の國有を希望する場合は、合法手段をもつてこれを斷行し得る途をも拓いたのである。それと共に中共はその新民主主義的土地政策を、後述の減租減息政策を基幹として實施した。これは一九四二年一月中共中央政治局會議を通過した「中共中央の抗日根據地土地政策に関する決定」において明瞭に規定された。それによれば

一、農民は抗日と生産の基本力量であることを認める。故に黨の政策は、農民を援助して地主

の封建的收取を軽減し、減租減息を實行し、農民の人権、地権、政權、財權を保證し、もつて農民の生活改善および農民の抗日並に生産に對する積極性の向上をはかるにある。

二、地主の大多数は抗日を要求し、一部の進歩的紳士もまた民主的改革に賛同しつゝあることを認める。故に黨の政策は、單に農民を扶助し、封建的收取を軽減せんとするに過ぎず、決して封建的收取を完全に絶滅せんとするものではない。故に減租減息の實行後は小作料および利息の支拂を實行しなければならぬ。農民の人権、地権、政權、財權を保證した後は、更に地主の人権、地権、政權、財權を保證し、もつて地主階級と共に一致して抗日しなければならぬ。但し絶対に改革を欲しない漢奸に對しては、その封建的收取完滅の政策を容赦なく實行する。

三、資本主義的生産様式は、現在の中國にとつて比較的進歩的な生産様式であり、また資産階級、就中小資産階級と民族資産階級とは、現下の中國においては比較的進歩的な社會構成分子であり、政治力量であること、更に富農的生産様式は資本主義的性質を帯びてをり、富農は農村における資産階級であること、小資産階級、民族資産階級並に富農はすべて抗日を要求しつゝあるのみならず、更に民主性をも要求しつゝあることを認める。故に黨の政策は、資本主義並に資産階級を弱めんとするものでもなければ、富農階級並に富農生産を弱めんとするものでもなく、

労働者の生活を適當に改善するといふ條件の下に、資本主義的生産並に富農との聯合を奨励せんとするものである。

この新土地政策は、減租減息による農民の生活改善を重視すると共に、減租減息の條件の下に、地主、資産階級の私有財産権および封建的搾取をも容認し、資産階級、富農階級の資本主義生産を積極的に擁護し、全邊區の生産力の向上を第一義の要請としたところに劃期的な意義を認めることが出来る。そしてこの減租減息政策によつて資産階級民主主義革命を完成し、中國を半封建的社會より新民主主義を内容とする資本主義社會へ發展させ、かくして農業技術の進歩と生産の發展をもたらすと共に、將來の社會主義革命へ轉入する經濟條件を準備せんとするのが中共の基本的土地政策となつたのである。

### (二) 減 租 減 息

減租減息政策の具體的内容を「中共中央抗日根據地土地政策に關する決定」の附屬文件「小作料及び小作權の問題について」その他によれば大要左の如くである。

一、二五減租 公有地、私有地、小作地、入會地の區別なく、また金納、現物、分益、定額

の別なく、一率に抗戦前小作料の二十五パーセントを減額せしめる。而して二五減租した地主の所得額は一定の最高限度（各地の事情により十分の四乃至十分の二）を超過することを得不い。金納の場合は、紙幣價值下落を考慮して、一部または全部を物納に代へて減額する。過去の累積せる滞納小作料は一切免除せしめる。

二、小作権の保護 減租減息の強行から豫想される小作地引上げ等の土地紛争に備へたもので、現在の永小作権は勿論保護され、地主は永小作権なきものについても、可及的長期の契約を結ばねばならぬ。土地所有権確認に基いて、地主は契約満了の土地の處分権を有するが、その場合三箇月以前に小作人に通知することを要し、小作人は地主の土地處分について、借入、受買、購入の優先権を有する。永小作権または契約満了前の土地を地主が賣却せる場合、引續き小作人は耕作権を有し、また小作人は自ら耕作せず、小作地を賃貸せる場合、減租後故意に小作料も支拂はざる場合、借地後二年を経るもこれを耕さざる場合の他は、永小作権または契約満了前の土地を引上げられることはない。

三、一五減息 抗戦前に成立せる貸借関係は年利一割五分、單利の形式に変更し、この基準に照して、既に利息の支拂が元金の額を超過してゐる場合は、利息の支拂を停止して元金のみを

返済し、利息の支拂が元金の二倍以上に達してゐる場合は、元利共に支拂を停止する。債務者は利息引下げ後、利息の支拂を拒むことを得不い。債権者は利息引下げを理由として契約を解除するを得ない。但し以上は抗戦前に成立せる債務の整理であつて、抗戦後成立せる貸借には適用されない。その理由は、抗戦以來の困難によつて農民が新たな借金、借糧を必要とする場合、利率の低下によつてそれを不可能にさせないためであつて、この場合は當該地の社會經濟關係に基いて、民間の自由決定に委ねられる。なほ債権者は債務者が期限到來後、元利を支拂はざる場合の担保物處分権を認められる。

四、特殊なる土地の處理 (イ) 惡質なる漢奸の所有地は、これを全部沒收して政府が管理し、農民に貸與して耕作せしめる。

(ロ) 事情やむを得ずして漢奸となつた者の所有地はこれを沒收せず、寛大に取扱ひ、その改過遷善をはかる。

(ハ) 逃亡地主の所有地は、その逃亡者が何處たるを問はず、これを沒收しない。管理者なき場合は政府が代つて管理にあたり、農民に貸與して耕作せしめ、その小作料を保管し、また公租公課も政府が代つてこれを納入し、所有者の歸宅を待つて、土地および保管せる小作料を返還する。

(エ) 族地、社地、學田、宗教結社の所有地は原則として變更しない。

この特殊土地の處理に關する中共の態度は、逃亡地主は勿論、漢奸に對してさへ情狀酌量の餘地ある限り、その歸來を慫慂し、從來敵視して來た宗教團體に對してさへ、全然手を觸れないといふ、著しく妥協的なもので、民族統一戰線の土地政策として極めて弾力性に富んだものである。

(三) 土地所有關係の變化

中共の土地政策は以上の如く、地主、資本家の利益を保證しつつ、貧農の生活、地位の向上をはからんとしたのであるが、一方においては小作農家および負債農家が、高率小作料や高利の債務から解放されると共に、他方、地主、高利貸階層は租息收入の減少を來し、また租稅政策の壓迫を受けて、貧農、地主の減少、中農の増加といふ土地所有關係の平均化の現象が起りつつある。

すなはち晉察冀邊區十二縣、三十二箇村の調査統計によれば、支那事變前および事變中の一九四一年にいたる約六年間に次の如き變化を示してゐる。(人口に對する百分比)

戦前(一九三七年以前)		抗戦後(一九四一年)	
地主	三・六九%	二・五六%	
富農	六・六九%	六・(不明)%	
中農	三一・五七%	四四・四一%	
貧農	四六・六(不明)%	三九・五五%	
雇農	四・七八%	二・九%	

調査統計の困難な中國において、これをもつて直ちに邊區全般の數字となすことは出來ないが、しかし大體の傾向として、貧農、雇農の下層階級を解放し、堅實なる中農の増加となりつつあることは窺はれる。減租減息は、以後中共の農村政策の中核となり、これを推進することによつて、結果において「耕者有其田」と地權平均を實現しつゝあると見ることが出来る。毛氏は一九四五年「聯合政府論」においてこれを次のやうに述べてゐる。「抗戦期間中、中共は一大讓歩をなし、「耕者有其田」政策を「減租減息」政策に改めたが、この讓歩は正しく國民黨を動かして抗日に参加させ、解放區の地主農民を抗戦に駆起させた。特別の障礙なき限り、吾人は戦後もこれを繼續する。減租減息を全國に實現し、段階を経て「耕者有其田」に到達しようとするので



あり。

### 0、農 業 政 策

農業はいふまでもなく邊區經濟の基本的生産部門である。農業生産の増強は邊區の百分の九十以上を占める農民の民生を改善し、下層農民をして納税と小作料納付の餘裕を持たしめ、邊區の經濟と財政の全基礎たらしめんとするにある。こゝではその増産對策を見よう。

#### (一) 増産の基礎的對策

##### (イ) 封建的搾取體制の改革

増産の基礎的條件を充足するためには、先づ封建的搾取體制が除去されねばならない。そのためには、第一に減租減息を實施して農村の過半を占める小作農民と雇農の生活改善をはかり、農民生活の安定と餘利をもたらし、その蓄積によつて施肥、役畜、種子の購入を可能にし、農業生産の増加を招来しようとする。第二に、統一累進税を實施し、農家負擔の均衡をはからんとす

る。第三には、荒蕪地の開墾、不在地主の土地分配等によつて、貧農に土地を與へ、土地所有關係の改善をはからんとするのである。

##### (ロ) 富農政策

中共が貧農の生活擁護のみに止まらず、更に農民の生産意欲を昂め、農業の資本主義化を促進するために富農の擁護政策をとつてゐることはさきに述べた。それは中共の私有財産擁護を一步進めて、個人資本の蓄積を奨励し、封建的な農業生産の立遅れを克服せんとするものであるが、富農擁護政策と労働英雄運動を結びつけた「吳滿有運動」を更に一瞥すれば次の如くである。

吳滿有は一九四二年度生産競走の最高記録保持者であり、經營面積六十畝（一畝は日本の六畝）、所有役畜成牛二、仔牛二、馬一、驢一、労働力は家族労働力三の他に長工三、短工一、牧童三を雇傭する一富農である。彼は數年前まで一貧農に過ぎなかつたが、租税、小作料を完納した上に、蓄積した零細な資産をもつて土地を購入し、中農となり、更に富農として、資本家的生産を續け、邊區全般の生産力向上に寄與した。中共中央は吳滿有を農業部門の最高の労働英雄として稱揚し、「吳滿有に續け、彼の労働精神および公民模範の點を學べ」と呼びかけ、中農、貧農或は雇農も吳滿有の線に沿つて、富農となり、或は中農となることを奨励した。一九四三年延

安に開かれた第一回労働英雄大會には、農業英雄吳滿有、工業英雄趙占魁以下三百餘名の労働英雄が出席し、最終日にはこれら労働英雄のうち二十五名に對し、特賞として各三百元を與へ、毛澤東、朱德氏等中共首腦者自筆の題字が與へられ「四千年來奴隸の地位に置かれた中國農民はいまや労働英雄の名により、全邊區民衆の尊敬を一身に集めるに至つた。」と讃辭を贈られてゐる。

### (二) 増産の具體策

#### (イ) 開墾獎勵策

人口稀薄で土地廣大な陝甘寧邊區においては特に未耕地の開墾が重視され、貧農の土地問題を地主からの土地沒收よりも耕地面積の擴大によつて解決せんとしてゐる。これは抗戰中、淪陷區よりの難民救済の効果を併せおさめんとしたもので、同邊區の「移民難民優待條例」によれば、公有土地開墾の場合は所有權供與、公糧一年間免除、地租三年間免除、播種または施肥用の若干の既耕地の提供、家屋の貸與、農業貸付の優先等の特典が與へられてゐる。また逃亡地主の放置した熟荒地の開墾につとめ、これらの開墾工作には一般農家、移民、難民の他に軍隊、公共

機關職員をも動員して相當な効果をおさめてゐる。陝甘寧邊區においてはこれらの協力によつて一九三七年より一九四二年の六年間に開墾地合計三百萬畝、その生産高は邊區全體の一九四二年生産高の六分の一に相當すると述べてゐる。

#### (ロ) 労働力の動員

邊區の労働力は一般に缺乏の傾向にあつたため、中共は労働力動員對策を重視し、軍隊、教員、學生および黨、政府の工作人員を生産に参加せしめ、農繁期には生産休暇が與へられ、動員された労働力は春耕、夏收、秋收運動等によつて組織的に編成された。特に軍隊の農民に對する協力は積極的で、何らの報酬を受けることなく、食事持參で駐屯地附近の農家に出勤する。その他毛澤東主席以下中共首腦部、公務員をはじめ、邊區内のあらゆる人々に労働の義務があり、一定單位の耕作或は織機に従事する。但し毛澤東、朱德氏等の如く特別に心身を勞する中央指導者に對しては、邊區人民全般の利益のために、別の黨員が代つてその労働を引渡けるといふやうなとはあるが、原則はあくまで守られてをり、農村では老人、幼兒の馬糞拾ひにいたるまで、如何なる労働力も無駄にしないといふ方針が徹底してゐる。

#### (ハ) 農業貸款

耕牛、農具、種子の不足に悩む農民に對し、陝甘寧邊區政府は一九四二年、耕牛、農具購入資金三百一十萬元、植棉および棉花育苗資金百五十三萬元を邊區銀行より貸出さしめ、農民の手持を加へて、その結果は耕牛二千六百七十二頭、農具四千九百八十件の購入を可能ならしめ、荒蕪地の開墾と増産に資したが、引續き豫算を擴張して、一九四四年には豫算一億元（耕牛、農具貸付六千萬元、移民貸付二千萬元、農事改良貸付二千萬元）を計上して増産を助成してゐる。

(二) 農業技術の改進

水利の改修をはじめ、肥料、種子、農具における耕作方法の改善、副業の奨励等が行はれ、これが促進のため農工業展覽會、生産競走、學校における農業技術教育等が行はれてゐる。

(三) 公 營 農 業

邊區の公營經濟は、邊區政府が直接經營する重要工業と、軍隊、公共機關、學校で經營する農業とに分れる。公營農業の主體をなすものは軍隊の自給生産活動である。朱德氏は一九四三年、吳滿有運動に呼應して軍隊内の生産競走を展開し、「銃をとつては戰場に、鋤をとつては田圃に赴く」中共軍の本領を強調してゐるが、中共軍はこれによつて自らの軍糧を生産し、軍の自給自

足を建前とするのみでなく、更に豊富な勞働力を以て農民の生産を援助し、邊區の生産に貢献してゐる。一九四四年度の晋察冀邊區の指令によれば、軍隊は幹部と兵士を問はず、各人一畝半の土地を耕作することを規定し、土地は新たに開墾するか、農民より借用すること、そして各人は三箇月間の糧秣を自辨自給することを義務として定めてゐる。また同指令は邊區の政府機關においても、幹部と工作員とを問はず、一人一畝を耕作し、各人二箇月の給費を自辨自活することにしてゐる。

軍隊の生産は、抗戰期間中は戦鬪の多い地區と後方の邊區とで差別があるが、大體において前線部隊も軍糧の三分の一を生産し、後方では全額或は全額以上を生産して前線に送つたといはれる。一九四三年毛氏は模範工作者大會において「軍および公共機關の自給率は、駐屯地、所在地の情況の如何により一率には行かないが、昨年には五十五パーセント、本年は殆んど完全自給に達し、財政的に邊區政府、人民の何れにも依存するを要せず、政府、軍および各機關の營々公營經濟の収入は人民の全納稅額を超過してゐる」と述べてゐる。

D、工業政策

(一) 公營工業

沿岸地域の如く民族資本の蓄積もなく、原始的農業を主體としてゐた邊區に工業を振興するところが非常な困難を伴ふのは勿論であり、邊區の重要工業は全部政府、軍隊の公營企業として育成されてゐる。石炭、石油、製鐵、交通の如き基本産業をはじめ、紡績、製紙、皮革、農機具、鹽業、マッチ、石鹼、煙草等や規模の大なる工場は公營であり、軍隊も紡績、製紙工場を持ち、兵器廠は軍の直營である。

工業一般の基礎條件の低位な邊區にあつて、その急激な發達は困難としても、個人資本の蓄積と同時に「公有」資本の擴大をはかり、資本の私的獨占を避けんとする邊區の公營企業建設は今後の重要な課題である。

(二) 手工業、家内工業

工場工業は邊區において公營企業として漸次發展の過程にあるが、それは未だ「荒野の上の建設」であり、現在の段階においては手工業、家内工業に依存せざるを得ず、自給經濟維持の必要性からも邊區政府の奨励するところであつた。これは比較的簡単な工程でなし得る土布、皮革、原始的製鐵、織機、煙草等において既に廣汎な民需を賄つてをり、この奨励策として、半農家半職場の家内工業を起し、各家庭、各村における分業によつて小規模な工程の能率を擧げること、また一村中に同様な製品を生産する家庭は聯合して共同生産をなす等の方法で生産の合理化と普遍化がはかられてゐる。

E、合作社運動

(一) 性格及び任務

毛澤東氏は「邊區の農業生産合作社がソ聯の集團農村（コルホーズ）と異るところは、私有財産の基礎の上に立ち、自發的な加入によつてなされる新民主主義的集體互助機構である點だ」と指摘してゐる。合作社運動の起源は小農經濟を基礎とした一種の協同組合運動であり、一九二〇年代の國民黨政府時代に、農村救濟運動の一つの施策として急速な普及を見たものであるが、中

共地區においては、これに私有的個體經濟よりソ聯式の集團經濟に至る過渡的段階にある協同經營の性格をもたせ、新民主主義經濟の重要な構成部分としてをり、その種類は大の如くである。

(一) 生産合作社 農業部門においては農機具、肥料、種子の共同使用、共同水利事業、開墾等を行ひ、工業部門においては手工業、家内工業の合作事業を行つて、共同作業場の設置による生産能力の向上、原料の共同仕入等を行ふ。

(二) 運銷合作社

農耕生産物の運搬にあたり、各品種別の運銷合作社を組織する。

(三) 消費合作社

消費資材の共同購入を行ふ。

(四) 信用合作社

高利貸資本の撲滅をはかり、低利貸付および遊休資金の生産部門への導入をはかる。

しかして以上四つの業務を兼ね行ふものを綜合合作社と稱する。

かくの如き合作運動の任務は一、政治的には民衆の意志を組織し、民主政治を促進する手段であり、二、経済的には生産力發展の手段であり、商業を組織化して邊區經濟を強化する手段であり、三、民生にとつては中間搾取と高利貸資本を排除し、民衆の生活向上を促進するものである、とされる。

### (一) 合作社の組織と普及状況

晋察冀邊區の「合作社組織條例」(一九四三年公布)によれば、合作社は村合作社をもつて組織単位とし、村合作社を社員として區合作社を組織し、更に區合作社を社員として縣聯合社を組織する。各級合作社は各級政府指導の下に置かれ、一合作社の社員は七名以上なることを要し、邊區一切の抗日人民は、民族、階級、性別、年齢、職業の區別なく社員となることが出来ることである。

陝甘寧邊區の模範的合作社としてあげられるものに延安南區綜合合作社がある。これは一九三六年の設立から次第に事業を擴大して生産、消費、運銷、信用全部門に互つて經營し、そのうち生産においては紡績、搾油、製氈等六種の生産合作社を組織し、運銷は主として運鹽であつて、運鹽用役畜百餘頭を有する。加入者は南區戸數の八十パーセントにあたる千百餘の社員、資本金二百萬元、一九四二年十箇月間の利益金が百六十二萬元であつた。同合作社は一面政府機關としての性格を持ち、公糧の徵收、保管、運轉、難民移入植事業にも協力してゐる。邊區政府はかくの如き合作社を全地域に普及せしめんとしてゐるが、その他手工業合作社は紡績、搾油、採鹽、

製粉、毛織、製衣、製靴等に互つて非常な普及を示し、陝甘寧邊區九三一九三七年の一家から一では九年既に百四十六に達してゐる。また晋察冀邊區においては、河北省が一九二〇年代の合作社運動の發祥地であつた關係から、中共の合作社も最もよく發達し、一九四〇年六月既に全邊區五千六十九社（社員五十萬八千）を示してゐる。全般の傾向として、重點が消費合作社より生産合作社に移行しつつあることが窺はれ、同年七月の晋察冀邊區三十縣の合作社統計によれば、各種合作社の百分比は總計三千五百三十五社のうち、

生産合作社	三一%	消費合作社	二七%
運銷合作社	一七%	信用合作社	一%
綜合合作社	二四%		

となつてゐる。

## F、財政及び通貨

中共の財政政策は、各邊區毎に獨立の收支計畫を立て、邊區經濟の自給自足といふ最大の要請の下に基礎を築いて來た。各邊區が獨立の收支計畫を立て、ゐるのは、抗戰中に日本軍の攻撃に

よる一邊區の崩壊といふが如き事態に備へて、各邊區の彈力的な運営をはかつたこと、また各邊區が作戰上の要求から常に勢力圏の移動を生じ、各邊區の建設状況にも差異があることなどによるが、一般的に言つて邊區の財政は極めて簡單であつて、現物徴辦と現物支給を建前とし、公營經濟の比重増大による財政の基盤強化がはかられてゐる。

一資料によれば、一九四四年の陝甘寧邊區における財政収入は、支出一〇〇に對し公營經濟並に公共機關による生産が六四%、政府の貿易商業による収入が八%、統一累進税一〇%となつてをり、政府の公營的性質に基く収入が、全體の七十二パーセントを占め、民衆から徴收する統一累進税を加へ、八十二パーセントが政府の収入であつて、十八パーセントの赤字の分は通貨の増發と公債をもつて賄はれてゐる。財政支出の總額は一九四四年が九十億元、一九四五年百二十億元となつてゐるが、詳細は不明である。

次に税制の概要にふれて見よう。

## (一) 統一累進税

陝甘寧邊區では一九四四年から全邊區で實施したが、この課税の原則は (イ)貧民の負擔を輕

減すること (ロ) 公正な利潤を保證する (ハ) 税をなるべく廣汎な階層から徵收すること、の

三點を建前とし、減租減息政策に照應する獨特の租稅體系である。

徵稅方法は土地および農工商業の收入について「富力」換算を行ひ、土地は六十市斗の穀物を生産する土地毎に二十富力とし、農業收入は十市斗穀を一富力、また工業收入は時價をもつて穀物收入に換算するといふ方法をとり、すべての物を富力によつて表現する。そしてこの富力に應じ累進的な課税を行ふのであつて、自作地、小作地には一定の控除額を設け、免稅點は一戸の收入を人数で割つたものに對し、一・二富力乃至一・五富力とするなど極めて詳細明確な規定をなし、農業は七級、工商業は四級に分つて累進稅率をもうけてゐる。中共地區には田賦、合理負擔その他種々雑多な課税が行はれてゐるが、漸次この統一累進稅に切り換へられ、一般民衆の負擔輕減に役立つてゐるといはれる。しかしてこの稅制の新民主主義的特徴は次の諸點にあるとされる。

- 1、土地および收入にのみ課税し、土地以外の資産たる糧食、貯金、商品、家屋等に課税しない。これは資本家および勤儉貯蓄者を優遇し、富農政策に對應するものである。
- 2、自作農は毎畝一市斗および總量の一割を控除して富を計算し、小作農はその他に小作料

を控除して計算し、無産者およびこれに近いものの負擔輕減を明瞭にした。

- 3、工商業と農業稅率を區別し、特に工業を優遇してその發展をはかつた。
- 4、新開墾地、合作社收入、労働賃銀、家庭副業等について免稅規定を設けてゐる。

### (二) 通過 稅

從來中國には釐金稅と稱して、各軍閥、各地方政府毎に移動物資に對し課税し、場所によつては僅々十數里の距離を運搬する物資に對し、三十餘箇所を徵稅され、商品の價格は目的地に到着したとき數十倍の値上りを示すなどは珍しくないとされてゐる。中共はこの惡税を撤廢して、一回限りの課税に改め、邊區内においては納稅證、貨物通行證等を發行して爾後の免稅を保證した。通過稅はまた邊區内と他地區との物資交流に對する一種の輸出入稅でもあり、抗戰中日本側の經濟封鎖に對抗するための經濟戰の手段として、また邊區内の反封建、反帝國主義經濟を外界の影響から斷ち切るために、重要商品の移動を統制するためにも行はれてゐるが、これについては商業貿易の項で述べる。

その他陝甘寧邊區では戰前に存在した四十二種の苛捐雜稅を廢止し、殘存するのは鹽稅、營業

税、酒烟税等數種の税に過ぎない。

(三) 通貨

財政が各邊區毎に別個に建てられてゐる如く、通貨も各邊區毎に一つの發券銀行を持ち、陝甘寧邊區銀行（陝甘寧邊區）、晋察冀邊區銀行（晋察冀邊區）、冀南銀行（晋冀魯豫邊區）等十數銀行が設立されてゐる。

發行準備は一邊區銀行の規定によれば百分の六十を實物準備（硬貨、地金銀、農工產品、その他流通紙幣）、百分の四十を保證準備（有價證券或は手形）となす旨定めてあるが、恐らく各銀行とも財政上の必要に基いて、發行額を政府支拂にあてる不換紙幣或は公債を發行するものであつて、近代的な意味の銀行と見るのは當らないであらう。發行高は一九四四年の陝甘寧邊區政府總支出が九十億元、一九四五年のそれが百二十億元といはれるから、一九四五年末に同邊區内で二百億元前後と推定される。但しこれは重慶地區の豫算と通貨膨脹の傾向を參考にした推定であつて正確なことは判らない。

邊區券の貨幣價值は最近の資料によると、一九四四年七月、陝甘寧邊區において、法幣一元を

邊區券八・五元の比率で全面交換し、法幣の流通を禁止したとあるから、その對外價值はそれ程強固なものとは言へない。しかし中共地區が一種の「物の經濟」で成り立つてゐる以上、貨幣價值或は物價の問題も民生に大きな影響は持ち得ず、貨幣による表現よりも、細糧（粟）何市斗といふ表現の方が邊區内で支配的だといふことがそれを實證するのである。

G、商業貿易

一九四一年中共北方局決定の「經濟建設要綱」に商業貿易に関する根本方針が次の如く述べられてゐる。

「貿易は今日の社會における商品分配の必然的手段であつて、敵後地區の貿易政策は敵の封鎖およびその「以戰養戰」政策と闘争する重要武器である。貿易政策の原則は對外貿易統制、對内貿易自由の二大綱に他ならない。對外貿易統制の目的は根據地内の輸出品を計畫的に輸出せしめ、抗日根據地の必要品を交換するにあり、また敵のダンピング操作を打破して、敵經濟勢力の侵入を防止するにある。對内貿易自由の目的は、根據地内の商品流通を發展せしめ、根據地内の工農業生産を刺戟するにある。官辦營業をもつて自由營業に代へんとするが如き幻想は必ず經濟をし



て萎微不振に陥らしむるであらう。』

かくの如く中共の商業政策は邊區内においては私有財産の保證を前提として、その自由なる發展を認め、且つこれを獎勵する方針をとり、對外的には邊區内の餘剰生産物を計畫的に輸出しつゝ、邊區外の必需物資を有効に取得するため貿易の統制が行はれてゐる。これは抗日に主目標の置かれた戦時中と、經濟建設を主とする現在と、根本方針に變化はなく、半植民地的、半封建的性格を脱却して建設されつゝある邊區經濟に對して、外界からの影響を斷ち切るためには重要物資の貿易に統制を加へなければならぬ。

そのために公營商店が工商管理局或は貿易局の直屬機關として運営され、對内および對外の物資取得および取得物資の配給にあたつてゐる。公營商店の最大なものは延安の光華商店で遠く北平、天津方面から物資を獲得し、陝甘寧邊區公營商店の貿易總額は一九四三年度二億五千萬元に達したといはれる。貿易統制の眼目は、物資面においては邊區内の自給自足の建前から、不必要なものなるべく買はず、一種の保護政策が行はれてをり、奢侈品、自給可能物資を除いた必需品、即ち戦時中においては軍需品、一般物資では石油、マッチ、蠟燭、雜貨等を購入し、その見返り物資としては果實、煙草、羊皮等邊區内で價值少きものを輸出する。また糧食、布類、棉花、

木材、鐵等は輸出禁止品目とされてゐる。一方通貨面においては邊區外の大規模生産による商品との不等價交換を避け、法幣その他邊區外の通貨の流入を阻止するためにパーター制をとり、或は邊區内に流入した法幣を政府で邊區券と交換し、この法幣を邊區外の物資購入に充てる等の操作が行はれてゐる。

附

陝甘寧邊區施政綱領

(一九四一年五月一日發表)

- 一、邊區内部の各社會階級、各抗日黨派を團結し、一切の人力、財力、智力を發揮して邊區を保衛し、中國を保衛し、西北を保衛し、日本帝國主義を驅逐せんがために戦ふ。
- 二、邊區境外の友黨、友軍及び全體人民との團結を堅持し、投降、分裂、敗退的行爲に反對す。

- 三、邊區武裝部隊の戰鬥力を向上し、その物質的供給を保障し、兵役制度及びその他後方勤務の動員制度を改善し、人民との親密なる團結を増進し、同時に抗日自衛軍、少年隊の組織と訓練

を強化し、その指導系統を健全ならしめる。

四、抗日軍人家族優待の工作を強化し、優待條例の實施を徹底し、努めて八路軍及び一切の友軍の邊區にある家族をして、物質的保障と精神的慰安を得せしめる。

五、本黨は各黨各派及び一切の民衆團體が共に選舉を進行せんことを希望し、候補者名簿中に共產黨員は僅かに三分の一を占めることを確定し、以て各黨各派及び無黨無派の人士の均しく邊區民意機關の活動に参加し、邊區行政の管理に参加し得るに便ならしめる。共產黨員が一行政機關の主管人員に選舉せられた時は、同機關の職員の三分の二は黨外の人士を以て充當することを保證すべし。共產黨員はこれらの黨外の人士と民主合作を實行し、一意獨行專斷することを得ず。

六、一切の抗日人民（地主、資本家、農民、労働者等）の人權、政權、財權及び言論、出版、集會、結社、信仰、居住、移動の自由權を保證する。司法系統及び公安機關が法によりその職務を執行する以外は、何人に對しても逮捕、審問或は處罰を加ふるを得ず。而して人民は形式の如何を論ぜず、如何なる公務人員たりともその非法行爲を控訴する權利を有す。

七、司法制度を改進し、體刑を堅く排斥し、證據を重んじ、供述を重んぜず、漢奸分子に對し



ては、絶対に改悛を願はざる者以外は、その過去の行爲如何を問はず、一律に寛大なる政策を施行し、感化轉向を待ち、政治上及び生活上の出路を與へ、殺害、侮辱、自首強迫又は懺悔書の執筆を強迫するを得ず。一切の邊區破壊を陰謀する分子、例へば叛徒分子反共分子に對してもその處置辦法はこれにならふ。

八、廉潔政治を勵行し、公務人員の汚職行爲を嚴罰し、如何なる人員たりとも公に名を藉りて私を利用するが如き行爲を禁止し、共產黨員にして法を犯す者は重罪に處す。同時に俸を以て廉を養ふの原則を實行し、一切の公務人員及びその家庭の必須の物質生活及び十分なる文化娛樂生活を保證す。

九、農業生産を發展し、春耕秋收の民衆動員を實行す。貧苦農民の耕牛、農具、肥料、種子の困難を解決し、今年は六十萬畝を開拓、食糧生産四十萬擔を増加し、外來移民を獎勵す。

十、既に土地を分配せる區域にあつては、一切の土地を取得せる農民の私存土地制を保證す。未だ土地の分配せられざる區域（例へば綏德、麟縣、慶陽の如き）にあつては、地主の土地所有權及び債主の債權を保證す。但し小作料及び債務利息を減すべく、小作農は地主に對して一定の小作料を納入し、債務者は債權者に對して一定の利息を納付し、政府は地主及び債務關係に對し

て合理的調査をなすべし。

十一、工業生産及び商業流通を發展せしめ、私人企業を奨励し、その私有生産を保證し、外地投資を歓迎す。自由貿易を實行し、獨占統制に反對し、同時に人民の合作事業を發展せしめ、手工業の發展を扶助す。

十二、勞資關係を調整し、十時間勞働制を實行し、勞働規律を向上せしめ、勞働生産を増強し、勞働者生活を適當に改善す。

十三、合理的徵稅制度を實行し、人民のうち極めて貧困にして免稅すべき者の他は、すべて財産等又は所得の多寡によつて程度不同の累進稅制を實施し、大多數の人民を均しく抗日經費を負擔せしむ。同時に財政機構を健全にし、金融機構を調整し、法幣を維持し、邊幣を鞏固にし、以て經濟の發展と財政の充足に利せしむ。

十四、文盲消滅政策を繼續推進し、新文字教育を推し廣め、正規學制を健全ならしめ、國民教育を普及し、小學教師の生活を改善し、成年補習教育を實施し、幹部教育を強化し、通俗書籍新聞を推し廣め、自由研究を奨励し、知識分子を尊重し、科學知識及び文藝運動を提唱し、科學藝術人材を歓迎し、流亡學生及び失學青年を保護し、在學生に民主自治權利を許可し、公務人員の

二時間學習制を實施す。

十五、衛生行政を擴充し、醫藥設備を増進し、醫務人材を歓迎し、以て人民の疾病輕減の目的を達し、同時に外來災民の救済を實行す。

十六、男女平等の原則により、政治、經濟、文化上において婦人の社會的地位を向上せしめ、婦人の經濟的積極性を發揚し、女工、産婦、兒童を保護し、自發的一夫一妻制を堅持す。

十七、民族平等の原則により、蒙回民族と漢民族の政治、經濟、文化上の平等の權利を實行し蒙回民族の自治區を建設し、蒙回民族の宗教信仰及び風俗習慣を尊重す。

十八、海外華僑の邊區に來つて求學し、抗日工作に参加し、又は實業を興すことを歓迎す。

十九、社會遊民分子に耕作する土地を與へ、職業を獲得し、教育に参加する機會を與へ、公務人員及び各業人民の遊民分子に對して岐視する不良の習慣を糾正し、會門組織に對しては團結を爭取する教育政策を實行す。

二十、戰闘中に捕虜となれる敵軍及び偽軍將兵に對しては、その情況如何を問はず、一律に寛大なる政策を實行す。その抗戰参加を願ふ者は之を收容且つ優待し、願はざる者は之を釋放し、一律に殺害、侮辱、自首強迫、又は懺悔書執筆を強迫するが如き事をなさず。その釋放後又連續

して捕虜となれる者は、捕はれし回数の多少を問はず、一律に之を處理す。國內外の八路軍、新四軍及び如何なる抗日部隊に對しても、攻撃を行ふ者は、その處理方法は之にならふ。

二十一、中國の主權を尊重し、政府の法令を遵守する原則の下に、如何なる外國人といへども邊區に來遊し、抗日工作に参加し、又は邊區において實業、文化及び宗教的活動を進行することを許可す。その革命行動により、外國政府に壓迫せられて邊區に來りたる者は、その本國人民又は植民地人民たるを問はず、邊區政府は法により一律に一切の保護を與ふ。

晋察冀邊區施政綱領

(一九四〇年八月三十日發表)

晋察冀邊區を發展鞏固ならしめ、敵後の抗戰を堅持するため、本黨中央の抗日民族統一戰線の方針並に抗日救國十大綱領及び國民政府の抗戰建國綱領と邊區の實際情勢とに根據し、こゝに施政綱領を提出する。邊區の各黨各派各界各民族同胞は共同してこれを實行せんことを希望する。

一、國共合作を親密にし、團結抗戰を堅持し、邊區を保衛發展せしめ、團結抗戰を破壊し邊區を破壊するが如き特務漢奸トロツキ派、妥協投降派を一掃す。

二、敵の偽政權を摧毀し、日本帝國主義の財産を沒收して對日戰費に充當す。

三、邊區人民の子弟兵を擴大し、十分にその給與と經常的人員を保證し、敵偽軍を瓦解せしめ、偽軍の反省を爭取し、敵軍の俘虜を優待す。

四、全國の武裝自衛を實行し、廣汎に人民を武裝し、群衆の游撃戰爭を展開し、並に漸次義務兵役を實現す。

五、徹底的に民主政治を完成し、健全なる各級民意機關及び政治機構を建設し、民意機關と政治人員中において、共產黨員は三分の一を占め、その他の抗日黨派及び無黨無派の人士が三分の二を占めることを爭取し、邊區一切の人民は不投降、不反共の前提の下に等しく政府の工作に参加することを得。

六、一切の抗日人民は言論、集會、結社、出版、信仰、住居の自由を有し、政府の法令或は法定手續によるに非ざれば、如何なる機關、團體或は個人といへども、ひとしく他人に對し、逮捕、監禁、遊街等を以て人格、名譽を侮辱するが如き行爲あるを得ず、以て人權を保證するを要す。

七、一切の抗日人民の財産所有權を保證し、人民は毎年一回統一累進税及び對外貿易時の輸出

入税を納付する他、如何なる機關團體といへども名目を藉りて不法徵收を行ひ或は罰金を課するを得ず。減租減息法の實施においては、小作人は新契約によりて小作料を納め、債務者は新契約によりて利息を納め、一切の契約の締結は須く双方の同意により、契約満了の時は何れの一方も法により解約の權利を有す。

八、免税と最高率の統一累進税の決定、輸出入税の整理或は地租の徵收その他一切租税の廢止は邊區參議會の通過を必要とす。

九、境内の敵寇の偽幣を一掃し、邊區を鞏固ならしめ、法幣を維持し、邊區貨幣流通の平衡を保たしめ、邊區銀行の機構を健全ならしめ、邊區金融を活潑にし、外國爲替を嚴格に統制す。

十、農業を發展せしめ、積極的に開墾し、新荒地を防止して耕地面積を増加し、耕蓄を保護し繁殖せしめ、種子、肥料、農具等の農業生産技術を改良し、計畫的に開井、開渠、修堤、土壤改良を行ひ、軍事工業及び公營礦業製造業と手工業を發展せしめ、合作社と私人工業を奨励し、工業生産品の自給自足を爭取して日貨を杜絶し、森林牧畜及び家庭副業を發展せしめ、また商業を發展せしめ、境内の正當なる取引の自由を保證し、嚴格に對外貿易を管理し、必要品の移出及び不必要品の移入を禁止し、奸商を取締り、投機操縱に反對し、糧食と物價を調節す。

十一、専門機關を設置し、切實に救災治水をなし、並に高尚なる民族友愛の互助的精神を發揮し、縣或は村を以て單位となし、大衆互助の貯蓄救済組織を建立し、清潔運動を提唱し公衆衛生を改良して疾病を豫防す。

十二、普遍的に減租減息を實行し、小作料は總收穫の千分の三百七十五、利息は月一分を超過するを得ずといふことを保證し、若し貸借満期となり返済の力なき時は、その擔保とせる土地は法によりて整理し、抗戰義務の負擔と組織は合理化に努む。

十三、工作時間を減少し、工作部門の八時間労働制を實行し、工人の實際工賃を増加して半物價工賃制を實行し、労働條件と工人待遇を改良し、工人労働の積極性と生産能率を引上げ、失業工人を就職せしめ、雇主は違約解雇することを得ず。女工の産前産後には五週間の休暇を與へ、その工賃は平常通りに支給し、青工、童工を使用するときは身體の健康を妨害する労働に従事せしむることを禁じ、且つ同工同酬を保證す。

十四、婦女の社會上、政治上、經濟上及び家庭上における地位の平等を保證し、婦女は法律によつて財産繼承權を有し、男女の婚姻は自由にして、賣買婚姻と一夫多妻に反對し、童養媳を蓄ふることを、嬰兒を溺死せしむること、青年の發育を危害する早婚の習慣に反對し、淪陷區敵偽の

淫亂の惡風が邊區に侵入することを防止し、優良なる家庭教育を樹立し、兒童の優良なる生活習慣を養成し、婦女兒童の保健を實行す。

十五、敵寇蹂躪區同胞の負擔を軽減し、その生命財産の保護及び政治的權利を力求し、敵寇の奪掠、壯丁の強制徵發、奴隸化教育に反對し、敵寇に慘殺されたる同胞の家族を撫恤し、凡そ一時的錯誤により漢奸治罪條例に違反したる分子はその自新を許し、悔悟の情なき漢奸は嚴重なる懲罰に處す。

十六、抗日軍人家族を優待し、抗日烈士の遺孤及び傷員廢者を撫恤す。

十七、汪派、トロツキ派、漢奸を嚴重に鎮壓し、罪大極惡の大漢奸の土地に對しては、行政專員公署以上の各級政府が當該地民衆の要求に應じ、直ちに法によつてこれを沒收す。反共派、頑固派、偽軍將兵の財産に對しては沒收を宣布するを得ず。全家敵區へ逃亡し、漢奸の嫌疑ある者の土地財産は均しく政府に於て暫時これを管理し、再び邊區に歸來して抗日に参加する時これを返還す。以上の凡ゆる沒收され或は暫時管理されたる土地は、暫時政府より安價を以て農民に貸付け、或は日寇のため奪掠されたる農民に分配し、或は抗日軍人家族優待に充當す。漢奸の裁判に對しては須く確實なる證據に依るべく、未だ漢奸活動に参加せざる家族に對しては連累を以

て論ずべからず。同家族の財産はなほ法律によりて保證し、漢奸犯の初審に服從せざる時は邊區最高司法機關に上訴することを得。

十八、國民の文化水準及び民族覺醒を向上せしむる目的の下に、普及的、義務的、免費的教育を施行し、學校教育を建立健全ならしめ、少くとも各行政村には一小學を設け、各行政区には完全なる小學或は高小を設け、各專區には一中學を設け、高小及び中學には半工半讀生を收容し、大學及び専門教育を建立改進し、自然科學教育を加強し、科學者及び専門學者を優待し、民衆識字運動と文化娛樂工作を展開し、期を定め歩を追うて文盲を一掃す。

十九、知識青年を保護し、淪陷區の流浪學生を救済し、一切の抗日知識分子に適當の工作を分配し、小學教員の質量を引上げ、小學教育の生活を改善す。

二十、邊區各民族は互に生活、風俗、宗教、習慣を尊重し、平等の基礎の上に親密に團結抗戦し、民主的選舉によつて回、蒙、滿、蘇同胞を優待す。その最も貧苦の生活者に對しては特に救済を與ふ。

## 第二章 共産黨略史

### 第一節 中共の誕生

#### A、目覚める中国

##### (一) 中国革命の背景

中国共産黨は一般には北京大學教授陳獨秀らを中心としてつくられたといはれてゐるが、勿論中国共産黨のやうな組織が個人の力ばかりで突然生み出されると云ふことは無いのであつて、その背後には深い根底をもつて中国内外をめぐる中国共産黨發生の條件が備はつてゐたことを見ることがすることは絶対にできないのである。

中共が創立された當時、すなはち一九二〇年以前の中国の状態を回顧してみると、一九一一年辛亥革命が成功し、漢民族は永い間の滿洲族清朝の壓制から解放され、國民革命の第一歩を踏み

出してゐたのであるが、封建的地主の壓迫、軍閥、官僚の専横および高利貸の搾取と云つたものが一般大衆の上に依然として重くのしかかり、また中国全體の經濟發展はその程度がきはめて低く、一般民衆はやはり清朝時代と變らない堪えがたいほどの窮乏と壓制に喘いでゐるといふのが實際の姿であつた。それは中国全人口の絶對多數(約八〇パーセント)を占める農民のうへに最も顯著にみられるところであつて、一步農村に足を踏みこめば、清朝時代とさして變らないと云ふよりは、中国五千年の歴史の移り變りにも全く影響をうけないと思はれるほどの原始未開の村落が展開し、そこではさきの地主・軍閥、官僚高利貸が頭數のうへでは少數でありながら、孜孜として働く絶對多數の農民を搾り、縛りつけてゐるのが普通となつてゐた。そしてこれは農村ばかりでなく都市にもまたよくみうけられる光景であつた。これが所謂半封建といはれる當時の中国の楯の一面であつた。

##### (二) 半植民地中国

當時中国の楯の半面をなしてゐたものは所謂半植民地的状態である。當時日本帝國主義の力はまだ微弱なものであつたが、その日本を加へた帝國主義諸國家が傲然として中国に君臨してゐた

のである。これらの帝國主義國家は中國のあらゆる經濟動脈をその手中に收めてゐて、中國經濟の發展を妨げ、亂してゐたのである。この外からの力は中國の全重要工場、企業を獨占し、鐵道、航運および空運を監督、管理し、また中國内に自國の巨大な銀行を勝手に設立し、その銀行を通じてあるひは本國から直接に中國に金を貸しつけ、金融方面から中國を首が廻らないやうにし、さらに中國の關稅、鹽稅を直接支配して、中國の稅收入を抑へ、中國の貿易を自由にしてゐた。なほ一層よくないことには帝國主義に對して中國の半封建性を完全に利用させ、帝國主義の代辯者となり下つた地主、軍閥、官僚、高利貸と云つたパイプを通じて中國農民の血を吸ひあげ、肉をしやぶつて恥ぢない状態を許すにいたつた。そして農村は破壊され、農村經濟の打ち續く危機が中國を見舞ふことになつたのである。經濟的な束縛ばかりでなく、國際帝國主義は進んで中國に對する政治的支配にまで乗り出し、武力をもつて奪ひ取つた中國の領土内に租界をうちたて、國中國をつくるばかりでなく、自己の軍隊を駐屯させ、さらに領事裁判權のやうな治外法權を一方的に取得してゐたのである。中國革命の父孫文が革命の第一歩は不平等條約の撤廢にあると悲痛な叫びをあげたのも誠に當然のことであつて、中國の獨立は以上のやうな状態では全く保障されず、列強の植民地に等しいやうな苦痛を一般中國人はなめてゐたのである。

以上述べたやうに當時の中國は半封建と半植民地の二重の性格と重荷を持つてゐたのであり、この中國の特殊性と中國人のそれによつてうける苦痛は近代中國を通じて——實に最近に至るまで——存在してゐたものである。中國の革命はこのやうな基盤のうへに生れ、現在もなほつきない歴史の流れとして進行してゐるのである。

上海をはじめ中國沿岸に開けた海港都市において發生した近代的勞働者、手工業者の群と甚大な數を占める農民とは最もひどく半植民地、半封建の痛苦をなめさせられ、そこから抜け出さうとして最初に目覺めた勞働者を先頭に農民を交へた多くの虐げられた人々の抵抗と奮起が中國革命の推進力となつて現れたのである。こゝに中國共產黨が胚胎する母體があつたのである。また一方當時中國において勃興しつゝあつた中國のブルジョア階級も外からの帝國主義勢力に壓倒されるとともに内では舊來からの封建勢力の攻撃をうけて袂み打ちにされ、ブルジョア階級自體の充分な發展は困難となつてゐた。このことからこの階級も中國の半封建、半植民地に根強い抵抗を示すとともに勞働者、農民の革命的な成長と行動を支持し、時には革命遂行の主體にならうとする熱意を抱くにいたつてゐた。これら二つの性格を異にした集團が中國革命の擔當者として歴史のうへに登場しつゝあつた。そして後者は辛亥革命を通じ、國民黨へと發展したのである。



## (三) ソ聯十月革命の影響

一九一七年、ソ聯に行はれた十月革命の勝利が中國の革命運動に絶大な影響を與へ、中共の創設を刺戟したことは疑ひのないところであらう。世界無産階級革命における偉大な勝利として開始された十月社會主義革命は、中國の民族解放と社會解放闘争の歴史に一段階を劃させるに充分であつた。十月革命はまた中國の無産階級に強い覺醒と團結を與へ、さらに中國の革命的指導分子に對して有力な思想的武器を提供することになつた。中國の先驅者たちは自らの理論の正しさと實踐に伴ふ勝利について信念と自信を強め、中國のため、中國人のため奮起奮闘する跳躍臺をこゝに發見したのである。

その後のソ聯が外國干渉軍を驅逐し、一方國內の白系軍を打破すると云ふ困難な闘争においても見事に勝ち抜き、さらに從來ツアアの重壓のもとに打ちひしがれてゐた弱小民族を徹底的に解放する政策をとり、その政策が國外に及んで、ソ聯政府は露帝時代において中國と結んだ一切の不平等條約を自動的に廢棄する放胆な政策にまで發展したのである。ソ聯に對して限りない同情と

仰慕の情を抱くにいたつたのは當時の中國にとつては當然のこと云へよう。そこでその頃の中國においてソ聯研究熱が旺んとなり、マルクス主義、社會革命に對する探求が進歩的な知識層の間に油然と湧いたのである。

一九一九年七月二十五日、ソ聯政府は中國人民に對して歴史的意義をもつ宣言を發表し、帝政ロシアが中國を束縛した秘密條約を全部取消すと聲明、ソ聯政府は、帝政時代に中國で奪取したロシアのあらゆる利益と特權を放棄し、絶對平等の原則に立つて中國と友好關係を再開することゝを明示したのである。これが有名なソ聯外務人民委員代理カラハンによつて發せられた『カラハン宣言』である。翌年九月同様の提議をソ聯は中國に申し入れたのである。このソ聯の對中國の態度が中共の創設にとつて有利に影響したことは否定できないところであらう。

## (四) 五・四運動

第一次歐洲大戰に戰勝國の一員となつた中國は、帝國主義の束縛から解放され、さらに中國に對する不平等條約は直ちに修正され、廢棄されるのが當然であるとする大きな幻想を中國民衆は抱いてゐたのである。ところが一九一九年のベルサイユ平和會議において中國が與へられたもの

と會見した。そこで李は中國における共產黨組織の中心人物として陳獨秀をウオイチンスキーに推薦した。陳獨秀は北大教授辭職後、上海に去つて、同地で共產主義者のグループを結成してゐたが、陳は南下してきたウオイチンスキーと上海で會見して中國における共產黨組織をつくることについて意見の交換を行ひ、その結果同年九月、上海佛租界にあつた陳の主宰する雑誌『新青年』の編輯處で共產黨結成に關する會合を開き、これが中國共產黨の創立大會の役割を果すことになつたのである。この會合に参加したのは陳獨秀をはじめ戴季陶、張東蓀、李漢俊、沈定一、陳望道、施存統、楊明齋、張太雷、周佛海、邵力子などの十數名であつた。そしてその席上次のことが決定された。

一、國內における工作として労働組合の組織をつくり、黨員を獲得する——これに基きその後上海に中國労働組合書記部が設けられた。

二、ソ聯への留學生派遣、その準備としてロシア語學校を設立する——のち、楊明齋を校長とする學校が上海に開かれた。

三、機關紙の發行。

この會合の後、陳獨秀は廣東に行き、譚平山、陳公博などを同志として獲得した。北京では李

大釗のグループが擴大強化された。湖南では毛澤東らのグループが、湖北においては惲代氏英、陳譚秋、董必武などのグループが相ついで生れた。さらに東京、パリにおいても同じグループの發生をみた。かくてこれらの各グループのなかから中國共產主義運動の最初の幹部が生れ、成長していつた。

(一) 中共一全大會

一九二一年七月、上海で中國共產黨第一次全國代表大會（一全大會）が召集され、出席者は左の通りであつた。

廣東代表——陳公博、包惠僧

上海代表——李漢俊、李達

北京代表——張國燾、劉仁靜

武漢代表——董必武、陳譚秋

長沙代表——毛澤東、何叔衡

留日代表——周佛海

コミンテルン代表——ウオイチンスキー、マーリン

陳獨秀はこの大會には廣東にゐたため出席しなかつた。大會に出席したものは全部が共產主義者ではなく、そのなかには無政府主義分子、合法的マルクス主義分子、キリスト教社會主義分子も加はつてをり、またしばらく偶然に共產主義運動に加入した者もゐたのである。大會に提出された綱領草案は正式決定にいたらなかつたが、それでも非常に論争を惹起し、とくに黨の規律、集中主義および黨最後の目的について議論が沸騰した。そして結局中國共產黨正式成立を決定したのである。(日本共產黨は中共より一年おくれて一九二二年結成された)。また労働者を組織して政權を奪取することをもつて最終の目的とすることを決定した。本大會で黨の指導部を構成する中央委員會の組織が決定され、左のやうな委員の選任をみた。

委員長——陳獨秀、副委員長——周佛海、宣傳部主任——李達、組織部主任——張國燾、農民部主任——譚平山、職工部主任——陳獨秀

(III) 二 全 大 會

中共が公然と活動を開始したのは一九二二年七月の廣東における二全大會からで、同大會に参加した代表は二十名であつた。同大會において中共はコミンテルンに加入し、その正式支部となることを決議した。大會は黨の政治行動綱領を通過決議したが、そのなかで『國際帝國主義搾取下の中國』『中國政治、經濟の現状と被壓迫大衆の苦境』の二項目にわたつて中國の置かれてゐる内外情勢の分析を行つたのち、黨の任務ならびにその當面の奮闘について左の通り闡明してゐる。

中國共產黨は無産階級政黨である。その目的は無産階級を組織し、階級闘争の手段により、労働者獨裁政治を建設し、私有財産制度を排除し、漸次一つの共產主義社會に到達せんとするにある。黨は現在においては労働者と貧農との利益のために労働者を指導して、民主主義革命運動を援助せしめ、労働者、貧農および小資産階級による民主主義の聯合戦線をつくらなければならない

い。黨はこの聯合戦線内にあつて次の目標を定め、奮闘するものである。

- 一、封建軍閥の打倒。
- 二、帝國主義統治の覆滅、中國民族と國家との完全な獨立を期する。
- 三、統一された聯邦民主共和國の建立。
- 四、中國境内の各民族、即ち蒙古、回教徒、西藏などの民族自決權を保障する。
- 五、言論、集會、結社、出版、罷業などの自由を認め、普遍平等な直接無記名選舉制の採用。
- 六、八時間労働制の採用ならびに労働者の生活を改善する。その他の各種の條件を認める。
- 七、商品の内地通過税ならびに重税の取消し、累進所得税ならびに小作料引下げを規定する。
- 八、男女平等權を明確にし、教育を改良する。

こゝで最も注目されることは中共が成立間もないこの當時にあつて、すでに二全大會綱領のなかに「労働者、貧農および小資産階級による民主主義聯合戦線の結成」を明示してゐることであつて、このなかからやがて次に来る國共合作の基礎を見出すとともに今日にいたるまで一貫して中國革命の強力な流れとなつてゐる民主統一戦線の問題がすでにこゝに端を發してゐることはきはめて意義深いものがある。

たゞし黨はまだこの時代にあつては農民問題の重大な意義を充分理解してゐないのであつて、農民大衆を領導する自覺に缺けてゐた。すなはちこの時期における黨の基本工作は革命理論を宣傳し、労働組合を組織することにあつて、まづ第一に鐵道労働者、海員および紡績労働者などの組合を組織することであつた。その當時黨領導下の労働組合は數十に達し、組合員約十五萬であつた。また青年層中においても工作を進め、一九二二年五月、中共の指導下に中國青年團は廣東において第一次全國大會を舉行し、その團員は四千名に及んでゐた。しかし一九二三年二月の京漢鐵道労働者の總罷業は吳佩孚の率ひる軍閥、資本家の反撃にあひ、多數の犠牲者を出し、労働者の失敗に終つた。かゝる高價な犠牲を拂つて労働者達は漸く經濟闘争は政治闘争にまで發展しなければ不可であるとの教訓を掴み、また帝國主義の走狗となつてゐる吳佩孚などの軍閥に對する反帝、反封建のみが自己陣營と中國民族を救ふ途であることを認識するにいたつたのである。

## 第二節 國共合作から分裂へ

### A、國共合作なる

#### (一) 國民黨との提携

共產黨中央委員會は二全大會直後、同年八月の杭州會議において國民黨との聯合を決議し、陳獨秀、李大釗などは個人の資格で國民黨に入黨し、すでに二全大會で表明されたところの民主主義聯合戦線結成の方針を國民黨と手を握ることによつて具體化した。一九二三年一月には『孫文、ヨッフエ共同宣言』が發表され、國民黨はソ聯と提携することを公表、ついでボロヂンを國民黨の顧問とし、同年十一月には國民黨の改組を宣言して、従來の廣東人、華僑を中心とする會黨組織を改めて、共產黨の方式を學んで黨を全國的組織、大衆的組織とすることに決定、また國民黨はこゝではじめて軍閥反對、帝國主義反對をスローガンとして掲げた。こうして國民黨の聯ソ、容共政策が着々實現に向つて進みつゝあつたときに、一方コミンテルンでは一九二三年はじ

め、國共合作を惹起する決議が行はれたのである。すなはちコミンテルンは中共黨員が國民黨に加入することを唱へ、その理由として

『國民黨は現在中國における唯一強大な民族革命組織であつて、ブルジョア階級、プチ・ブル階級および一部の學生と労働者をもつてなり立つてゐる。中國の獨立した労働運動はなほ力弱く、また中國當面の任務は帝國主義ならびに軍閥に反對することであり、ことに民族革命問題が解決されることは労働者階級にとつて有利であり、また現在労働者階級は全く獨立した社會勢力にまで分化し切つておらぬから、成立後日淺い中共が國民黨と合作することを必要と認めらる』

とのべたが、次のやうな條件がつけられてゐたことは注目すべきである。

『國民黨が正確な政策をとつてゐる間、中共は民族革命戦線において國民黨を援助すべきであるが、如何なることがあつても國民黨と合併すべきでなく、またその行動中において自己の特殊な旗印をかくしてはならない。』

#### (一)三 全 大 會

中共の三全大會は一九二三年（大正十二年）六月、廣東で開かれた。この頃黨員は四百名に及び、黨の組織はそれまでの狭い宣傳團體から大衆の政黨へと變りつゝあつた。大會は黨の任務を黨綱として十八項目を決定した。この黨綱では帝國主義の排除、軍閥の打倒を謳ひ、國民黨との合作に關する中共の態度を明にした。國共合作は本大會で正式に決定されたのであるが、黨内の極左派は中共黨員の國民黨加入に反對し、右派はまた中共自體を解消に導く議論をなしたが、結局「中共黨員は國民黨に加入するが、同時に中共の組織とその政治獨立性を完全に保持する」といふ最後の決定をみたのである。かくて中共は國共合作の新しいレールに乗つて、やがて來る大革命の時代を迎へる準備を進めつゝあつた。然かしなほ今次大會の綱領において中共は中國革命の根本問題である農民問題すなはち土地革命の問題を正面に押し出してはゐなかつた。

### (三) 國民黨一全大會

中共三全大會の後をうけて國共合作を實現させた國民黨一全大會は一九二四年一月、廣東で舉行され、孫文の新方針となつた『聯ソ』『容共』『勞・農』の三條件を含む國民黨改組案が發表され、中共黨員が個人として國民黨に加入することを正式に承認するにいたつた。同大會に出され

た國民黨の宣言ならびに政綱は主として顧問ボロチン指導の下に中共系（主として瞿秋白）の手によつて準備されたものである。國民黨一全大會において中共黨員で國民黨の中央委員に任命されたものは李大釗、譚平山、于樹德、林祖涵、毛澤東、瞿秋白、于方舟、韓麟符、張國燾で、譚平山は組織部長に、林祖涵は農民部長に、毛澤東は宣傳部長代理にそれ／＼就任した。國民黨は改組の結果、四つの段階、すなはち労働者、農民、都市小資産階級および民族資産階級の革命聯盟となつた。

中共はかくて國民黨のなかに入り、國民黨の發展に附隨して自己の勢力を擴充することに成功したのである。すなはち國民黨がある地方に支部を設置すると共產黨も同時にそれ自身の支部を設け、國民黨支部委員の任命は同時に共產黨支部役員に任命を伴つて行はれた。その後中共黨員は國民黨内左派と提携してますます國民黨内に重きを加へ、一方ソ聯からの中國に對する軍事、政治、經濟各方面からの援助も加はり、國共合作は非常な勢ひで進展したのである。その後國民黨内部では右派の反共政策が擡頭し、國民黨の内訌は國民黨同志クラブ、西山派など右派の分裂となつたが、中共としては國民黨左派を支持するとともに既定の方針に従つて國民黨の内訌に巻きこまれるよりも中共自體の黨勢擴充に力を注ぎ効果を収めていつた。

## B、革命の波

## (一) 四 全 大 會

中共四全大會は一九二五年（大正十四年）一月、廣東で開かれた。本大會において黨章、労働運動、農民運動、婦女運動および青年運動などの問題に關する決議を採擇した。これらの決議は過去における黨の工作經驗をまとめて、今後黨の大家工作を如何に推進するかを決定したものであるが、さらにまたどうすれば労働者、農民および小資産階級の日常、局部的な利益獲得の闘争を反帝闘争とからみ合はせることが可能であるかと云ふ問題についても討論が行はれた。労働者階級の經濟闘争の重要な意義については決議は次のやうに指摘した。

「労働者の經濟闘争を輕視する結果は、労働者階級に損害を與へるばかりでなく、そのうへ民族解放運動を必ず弱体化するであらう」

農民問題についても本大會では部分的に提出されてゐるが、地主の土地を無償で沒收し、それを農民に分け與へるといふ土地革命の根本問題には觸れなかつた。

四全大會當時、黨は全國に一千名の黨員を有し、青年團員は約九千で、青年労働者はその三〇

パーセントを占め、その他は知識分子とくに學生であつた。同年の二月には中國社會主義青年團（一九二〇年八月上海で結成）三全大會が開かれ、團名を中國共產主義青年團と改稱した。同年五月には第二回全國労働者大會を廣東で舉行、組合員五十四萬を有する中華全國總工會が組織され、中共の指導下におかれるとともに中國労働組合書記部は解消した。

## (二) 五・卅 事 件

一九二五——二七年の大革命の起點となつた五・卅事件は一九二五年（大正十四年）上海で勃發した。その年の五月卅日、上海の労働者と學生大衆は、その頃中國労働界のリーダー顧正紅（中共黨員）が日本側の手により殺害された事件をとりあげて、日本その他列強の帝國主義打倒を叫び、上海南京路で一大デモを行つた。その時租界工部局の警官が發砲し、數十名の死傷者を出したばかりでなく、さらに六百名以上が逮捕されたので、直ちにそれが導火線となつて全市のストライキとなつて擴大した。學生のストライキをはじめとして工場のストライキは罷業人數、五十萬人に達し、商店・銀行も閉店、營業を停止した。このストライキの波は武漢、九江さらには北京、青島、南京、廣東その他の都市に擴がり、ストライキとデモが全國を風靡した。列強

は事態を重大視して軍艦三十餘隻を上海一帯に集中する大騒ぎとなつた。そして六月五日には上海で、工・商・學聯合會が成立し、五・卅事件によつて激發された全國的運動の中心となつた。そしてこの運動は中國民族の解放、帝國主義の打倒、不平等條約の撤廢、中國労働者の生活向上をスローガンとし、労働者、學生および一部ブルジョアを團結した政治闘争にまで發展したのである。

この闘争は三箇月の久しきにわたつたが、第一に中國資産階級、ついで商人の裏切りによつて、その一角が崩れ、さらに張學良などの軍閥勢力の南下、ならびに上海駐屯の外國軍部隊の武力介入によつて全國的な彈壓を喰ひ、闘争は終りをつけた。

五・卅事件は中國民族革命史上においてきはめて巨大な作用をなしたのであつて、それは中國無産階級にとつて、反帝國主義のための政治闘争の貴重な教訓となつた。同事件で反帝戰士として最も勇敢に戦つた無産階級は獨立した政治力に變り、かつ民族革命運動の領導權を獲得したのである。かくて中共は五・卅事件を通じて急速な發達をとげたが、後一時「中國のスターリン」と呼ばれた李立三がこの事件の最中に頭角をあらはしてゐたことは注目される。そして五・卅事件は當時紡績資本の中國進出者しく、また北方の軍閥を支持しつゝあつた日本に對する革命勢力

の反撃でもあつた。

### (三) 北 伐

一九二六年（大正十五年）七月、蔣介石氏は國民革命軍總司令に就任し、當時の革命根據地廣東を出て歴史的な「北伐」の征途についた。北伐軍はいたるところで戦ひに勝ち、一箇月もたぬうちに湖南、江西、湖北、福建の諸省を占據した。僅か六萬で廣東を出發した國民革命軍は翌年にはじめには十七萬に増加した。革命軍兵士の大部分は舊軍閥部隊を改編したもので、その素質は軍閥のそれと比べて著しく優秀と云ふほどのものではなかつたが、ソ聯赤軍の範にならつて各部隊に政治委員を配屬し、これに共產黨員と國民黨員左派が積極的に参加、勇奮したことが北伐の成功に與つて力あつた。そしてさらに労働罷業と農民闘争とが舊軍閥の背後を脅かし、北伐軍の進展を非常に有利にしたが、同時に労働者、農民大衆は北伐軍の進展を利用して革命勢力の擴大につとめたのであつた。かくて廣東にあつた國民黨の政府は一九二七年一月、武漢へ遷都したのである。

當初共產黨は國民黨の北伐開始を前にして時期尚早として反對の態度をとつてゐたのである



が、蔣介石氏の實力を中心に北伐が大勢上やむを得ない動きとみるや、一轉して中共は北伐そのものを利用して黨勢擴張の手段として積極的に協力する戦術をとつたので、當然中共の攻撃重點も反帝闘争よりも反軍閥戦争におかれるにいたつた。

#### (四) 大衆運動の發展

北伐を通じて中共領導下の労働組合、農民運動は飛躍的な發達をとげたが、まづ労働組合方面では、國民政府の統治區域内ではたるところにストライキが爆發した。また北伐軍が占領したところの都市においては労働者はいづれも巨大な勝利を獲得したのである。そして殆どすべての都市労働者大衆は一齊に労働組合に加入した。かくして一九二三年、労働組合は二十三萬人であつたが、一九二六年、百二十六萬人となり、一九二七年にはさらに二百八十萬人に達する勢ひであつた。農民運動も日とともに發展した。最初農民闘争は減税と苛税の取消と云つた單純な經濟闘争に従事してゐたが、運動の進展と闘争に参加する農民の増加に伴ひ、運動の性質は革命的となつた。そしてある地方では農民は直接に地主の土地を奪ひ取つて分配し、地主と高利貸を追放し自らの政權を樹立したのである。北伐軍の占領した地域では農民協會の發展がとくに速に行は

れた。一九二五年には二十萬人の會員をもつてゐた農民協會は一九二六年には三百萬人となり、一九二七年には一千萬人に近い異常な膨脹を示した。

また黨の組織もこれに伴つて急激に擴大し、一九二五年、千名に達しなかつた黨員數が一九二六年には一萬二千名となり、一九二七年には實に五萬八千名の多數となつて、黨はすでにこのとき立派な大衆政黨として成長をとげてゐたのである。なほ黨の中央機關紙「嚮導」の發行部數も五萬餘部に達してゐた。

#### C、統一戦線の分裂

##### (一) 廣東時代の國共對立

國民黨二全大會は一九二六年（大正十五年）一月、廣東において舉行され、蔣介石氏は汪精衛に次ぐ得票で中央執行委員に當選したが、同大會においては國民黨右派である西山派の制裁を決議し、中共系ならびに國民黨左派の進出著しいものがあり、中共側からは譚平山が組織部長に、林祖涵が農民部長に、彭澤民が海外部長に、李大釗が北京政治分會委員にそれぞれ任命された。一方國民黨右派も上海に同二全大會を開いて、國民黨内部の分裂となつたのであるが、この當時

は中共が直接右派から攻撃をうけるところまでは達してゐなかつた。

しかし同年三月の中山艦事件の發生により、蔣介石氏は汪精衛およびその他當時の國民黨左派領袖の驅逐と排斥を實行し、廣東軍隊中の政治工作員の逮捕と更迭を行ひ、さらに共產黨員が軍政機關中に責任を負つてゐた地位を撤廢したばかりでなく、蔣氏は共產黨員を國民黨のなかから免職追放せんとしたのである。この事件は國共分裂にいたる最初の重大な事件として、また蔣がやがて反共の中心となる前提として注目されるのである。

ついで同年五月、蔣介石氏が國民黨中央執行委員會に提出した黨務整理案は共產黨員の國民黨入黨ならびに入黨後の活動を非常に制限したものであつた。この結果國民黨組織の最大動脈を握つてゐた組織部長譚平山は辭職した。なほこのとき北伐開始に關しても國共間に意見對立し、中共側の讓歩となつたが、國共の對立はこのあたりから漸く顯著となりつゝあつた。

その後、北伐の進展とともに中共は自己の勢力を國民黨内に盛んに扶植擴大し、蔣介石氏一派ならびに堅民黨右派に對する攻撃を活潑に行つたのである。そして一九二七年の武漢政府遷都のときも蔣一派の南昌説を押し切つて、武漢へ移ることに成功した。さらに同年三月には中共の發議のもとに國民黨の改組を斷行、國民革命軍總司令を廢止して、蔣氏を軍事委員の一人とし、同

時に改選された中央委員は殆ど中共側と左派とによつて獨占される結果となつた。

その頃、北伐軍は上海に迫り、同地を三月二十一日、南京を同二十四日に占領した。四月に入つて汪精衛は一年の海外亡命から上海に歸り、陳獨秀と會見した。その結果、陳獨秀、汪精衛連名の共同宣言が發せられ、國共合作を再確認するにいたつた。このことが蔣介石氏をしていよいよ反共の決心を固めさす動機となつたのである。四月十二日、蔣氏は白崇禧氏を上海戒嚴司令とし、上海總工會を襲撃、工人糾察隊を武裝解除したのち、その幹部を逮捕、銃殺するクーデターを敢行した。さらに廣東、江蘇、浙江、福建などにおいても對共クーデターを實施した。そして同月十八日には武漢政府に對抗して蔣氏は南京に國民政府を樹立した。この南京政府ならびに蔣氏に財政的支持を與へたのは浙江財閥であつた。武漢政府は蔣介石氏の黨除名と逮捕令を命令した。以後、國共兩黨は分裂し、武漢、南京に分れて相争ふことになつたのである。

蔣氏の上海クーデターは、中國革命の第一段階、すなはち廣東段階に終焉を與へたが、廣東段階の特徴は民主聯合戦線の時代で、民族ブルジョアジーが革命運動に援助を與へ、革命の主目標が帝國主義的壓迫との抗争に置かれたことにある。民族ブルジョアジーは反革命の陣營に投じたのであるが、廣東時代において彼等と聯盟した中共は、革命の領土を擴大して、黨を大衆黨に擴

大し、無産階級を公然と組織する可能性を獲得し、また農民へ接近する道路を開拓したのである。なほこの時期にあつて、當時の中共領袖陳獨秀、彭述之のつた機會主義的傾向が後になつて鋭く批判されるにいたつたのである。

### (二) 五 全 大 會

南京政府においては帝國主義と妥協を行ひ、大衆運動を指導する共產黨員を銃殺し、労働者、農民の組織をいたるところで破壊しつゝあつたが、武漢にあつては中共は依然として自己工作の擴大と發展をはかつた。そして共產黨員は武漢政府の農政部長、勞工部長、内務部長のポストを占めてゐた。當時武漢政府の統治は湖南、湖北および河南の一部に及んでゐたが、それらの地域内では大衆運動が昂揚し、労働組合の組織は擴張され、武裝労働者糾察隊がつくられ、一方農民協會も擴大し、湖北省における協會員だけでも一九二七年三月の八十萬人から同五月には一舉二百万人に激増した。

かくて武漢はさきの革命の根據地廣東について、この段階における新たな革命の中心地となり、一九二七年四月、ここで中共五全大會が召集された。武漢國民黨を代表して汪精衛、譚延闓、徐謙などが來賓として開會式典に臨み、國共兩黨の合作を表示したのであつた。大會は第一に、中共總書記陳獨秀が行つた政治組織報告を討論した。そして大會は從來の黨指導部が民族統一戦線を誤解したため、種々誤りを犯し、民族ブルジョアジーの革命性と力量とを過大評價し、かつ労働大衆の利益を充分保證し得なかつたことを認め、さらに廣東段階において革命の社會的基礎を深めることに注意しなかつたこと批判をしてゐる。土地問題については明確、徹底的な解決を與へなかつたのであるが、その後間もなく、コミンテルンの指令に基いて中共は五全大會の土地問題に關する決議を修正し、さらに徹底的に地主の土地を沒收し、農民に分配するといふ立場をとつた。陳獨秀は本大會において、大會が彼の機會主義の錯誤に對し批判を下した決議を承認したので、大會は引續き彼を中共の總書記に選任した。瞿秋白は陳獨秀、彭述之の右傾機會主義政策に反對したが、大會の採用するところとならず、陳獨秀の再度の起用はその後の黨をして重大な誤ちを再び犯させる結果となつた。

## (三) 武漢時代の終結

五全大會の閉會後開もなく、北伐前線においては革命軍がしばしば勝利を収めたにも拘らず、武漢の環境は政治的に急激に悪化しはじめた。國際帝國主義は武漢に對して經濟封鎖を實行し、ブルジョア階級も各種の非協力的態度に出たので、武漢政府統治内の經濟生活は破壊されるにいたつた。そしてとくに重大な變化は當時猛烈に發展しつつあつた農民土地革命の反響であつた。土地革命が急テンポで進展するにつれて國民黨内の小資産階級領袖は大いに驚き、結局反革命の陣營に投降するにいたつたのである。

さらに後方における反革命暴動の發生は武漢國民黨の右傾に拍車をかけ、事態をますます悪化させることになつた。湖南省における農民の土地革命の狼火は、同地方出身の將領たちに衝動を與へ、彼等も亦革命を裏切るにいたつた。すなはち一九二七年五月、四川軍閥と對峙してゐた唐生智の部下、夏斗寅は武昌附近で兵變を起し、また長沙においては唐生智麾下の許克祥が反亂し、共產黨勢力を同地から一掃する事件があり、武漢政府の崩壞はもはや免れないところとなつた。そして武漢政府の軍事的バックをなしてゐた唐生智が反共の態度を囑にするに至つて江西省

も武漢との關係は斷絶した。

最後に、武漢革命軍の總司令馮玉祥も、六月になつて蔣介石氏と妥協し、さらに武漢國民黨領袖に對し反共政策の實施を強要するにいたつたので黨内の動搖は甚だしく日を逐つて反共の態度を明かにしてきた。六月に入つて武漢政府の政治委員會はボロチンはじめソ聯系の頌向を全部解雇した。また武漢政府は中共系労働組合を彈壓し、軍隊内部の政治活動を制限し、湖北省では農民協會が閉鎖されるといつた中共勢力に對する一聯の締め出しの措置がとられた。

以上のやうな頹勢を挽回せんとして、コミンテルンは當時漢口にゐた印度共產黨首領ロイに宛て、

(イ)土地國有即時實施 (ロ)共產黨員二萬、労働者、農民五萬を武裝せよ

といふ秘密指令を發した。ロイは武漢の形勢變化と國民黨左派に對する認識が充分でなかつたため、六月十五日、この秘密指令を國民黨左派領袖汪精衛に内示したが、その結果は遂に國共の最後の破局を招來することになつたのである。

汪精衛はコミンテルンのこの秘密指令を公表暴露し、國民革命の領導權は國民黨にありとの宣言を發表、譚延闓とともに國共分離を強硬に主張した。こうなつては局面の收拾困難であるとの

見透しをつけるにいたつた中共は、七月、對時局宣言を發表、同時に譚平山、蘇兆徴、向忠發らは武漢政府から示威退出するといふ強硬戦術に出た。汪側でも直ちに反共宣言を發し、八月、共產黨取締令ならびに同黨員の逮捕令を出すに及んで、國共は安全に手を分つこととなり、これ以後中共活動は非合法となり地下に潜るにいたつたのである。

(四) 八・七會議と中共の新路線

中共では國共決裂後の黨更生を策する新方針を決定するため同年八月七日、九江で緊急會議を開き次のことを決定した。

(イ) 國民黨との關係の離脱。(ロ) 從來の日和見主義の放棄。(ハ) 武装暴動の採用。(ニ) ソヴェト政権の樹立。

それとともに陳獨秀、彭述之ら從來の黨領袖の政策を機會主義的な誤ちを犯したものであると徹底的に糾明・弾劾し、前記のやうな新路線を確立したのである。八・七會議の結果、黨内の右傾派たる譚平山らは追放され、陳獨秀も亦遂に中共總書記の職を免ぜられた。その後には蘇兆

徴、向忠發などの少壯、新進分子によつて黨は指導されることになつた。八・七會議以後、中共のコースは歴史的旋回をとげ、土地革命のスローガンを提唱して、大衆闘争の中核とすることになつた。さらに今や反動化した國民黨の武力に對抗するためには、中共自體も有力な武力の背景を必要とすることを認識し、その援護のもとに中共独自の政権をもつこととしたのである。

これよりさき、賀龍、葉挺など中共黨員の指揮する國民革命軍約二萬は八月一日、南昌を占領し、同地の反動部隊を武装解除し、銀行を抑へたが、數日ならずして武漢政府軍に擊破され、所謂八・一暴動は失敗に終つた。今回の暴動は明確な政治綱領を全くもたない單なる軍事行動に終始したために敗北を招いたのであり、このやうな誤つた指導を犯した黨の責任者譚平山は免職されるにいたつた。たゞし南昌暴動に参加した部隊のなかゝらその後の紅軍の基幹部隊が生れつゝあつたことは注目される。

一九二七年秋には江西、湖南、江蘇、廣東の四省にわたり、秋の收穫物を奪取せんとして農民の廣汎な武装蜂起が所謂四省秋收暴動として行はれた。

ついで同年十一月から翌年にかけて廣東省の海豐、陸豐では黨員彭湃指導のもとに四箇月にわたり海、陸豐ソヴェトが樹立された。

以上のやうな散発的な動きは遂に廣東コムニオンとして大爆發する時がきた。一九二七年十月、武漢から廣東へ歸還した張發奎は廣東クーデターを行つて李濟琛を逐ひ出したが、張發奎軍の警備手薄に乗じ、中共の南方局書記張太雷は甘言をもつて張發奎を説き、張軍援助を條件として入獄中の共產黨員七百名を釋放させるとともに、罷業中の労働者一萬二千名を味方とし、なほ革命的な教導團の支援を得て武装された張太雷らは十二月十一日、張發奎軍に向つて開戦し、公安局を占領して勞・農・兵聯合辦事處となし、右派の廣東總工會を襲ひ、警察保安隊を武装解除し、ついで行政ならびに軍事機關を占領して、十二日には労働者、農民、兵士の代表者會議を開き、蘇兆徴を主席に葉挺を勞・農紅軍總司令に任じてソヴェート政權を樹立した。これが所謂廣東ソヴェート政權である。八・七會議で決定をみたソヴェート政權樹立の新方針がはじめてこゝに具體的に實現されたのである。

同政權は八時間労働制・労働賃金引上げ、地主の土地の無償沒收と農民への配分、不當な債務、小作契約の廢棄など法律を公布した。そして軍閥の家屋と財産を沒收して都市の貧民に與へた。

しかし廣東ソヴェート政權は労働大衆に對する事前の政治活動の缺如とソヴェート政權機關の選挙が不充分であつたために、僅か三日天下で十三日には李福林の軍に攻撃されて、張太雷は戰

死し、僅かに五百名が海・陸豐ソヴェートへ逃れただけで、その他は全部武装解除され、五千餘名が銃殺される惨劇に終つた。所謂廣東コムニオンは「中國革命の新しいソヴェート段階の旗印」として歴史的な意義をもち、無産階級の革命中における領導權およびソヴェートの勞・農民主獨裁をなすための政權形式がはじめて中國で具體化の第一歩を見出したのである。南昌暴動から廣東コムニオンにいたる期間は革命の波が退いたときであり、それらの事件は中共が武漢放棄後の撤退時期におけるもので、廣東コムニオンは殿戦を戦つたものであるが、次に來るソヴェート政權時代の新革命の高潮にいたるまでの空間を埋め、新しい發展の足がかりを提供したものと高く評價されてゐる。

### 第三節 ソヴェート運動の發展

#### A、六 全 大 會

##### (一) 大會モスクワで開かれる

一九二八年(昭和三年)二月、コミンテルン執行委員會の第九次全體會議が開かれ、「中國問

題に関する決議」がなされた。原案はスターリン、ブハーリン、李立三、向忠發によつて起草されたもので、中國における過去半年の經驗に基いて

- (1) 勞・農運動を並進する。
- (2) 近い將來の革命的な高潮に備へて、日和見主義的闘争をさけて、大衆獲得に全力を注ぎ、これをソヴェートに組織する。
- (3) ソヴェート區域では紅軍建設につとめる。

といふ趣旨のものであつた。廣東コミユニオンの失敗後、國民黨南京政府の共產黨に對する取締りは非常に嚴重、苛烈なもので、國內においては黨大會を舉行することが困難であつたから、同年八月、コミンテルン六全大會の舉行を機會に、中共の六全大會も一九二八年夏、モスクワで開き、同時に中共青年團五全大會もまたモスクワで舉行されたが、大會の中心問題は次のやうなものであつた。

(1) 大會は中國革命のこれまでに於ける教訓と經驗とに對して結論を與へ、過去において中央指導部が犯した機會主義的政策を卒直に批判した。大會はまた若干の幹部黨員が主張した中國革命は不斷に向上發展するものであるとの理論を否認し却下した。そして當時の一般的環境を分

析して「現在第一次の革命の波はすでに幾度も失敗によつて過ぎ去つてしまつた。そして新しい波はまだ到來してゐない」と結論を下した。

(2) しかし大會は中國革命の新しい高潮が近く必ず來ることを豫想して「反革命の勢力はなほ勞・農を凌駕してをり、黨のコースは大衆をわが陣營へ奪取することである」として來るべき日に備へる黨の態度を明にした。

(3) 黨内の有害な傾向を指摘して、盲動主義は、一部の黨組織をして時期尚早、準備不足によつて明瞭に失敗に終るやうな武装闘争の誤つた道へ導くと警告を發し、また右傾機會主義がなほ黨内に残つてゐることを指摘した。

(4) 土地綱領については、地主の一切の土地を無償沒收し、農民へ分配することを規定した。また土地國有のスローガンを提唱し、同時にこのスローガンは全國あるひは主要な地區に勞・農ソヴェート政權が成立し、かつ農民の基本層がこの方法に對し、賛成したときにはじめて實行すべきものであるとした。そして黨の農民問題に對する根本的戰略として「無産階級の農村中における主要な支柱は貧農であり、中農は強固な同盟者である」との決定を下した。

以上を總括して左の十項目にわたる政綱を決定した。

- (1) 帝國主義打倒。
- (2) 外國資本による銀行など一切の企業の没収。
- (3) 中國の統一と民族自決權の承認。
- (4) 軍閥、國民黨政權の打倒。
- (5) 勞・農・兵代表者會議（ソヴェート政府）の樹立。
- (6) 八時間労働制、賃金増加、失業者救済および社會保險の實施。
- (7) 一切の地主の土地没収と耕作地を農民へ。
- (8) 軍隊生活の改善、土地と職業を兵隊へ。
- (9) 一切の軍閥課税の廢止と統一累進税の實施。
- (10) 世界無産階級およびソ聯との聯合。

## B、ソヴェート運動と紅軍の發生

## (一) 紅軍の建設

南昌暴動、四省秋收暴動をはじめ、海・陸豊ソヴェート政權の樹立および廣東コムミュニオンを

通じて、ソヴェート運動が活潑化するともに農民大家は労働者と相呼應して、地主、資産階級と武力衝突をなす方向へ發展し、農民の游撃運動は澎湃として起りつゝあつた。そしてこれが紅軍の建設に拍車をかけた。正式の紅軍結成は朱德、毛澤東の「勞・農紅軍第四軍」に始まる。毛澤東は農民軍組織の必要を痛感し、兵三千を組織して江西に入り、一方朱德は廣東コムミュニオン後、自ら兵變をおこして湖南から江西に游撃し、毛澤東と合して、共產軍を組織し、一九二八年、江西井冈山一帶の險に據つて活動しはじめた。これが後に紅軍の主力となつた有名な朱・毛軍である。一九二八年冬、平江暴動を指導した彭德懷、黃公略はその麾下を率ゐて共產四軍と合流した。そして彭德懷は新しく成立した共產五軍の軍長に任命された。一九二八年、共產軍の兵力は約一萬に近いものであつたが、一九二九年にはすでに二萬二千人にまで増加してゐた。この紅軍を構成する兵士は、第一は農民闘争の過程から發展したもので、第二は兵變によつて結成されたものおよび第三は土匪・流氓からなつてゐた。

かくて紅軍は反革命勢力の有する武装勢力に對抗して、革命勢力を護持する有力な武装勢力として成長をとげることになり、紅軍の力を背景に新しいソヴェート運動の發展も、さらに農村における土地革命の實現も可能となつた。



## (一) ソヴェート盛んとなる

ソヴェート建設は八・七會議以來、黨工作の中心題目となり、とくに一九二七年十一月、上海で開かれた中共臨時政治局擴大會議は「一切の政權を労働者・農民・兵士代表者會議(ソヴェート)へ」のスローガンが決定され、これは海・陸豊ソヴェート、廣東ソヴェートの成立によつて裏付けられ、その後の中共六大全大會においてもこの方向は再確認され、いよいよ黨の正面の政策として全面的に押し出されることになつた。そして紅軍の發展、游撃につれて、縣以下のソヴェートで建設されるものが多くなり、その大きいものとしては、江西全省ソヴェート(江西省東固)、閩西ソヴェート(福建省龍巖)、湘・鄂革命委員會(湖南省平江)、東江革命委員會(廣東省海豐)の四政府をはじめとして各地にソヴェート政權が樹立されるにいたつた。

そこで一九三〇年(昭和五年)五月、これら政權ならびにソヴェート區域の聯絡のために、上海附近において「中國ソヴェート區域代表會議」を開いた。同會議には中共、各地労働組合、革命團體、紅軍、ソヴェート區域などからの代表五十名が出席、次の宣言その他を決議した。

## (宣言)

いまや中國には明白に相反する二つの政治組織がある。一つは豪紳、地主、買辦、資産階級からなる國民黨の統治であり、他は労働者、農民、兵士、勤勞大衆のソヴェート政權である。

## (決議事項)

- (1) 土地暫行辦法。
- (2) 紅軍ならびに武装農民擴大計畫案。
- (3) ソヴェート組織法。
- (4) ソヴェート憲法。
- (5) 労働保護法。

## C、李立三コース

## (一) 陳獨秀の退場

紅軍ならびにソヴェートに関する工作が各地において急速な勢ひで擴張されつゝあつた間に、一方黨指導部においても新しい工作に對處するために黨幹部の脱皮が厳しく行はれた。すなはち黨創立以來の大立物として有名を馳せてゐた陳獨秀はすでに度々その錯誤を指摘されて、その指

導的地位は漸次低下しつゝあつたが、六全大會以後は黨の主流からいよく遠ざかり、遂に一九二七年十一月、日和見主義、トロツキスト、解消派であるとの刻印をうたれて、その一派の彭述之、劉仁靜などともに除名されるにいたつた。除名理由としては

一九二五——二七年の革命高潮期における機會主義的指導の誤ちを認識することなく、その結果としてなほ過去の誤れるコースを繼續しようとした。またコミンテルンの決定に不満を懷き、資産階級の矛盾はなくなつたとか、革命は衰落しつゝあるとか主張し、合法的手段の採用を支持し、國民會議召集をもつて當面の一般的スローガンとし、これをもつて國民政府打倒、ソヴェト建設のスローガンにすり替へようとしたことが掲げられてゐる。

陳獨秀はこれに對して直ちに十二月、「全黨同志に告ぐるの書」を發表、さらに彭述之らとともに「宣言」を發して、その立場を辨護し、新幹部派との間に理論闘争を行つた。陳、彭はその後「解消派」を結成、中央に對立、抗争したが、陳一派の實際的運動は活潑ではなく、一九三二年十月、陳が上海で南京政府の手によつて逮捕されるにいたつて、陳派は潰滅した。

陳獨秀は中國に黎明期をもたらした五、四運動の偉大なる指導者として中國革命史上に登場し、ついで當時の機運に乗つて、象牙の塔を出て、實踐と大衆のなかに飛びこんだ。彼が中國革

命史に残した功績は大きいが、結局彼は無産階級の革命家ではなくして、急進的ブルジョア革命家であり、彼の最後がそれを示してゐると云へよう。

かくて陳獨秀一派の除名によつて中共は李立三を中心とする新幹部によつて指導される新しい黨へと發展變化をとげた。

### (一) 李立三コースと四中全會

紅軍とソヴェト運動の急激にして廣範な進展は一九二九年ごろから目覺しいものがあり、一九三〇年はじめにはすでに十九のソヴェト區域が建設され、各ソヴェト區域は一縣—四縣をもつて構成されてをり、ソヴェト區域内ではいたるところ土地革命と勞・農の武装とが實行された。とくに中部、南部の各省においてはソヴェト運動の成功は著しいものがあつた。また一九三〇年五月には全中國に共產軍十三ヶ軍、約六萬二千が武装され、その大半は新式の銃器を所有してゐた。そしてこの勞・農運動の新たな擡頭期において中共黨員は一九三〇年一月、すでに六萬五千に増加してゐた。

一方、五・卅事件以來、その頭角をあらはし、組織的手腕に秀れてゐた李立三は八・七會議以

後、黨中樞部の實際的指導権を握り、六全大會では李は宣傳部長に選出された。李の勢力は總書記となつた向忠發を凌ぎ、羅秋白、周恩來、李維漢などを従へてゐた。李立三は當時における黨影響力の異常な伸長と一方反革命陣營における馮玉祥、李宗仁、閻錫山などの反蔣戦をめぐる國內軍閥の混戦、一九二九年以來の世界的經濟恐慌の苦惱をみ、これをもつていよく最後の中國革命の時期が到來したと判斷し、一九三〇年六月、中央政治局を引張つて所謂「李立三コース」と呼ばれる黨の決議を決定させた。この決議は黨當面の政治的任務を「新な革命の高潮と一省又は數省における勝利」に關する戰術をもつて遂行せんとしたのである。李立三のコースは、全國革命の形勢はいたるところに成熟してをり、革命は同時にかつ非常に速かに成功するものと斷定して、主要中心都市をも含んでいたるところで武裝蜂起を企圖したものである。

この李立三コースの構想に基き、當時の軍閥混戦を利用して、一舉に革命戰爭に轉化せしめるやう、長沙ならびに武漢占領が計畫された。彭德懷の紅軍第五軍は同年の七月、湖南省域の長沙を占領し、長沙ソヴェート政府を建設した。しかしこの長沙ソヴェートは僅か十日の壽命で何健軍の逆襲に遇ひ、長沙は奪回され、紅軍は江西省へ敗退したのである。

かくて李立三コースは完全な失敗となり、そのコースが黨内から批判されるにいたつた。攻撃

の急先鋒はモスクワ留學生出身の陳紹禹、秦邦憲はじめ王稼祥、何子述、沈澤民などで、上海駐在コミンテルン代表のミフもこれを支持した。そして九月、江西省廬山で三中全會を開いて李立三コースを検討したが、李立三一派が黨内で優勢のため、李立三コースの誤謬は完全に克服されるにいたらなかつた。ついで十一月に入つて、コミンテルンから李立三コースの誤りを批判した書翰が到着するにおよんで中共中央政治局會議もコミンテルンの指摘を支持する決議を行ひ、遂に李立三の敗北となり、李立三は退却して、モスクワに赴くことになつた。

コミンテルンが李立三コースの誤りを指摘した主な點は左の通りである。

- (1) 李立三は、革命は直ちに全國的範圍内において勝利を得ることができると認め、その結果、彼は勞・農の日常闘争を完全に無視した。
- (2) 彼は武裝蜂起の準備を口實として、勞働組合を解散した。
- (3) また彼は游撃運動放棄の方針を實行し、游撃運動による闘争はすでに過去の段階であるとした。

- (4) さらに彼はソヴェート區域内で集團農場、國營農場の組織に關する指令を出した。
- (5) 農民・紅軍の發展を過大視し、ソヴェート政府の實力を過信した。そして中國における帝國

主義・反革命（國民黨政權）の軍事勢力と、中心工業都市における労働者ならびに紅軍との間に存する相互の力関係を見誤り、その結果、全く冒険的で盲目的な武装蜂起の暴挙を敢てした。

ついで翌年一月、上海で四中全會を舉行、李立三コースの完全な失敗を承認し、またコミンテルンの指摘に基づいて、李立三コースの克服のうへに立つて新な闘争を展開することになった。

## D、ソヴェート代表大會

## (一) 第一次全國ソヴェート代表大會

李立三コースを克服して、ソヴェート運動を各地にわたり、擴大深化しつゝあつた中共は、一九三一年十一月、それまでの南京政府の三度におよぶ共産軍に對する包圍、攻撃をよく撃退して、江西ソヴェート區域の中心地瑞金において第一次全國ソヴェート代表大會を舉行した。本大會はいまや中國革命運動の搖ぎない推進力となつたソヴェート運動の結實として中共黨史上、重大な意義をもつもので、大會は同時に南京政府に對立してソヴェート臨時中央政府を樹立し、結黨十年にして中共は中央政府をもつにいたつたのである。

本大會當時における中國ソヴェート運動は三百餘縣に互り、その包含人口數千萬人に達し、全國に確固たる地盤をうちたてるにいたつてゐた。大會への出席代表はこれら一切のソヴェート區域からの代表で占められ、計六百十名に達した。會期は二週間にわたり、ソヴェート共和國政策の基盤をなす綱領的な決議が採擇された。すなはち大會は憲法草案、土地法、労働法、經濟政策などの重要案件および共産軍に關する、またソヴェート建設問題に關する、あるひはまた民族問題に關する等々の決議を通過したのである。大會で採擇された憲法草案は中國ソヴェートの目的を左の通り定めてゐる。

中華ソヴェート共和國憲法の任務は、ソヴェート區域における勞・農民主獨裁の政權とその全國における勝利の獲得を保證することにある。この獨裁の目的は一切の封建的な遺物を消滅し、帝國主義列強の中國における勢力を驅逐し、中國を統一し、さらに資本主義的發展を制限し、もつて無産階級獨裁を實現せんとするものである。

大會は毛澤東氏以下六十名の中央委員を選出、さらに中央政府を選舉し、毛澤東氏主席に、張國燾、項英が副主席に選任された。

## (二) 中國ソヴェートの土地政策

ソヴェート區域においてはすでに地主の土地の無償没収を實行し、没収した土地は農民に分配されてゐたが、大會で決定した土地法はこれらの事實を成文化したのである。さらにまた土地法は一切の封建的な雇傭契約ならびに高利貸の契約を取消し、一切の債務を廢除した。革命的な雇傭農工會と貧農團は自由活動の權利を保證され、ソヴェート政府の農村における土地革命實行の中心となつた。過去のあらゆる租税は全部廢棄され、それに代つて統一累進税一本となつた。さらにソヴェート政府は農業技術の改進、耕地面積の擴大、農耕法の改善ならびに收穫の増加などにも力をいれた。そして農民に對して優良種子を與へ、肥料を供給し、水利改良、農具修理を援助し、また大衆を動員して春耕、秋收運動に参加させた。

## (三) 労働法と文化政策

ソヴェート區域内では労働者に對する八時間労働制を實施した。また農業労働者の労働時間は別に契約によつて定められた。未成年者の労働時間は成年者に比べて短かくされた。それから同

一労働に對する同一賃金の原則を實行した。そこで労働者の賃金ならびに生活は非常に向上し、殆どの労働者は労働組合に加入した。

ソヴェート區域内では教育、文化機關が多數設立され、江西ソヴェート區の寧都縣の例によると革命前には國民學校の數は數個處に過ぎなかつたが、ソヴェート政府の樹立後、初級小學は三百五十個處に達し、夜學校は六百近くもあり、その他多數の文盲一掃のための施設、團體が設けられた。

## (四) ソヴェート區域の擴大

第一次全國ソヴェート大會後のソヴェート運動の發展はいよ／＼盛んとなり、一九三二年はじめには次のやうな廣大な地域をソヴェート區域に收めてゐた。

- (1) 中央區——首都、瑞金を中心とする江西省東南部地域二十縣に跨る。
- (2) 贛湘區——江西省西南部地域で六縣にわたる。
- (3) 贛東北區——江西省東北部地域で十三縣に及ぶ。
- (4) 鄂豫皖區——湖北省東部地域で、十七縣に跨つて中央區に次ぐ大ソヴェート區である。

(5) 湘鄂區——湖北省中部地區で十一縣にわたつてゐる。

(6) 鄂南區——湖北省東南部地域で七縣に擴がつてゐる。

(7) 鄂西區——湖北省西部地區で四縣からなつてゐる。

そして黨中央部ではこれら各ソヴェート區の聯繫をはかり、さらに打つて一丸とする積極的の作をすゝめつゝ、一方執拗な南京政府の攻撃をはね返してゐたのである。

一九三三年には、西北地區においてソヴェート區域の建設があり、既設の地區にも南京政府の攻撃をうけて消長はあつたが、同年内に結局次のやうに合計五縣のソヴェート區域が増加した。

區 域	年初ソヴェート縣數	年末同
中央區	二五	一九
東北區	七	六
韓鄂湘區	一〇	七
韓湘區	六	三
湘鄂西區	七	一
川陝區	二	三

陝甘區

〇

三

鄂豫皖區

六

六

計

六三

六八

なほソヴェート區域における經濟建設大會が一九三三年八月、南部十七縣經濟建設大會として瑞金に開かれ、同じく東北區でも北部十一縣經濟建設大會が舉行され、經濟建設公債、合作社、食糧問題などが討議された。

(五) 第二次全國ソヴェート大會

一九三四年一月、中華ソヴェート第二次全國代表大會が瑞金において舉行された。大會に出席した代表は八百二十一名に達したが、大會代表の社會構成は次のやうなものであつた。

産業労働者	八
手工業労働者	二四四
苦力	五三
店員	二

雇農	一一一
貧農	三〇三
中農	二二五
小商人、學生、自由職業者その他	六四

第一次、第二次全國ソヴェート代表大會の間に、滿洲事變の勃發によつて南京政府の紅軍に對する攻撃の勢が弱化したせるもあつて共產軍は南京政府の四次、五次の二度にわたる包圍攻撃を難なく撃退した。それと同時に當時の世界的農業恐慌は中國農村にも波及し、農村の窮乏を招きそこで土地革命が貧困化しつゝある農民の絶對支持を得、中共の政策の勝利となつてソヴェート地域の地位もさらに強固になつて行つたのである。

大會は十一日間にわたり開かれ、毛澤東氏の「過去二年間の工作」報告を中心にして討論が行はれ、ついで朱徳の紅軍建設報告、林祖涵の經濟建設報告、さらに劉少奇の「過去二個年のソヴェート區勞動組合運動概要」の報告が行はれ、大會宣言の發表、中央執行委員の改選があつた。

毛澤東氏の報告は過去の勇敢な闘争に結論を與へ、さらに大衆を動員して來るべき南京政府の

第六次攻撃に反抗する具體的辦法を指示したのである。彼はそのなかで、ソヴェートと共產軍との抗日に對する積極的準備に關してはつきりとした説明を與へてをり、またソヴェート區域内の労働者が獲得したところの成績あるひは労働條件の改善、労働賃金の増加などに關して詳細な數字を列擧した。また土地革命の結果、農民の生活が非常によくなつたことが報告された。さらに毛澤東氏は次のやうにのべてゐる。

農民の生活は國民黨時代に比べて勤くとも倍にはよくなつた。農民の大多數は過去において一年中満腹するまで喰つたためしはなく、さらに飢饉線上を彷彿してゐたのであるが、現在において生活は一年々々と向上してゐる。そして過去において肉を喰はなかつた農民は現在それを喰ふ機會が多くなり、衣服も改良されて非常によくなつてゐる。如何なる生活、如何なる政權が農民の最も要求するものであるかを一切の國民黨區域内の農民をして、自らこの問題に答へしめよ。

と豪語してゐる。

また毛澤東氏は民衆生活の改善によつて、共產黨が大衆の絶大な支持を得たとのべ、ある部落では働ける男の八〇パーセント以上が他郷に出て共產軍に投じ、その優秀な闘士となつた例をあ

げてゐる。

#### (六) 剿共戦と西遷

南京の國民黨政權は、いまや一大敵國となつた中共のソヴェート區域を剿滅せんものと躍起となり、帝國主義列強の援助をうけて、七十萬人の大軍を動員し、第六次の攻撃を開始した。そして一九三四年十一月、赤都瑞金は遂に陥落した。世界恐慌もこのころには漸次恢復し、南京政府軍も滿洲事變の一段落に餘裕を得て、中共攻撃に全力を注いだので、五次の攻撃でかなり参つてゐた中共はその實力を保全せんがため、一九三四年秋、主力をもつて江西省を出發、世界を震撼させた「二萬五千里の長征」を決行したのである。西遷の部隊は湖南、廣東、雲南、貴州、四川を経て、最後に陝西省の北部へ辿りついて延安に新首都を定めた。南方八省に残留した遊撃隊もその後の苦難な遊撃戦をもち堪えた。

六回にわたる残酷な反革命軍の剿滅戦を頑張り通し、さちにそれ以上の困難にうち克つて長征の大事業を見事やりとげた中共は、その偉大な經驗を利用して、新な國共合作に立つ抗日戦において、民衆を武装し、遊撃して、最も勇敢に戦ひ、かつ抵抗の源泉となる西北根據地を苦難の西遷の結果獲得したのである。まさに中共は不死鳥のごときものである。紅軍とソヴェートは抗日統一戦線の段階においては表面の形こそ變化したが、それらの發展は依然として中共の二つの堅固な支柱であり、新な中國革命——抗日戦における最も秀れた武器となつたのである。

#### 第四節 民族統一戦線と「支那事變」

##### A、抗日運動と民族統一戦線

##### (一) 反帝運動と排日

中國國民革命を一筋の赤い線となつて貫くものは反帝國主義運動であるが、中共がその成立以來、つねに闘つてきたところのものも半封建に對する闘争とともに中國を半植民地として外部から抑へてゐる巨大な力——帝國主義——の打倒であつた。そしてこの反撃の鋒先は帝國主義國家全部に對してと云ふよりも、とくに日本帝國主義に鋭く向けられてゐる場合が多かつた。中國に最も隣接する帝國主義日本はその内部にもつてゐる矛盾の捌け口を半植民地、半封建に喘ぐ中國



に求め、しかもその勢ひは他の帝國主義諸國家を押しつけて中國を獨占しようとする激しいものであつた。

革命の黎明期にあつた中國がそれに對して直ちに強い反撥をみせ、中共がそれを支持し、さらに拍車をかけたのでは當然であつた。

中共の生れる前夜、猛烈な學生運動として北京に勃發した五・四運動の背後には排日の深い暗流が流れてゐたことをみのがすことはできないし、また北伐、大革命のつけ火となつた上海の五・卅事件において、すでに早く日本帝國主義排斥の機運が、濃厚に動いてゐたことも事實である。中國における全國的ボイコットは反帝運動の明瞭な赤信號として注目されるのであるが、一九〇五年から一九三一年までの間に、十一回おこつたボイコットのうち、九回まではその矢面が日本に向けられてゐるのをみても、反帝と排日が如何に中國において密接に結びついてゐるかがうかがわれる。

年度	相手國	原因
一九〇五 (明治三八)	アメリカ	排華移民法
一九〇八 (四一)	日本	第二反丸事件

一九〇九 (四二)	日本	安奉線改築問題
一九一五 (大正四)	日本	二十一箇條問題
一九一九 (八)	日本	山東問題
一九二三 (一一)	日本	旅大回收問題
一九二五 (大 一四)	日本	五・卅事件
一九二五	イギリス	五・卅事件
一九二七 (昭 二)	日本	山東出兵
一九二八 (三)	日本	濟南事件
一九二九		
一九三一 (昭 六)	日本	萬寶山事件ならびに滿洲事變
一九三二 (昭 七)		

としてこの反帝——排日の中心勢力となつたものは中共である。

(二) 民族統一戦線への歩み

一九三一年の滿洲事變發生は抗日民族統一戦線を結成する最初の動機となつたものであるが、滿洲事變は一般中國民衆の激怒と敵愾心をひきおこし、日本に對して抵抗を要求する熱烈な聲のなかに火と燃ゆる救國運動がまきおこされたのである。同年九月には上海で、三萬人からなる民衆大會が開かれ、さらに十二月には全國の學生が南京へ行き、國民政府に向つて抗日戦争を發動するやう請願した。中共は同年末に

「人民の武装による民族革命の進行、日本帝國主義への反對、もつて中國の民族的獨立、統一と領土完整との保障。」

といふスローガンを提出した。

翌一九三二年一月、第一次上海事變が起り、十九路軍の熾烈な對日抗戦が展開されたが、中共は四月、中華ソヴェート共和國臨時中央政府の名をもつて大要左の通りの對日宣戰聲明を發した。われは對日宣戰を布告し、勞・農・紅軍と被壓迫民衆とを指導し、民族革命戦争をもつて日本帝國主義を中國から驅逐する。日本帝國主義との戦ひのためにはまづ民族革命を邪魔してゐる國民黨の反動統治を倒さねばならぬ。

この宣言では抗日と人民戦線の結びつきが明瞭でないが、當時はソヴェート中央政府成立間も

ないときであり、三度におよぶ南京政府の攻撃をはね返へしてゐた中共の紅軍をソヴェート運動の全盛期であつたから、その後におけるやうな戦略的轉換はまだみられなかつたのである。しかし上海の各方面で叫ばれたスローガンは、「勞・農・學・兵を聯合せよ。」と云つたものであり、労働者を主體として十九路軍の抗戦を共同援助しようとした中共の人民戦線的な動きが早くもその一部に認められるのである。

一九三三年に入つて、中共は瑞金のソヴェート政府から三度にわたる抗日宣言を發表してゐる。そして四月の宣言には次のやうに南京政府軍に對する停戰協定申入れと共同抗日を提唱してゐることは注目される。

紅軍は次の條件つきで如何なる武装兵力とも停戰協定を結び、日本帝國主義の侵略に抵抗する用意がある。

- (1) ソヴェート區域に對する攻撃を即時停止すること。
- (2) 人民の民主的權利（集會、結社、言論、出版、示威の自由と政治犯の釋放）を即時保障すること。
- (3) 即時、民衆を武装し、義勇隊を設け、中國の保衛、獨立、統一および領土保全を獲得する。

なほ同年三月には、中共の肝いりで、孫文末亡人宋慶齡女史を會長とする國民禦侮自救會が設立され、反帝、抗日、中ソ提携をスローガンとしたが、間もなく國民政府によつて解散させられた。

抗日の氣運が高まるにつれて、内戦反對の聲も大きくなり、同年十一月には、中共攻撃に参加してゐた十九路軍が福建で、反蔣政變をおこし、十九路軍を中心にできあがつた福建政府と瑞金ソヴェート政府との間に抗日、反蔣協定が締結された。そして十九路軍は中共軍と戦ひを交へることを拒絶し、しかも共產軍と抗日戦闘協定を結んだ。しかし中共側においても當時まだ抗日民族統一戦線の意義を充分理解してゐなかつたので、福建人民政府に積極的な支援を與へることができず、そのうちに南京政府の先制攻撃にあつて福建人民政府の瓦解となり、統一戦線は成長する暇もなく葬り去られた。

一九三四年（昭九）には中國民族武装自衛委員會が反帝、反ファツシヨ同盟、全國總工會、上海工會聯合會を中心として結成され、「對日作戰宣言」「中國人民對日作戰基本綱領」などを發表した。

### (三) 半植民地國家における反帝統一戦線

一九三五年七月、コミンテルン七全大會がモスクワで舉行され、そこで中國人民の抗日救國統一戦線のコースに明確な指針を與へる報告と決議が行はれた。すなはち

一切の植民地および半植民地國家においては國際環境と國內情況の改變とにより、反帝統一戦線問題は非常に重大な意義をもつにいたつた。

とのべ、中國に關しては、

中國には人民革命運動によつて廣大な地域にソヴェート區域が建設され、また強力な赤軍が組織されてゐるが、日本帝國主義の掠奪的侵略および南京政府の賣國行爲によつて中國の民族的獨立が脅威されつゝある。故に中國共產黨がきはめて廣い反帝統一戦線の樹立を促進し、中國領地内の一切の救國、救民を眞に願ふ團體ならびに個人の日本帝國主義およびその中國における走狗に共同反對せんとすることに全く同意する。

と中共の主唱せんとする抗日民族統一戦線の方式がコミンテルンで全面的に承認されたのであ

そして中共代表として出席してゐた黨隨一の理論家陳紹禹（王明）も反帝統一人民戦線の戦術を提出し、

中共は中國の全人民、政黨、團體、軍隊、有力な政治家、社會的活動家をして中國ソグエイト政府と共同させ、もつて統一的國防人民政府を組織せんとしてゐる。と説明してゐる。

日本帝國主義の侵略により、中國にはすでに全く特殊な形勢が形づくられたのである。すなはち大部分の中國民族アルジョアジの態度は明に以前と異つたものとなり、彼等は日ましに抗日の道を努力探求するにいたつた。他方面、日本の勢力は中國内部各省において引續き前進し、中國における英米の利益は直接の脅威を蒙るにいたり、英米もまた日本と衝突するにいたつた。こゝにおいて中國共同の敵に反對するために、各種の全く異つた勢力、異つた階級、全く相反する政治社會趨向すらが、みな一致聯合しはじめたのである。このやうな大勢にあるとき中國ならびに中共に決定的方向を與へたものがコミンテルン七全大會の決議であると云へよう。

## B、八・一宣言以後

## (一) 中共の新政策

一九三五年、（昭二〇） 中共中央は滿洲事變以後四年間の民族危機と救國闘争に結論を與へ、その後における新たな方針を明示した有名な八・一宣言を發表した。この宣言は國內の團結、抗戰準備に有力な振動を與へたがこれを轉機として民族統一戦線の第一期は終り、民族統一戦線の新段階に入ることになつたのである。滿洲事變から八・一宣言までの時代は人民の自發的愛國運動と革命先鋒隊の抗日戦略がますます密接な聯繫を獲得し、そのつながりは次第に一般民衆から一部分の民族資産階級にまで擴大したのである。

しかし全國的な立場からみると抗日統一戦線はたゞ大都市と局部的な抗戰區ならびにソグエイト區域内においてかもし出されてゐるだけであつて、いまだ全國的統一戦線を形づくるまでにはいたつてゐなかつた。階級的内亂とも云へる國共兩軍の戦闘は迫り來る民族的危機と並行して存在し、南京の國民黨政府は依然として「内を固める」主義のもとに、共產軍を攻撃し、中共もまた國民黨反對の政策を堅持してゐたのである。しかし民族革命運動の方向は急速に民族統一戦線

への上昇を示し、すべての抗日人民の力と抗日武装の力を一致團結し、もつて抗戦をおし進め、内戦停止と日本に對する無抵抗主義に反對し、無抵抗主義者を孤立せしめ、抗日民衆運動と局部抗戦中において抗日の民族統一戦線を結成せんとしたのである。

中共がこの動きを逸早く見抜き、これを最も巧に利用して、新しい政策をとつたのが八・一宣言のあらはれである。

八・一宣言は中國ソヴェート政府と中共中央とが一九三五年八月一日、共同發表したところの「抗日救國のために全國同胞に告ぐるの書」であつて、中國民族革命運動の發展のうへに歴史的意義をもつてゐる重要文件である。この宣言において全中國統一の國防政府樹立と全中國統一の抗日聯合軍組織を提唱して、次のやうにのべてゐる。

ソヴェート政府と共產黨は、このやうな國防政府成立の發起人となることを願ふものであり、また即時、中國における一切の抗日救國事業に参加することを希望するところの各黨派、各團體（労働組合、農會、學生會、商會、教育會、新聞記者聯合會、教職員聯合會、同鄉會、民族武装自衛會、反日會、救國會など）各名流學者、政治家および一切の地方軍政機關と國防政府の共同成立の問題に關して交渉を進めることを希望する。

さらにこの宣言は國防政府に關する新政策を次の通り提出してゐる。

- (1) 抗日救國、失地の回復。
- (2) 救災、治水、民生の安定。
- (3) 日本帝國主義の中國における一切の財産を沒收し、對日戦費にあてる。
- (4) 漢奸の財産、食糧、土地を沒收し、貧苦の同胞と抗日戦士の需要にあてる。
- (5) 重税、雜税を廢止し、財産、金融を整理し、工農商業の發展をはかる。
- (6) 給料、手當の増額を行ひ、勞、農、軍、學各方面の生活を改善す。
- (7) 民主自由の實行と一切の政治犯の釋放。
- (8) 無料教育の實行、失業青年への授職。
- (9) 中國域内各民族一律平等政策の實行、華僑の國外における生命、財産、居住と營業の自由を保護する。
- (10) 日本帝國主義に反對する一切の人民（日本國內の壓迫されてゐる人民、朝鮮、臺灣などの民族）を聯合して友軍をつくり、また中國民族解放運動に同情する一切の民族ならびに國家と聯合して同盟をつくり、中國人民解放戦争に對して善意の中立を守る民族ならびに國家と友好關

係を結ぶ。

### (二) 抗日人民戦線なる

中共の八・一宣言をよい機会として一九三四年の所謂民族武装自衛運動が再燃するにいたり、一九三五年九月には「抗日救國大同盟」が成立したのを手初めにいろ／＼の反日組織團體がつぎ／＼に生れ、遂に一九三六年六月ころになると抗日人民戦線が結成された。同年十月には中ソ文化協會が成立した。十一月には鄒韜奮によつて代表的な抗日雑誌「大衆生活」が創刊された。さらに十二月に入ると陶行知の「國難教育社」が組織され、雑誌「國難教育」が出版された。なほパリでも中共の理論家陳紹禹などが指導的な理論を発表する「救國時報」が発刊された。

中共中央政治局では一九三五年十二月、「現下の政治情勢と黨の任務」と題する決議を発表し、國防政府樹立、抗日聯合軍の結成を再度強調したが、さらに一步をすすめて

- (1) ソヴェート政府を「ソヴェート人民政府」に改め、共產軍を「抗日人民革命軍」と改稱する。
- (2) 革命的なプロチ・ブル分子に選挙、被選挙権を與へる。
- (3) 革命的インテリ分子を優遇する。

(4) 抗日に参加する將兵全部を優先的に好遇する。

(5) 富農の土地を沒收しない。

ことなどを聲明して、中共の政策がさらに具體的化躍進したことを證明した。

なほ十二月末には章乃器、沈鈞儒などを中心に上海文化界救國會が成立した。

抗日の火の手はこゝでもまた學生をその渦中に引き込み、五・四運動以來の傳統を誇る北京において、五・四運動をはるかに凌ぐ組織的に大掛りな學生デモが敢行されるにいたつた。所謂一二・九運動である。一九三五年十二月九日、北京の大中學四十餘校の學生八千餘名が軍事委員會北京分會主任に會見を求め、民意にそむく華北自治反對、防共委員會その他の賣國組織反對の要求を提出して一大デモが行はれ、軍警と衝突して二百餘名の負傷者と數十名の檢束者を出した事件であるが、一二・九運動の餘波は全國の學生運動を刺戟し、全學生を團結抗日の途に驅りたてたばかりでなく、その他全國の愛國運動に一大拍車をかけることになつた。

一九三六年（昭一一）に入ると中共は二月、全國抗日救國代表大會を召集し、正式に國防政府と抗日聯合軍を結成し、抗日準備の具體的方針を決定せんことを主張すると聲明を發したが、さらに三月には中共中央北方局の名をもつて次のやうな抗日救國宣言を發表した。

各政黨派、團體、軍隊がソヴェート制度と土地革命に不同意の場合でも實際行動をもつて反日を表示し、漢奸反對の闘争をするならば、わが黨ならびに政府はこれと聯合し、抗日、反漢奸の聯合戦線を結成するであらう。

かくて人民戦線結成の機運はとみに高まり、五月末には全國學生救國聯合會、六月はじめには全國各界救國聯合會が成立した。全國各界救國聯合會は參加團體六十餘に達し、抗日聯合戦線促進、即時抗日作戦、民衆武装、防共協定反對、密輸武力阻止、國民救國大會召集、義勇軍組織などのスローガンを掲げるとともに、左のやうな重大提議を含む大會宣言を決定した。

- (1) 對日經濟斷行。
  - (2) 各黨、各派の即時軍事衝突停止。
  - (3) 政治犯の釋放。
  - (4) 各黨、各派の正式代表をもつて共同抗敵綱領をつくり、統一抗敵政權を樹立する。
  - (5) 救國聯合會は共同抗敵綱領の忠實な履行を全部の力で保障し、その違反者を制裁する。
- ついで茅盾らの「文藝家協會」沈鈞儒らの「著作人協會」もともに全國各界救國聯合會に参加した。

かくて一九三六年六月までに抗日人民戦線各派は殆ど出揃ひ、戦線の統一が完成したのである。

(三) 中共の新經濟政策

中共は八、一宣言を發表して以來、政治的に民族統一戦線結成といふ戰略的な轉廻を積極的に行つたのであるが、同時に中共は經濟方面においても中國の新形勢と新政策に適應するやうに部分的な修正を行つた。すなはち土地問題においても富農、資本家に對する態度を緩和し、その他各般にわたり、統一戦線結成の促進に役立たせるやうに讓歩的とも見える新經濟政策の手を打つたのである。これを農業、商工業および労働の各政策部門別にみると次の通りである。

(1) 農業政策——土地問題が中心となつてゐる。(イ)労働所得によつて土地を購つた小土地所有者、すなはち、自由職業者、教員、醫者、學生、小商人、手工業者などのやうな小資産階級に屬するもので、自分では耕さないで土地を貸出すが、その經濟、社會的地位は決して地主階級には屬さない連中、これらのものに對しては彼等の所有する土地を沒收しないで、その貸出を認める。そして農民一般の要求によつて彼等の土地を均等配分するときは、國家が代償を與へ

る。(ロ)富農の土地ならびにその餘剩價值を直ちに没收することをしない。農民一般の要求によつて土地を均等分配する場合には勿論富農の土地もそのなかに含まれるが、その場合富農も共通條件によつて土地の分割をうける。(ハ)武器をとつて抗日救國闘争に参加する一切の軍人の土地は没收しない。(ニ)商人が大地主を兼ねる場合は、その土地を没收するだけで、その商業方面の財産まで没收してはいけない。

(2) 商工業政策——(イ)ソヴェート政府は合作社事業ならびに國家企業的發展をはかるが、同時に個人資本の商工業方面への投資を奨励し、さらに個人商工業の發達を援助し奨励する。(ロ)ソヴェート區域と他地區との自由商業取引に關する制限を取消し、また個人商工業を妨害してゐる各種税制を修正する。

(3) 勞働政策——勞働者、雇農の物質的生活、法的地位および文化程度を高める方針のもとに、ソヴェート區域内において、一部の實際に實行不可能なもの、あるひは經濟的破壊を増大し、かつ失業人員を増加させるやうな行きすぎた要求およびソヴェート區域内では現在まだ實行されてゐない所謂「生産の勞働者管理」(當時ソヴェート區域内ではこのやうな條件は少しも備つてゐなかつた)などの要求提出をさけることにする。

なほ参考までに中共が同時に行はんとした對内外政策を左に掲げる。

(1) 對内政策——(イ)勞・農・兵および勤勞階級に對する國民權利と同様なものゝあらゆる抗日闘争の参加者に與へる。(ロ)ブルジョア陣營の専門家も革命事業の利益になるやうな場合にはその經驗、資金をソヴェート機關へ提供することを認める。(ハ)帝國主義ならびにその走狗に對して闘争してゐるすべての共産黨にあらざる政黨派、團體に對して民主主義的權利ならびに自由を與へる。(ニ)抗日救國のために紅軍と共同して戦ひつゝある民族革命的政黨、團體の代表がソヴェート機關へ参加する道をあける。(ホ)勞働者、農民を中心とし、共産主義者が指導權を握つてゐることを條件として、民族革命運動に参加する。プチ・ブル青年層の紅軍部隊への加入を認める。

(2) 對外政策——(イ)帝國主義列強諸國に對して一律に排外的態度をとることをしないで、とくに主要な攻撃の矢を日本に向ける。(ロ)外國の外交、商業、文化、宗教などの在華機關ならびに人物に對して、それを脅かすやうな行爲すなはち逮捕、人質などの手段をとることをやる。



〇、西安事變と國共再婚

(一) 統一戦線への劇的な舞臺

中共は民族統一戦線と讓歩、妥協の政策を巧みに採りつゝ、一方においては團結抗日運動の民衆中における影響をますます擴大、發展させ、さらに社會上層分子の協力を獲得したのであるが、とくに中共が西安事變の平和的解決に盡力したことは、中共の政策に對する各方面の誤解と懷疑を解消し、そのうへ國內各階級の同情と擁護を獲得せしめ、中共の唱へる抗日救國の愛國運動が全國民衆の心を捉へてしまつた。中共と絶對對立する國民黨は西安事變における中共の斡旋解決と云ふ弱點をもつことになり、中共の唱へる民族統一戦線ならびにいまや全國的となつた抗日救國の叫びに従はざるを得なくなつたのである。すなはち中共の發言權は西安事變を機會に國民黨を凌駕するにいたり、抗日民族統一戦線最後の仕上げ、國共第二次合作の幕はこゝに切つて落されたのである。

西安事變は一九三六年(昭二一)十二月十二日、當時西北剿匪副司令であつた張學良が總司令蔣介石氏を西安においてクーデターののち監禁したことにはじまり、中共領袖周恩來の斡旋活躍

154  
|  
158

五日、蔣氏の南京歸還によつて事件の一段落をみ、翌一九三七年一月一日、つて事件は一應落着いたのである。「まづ内を固める」

たつたる共產軍攻撃は、いまや全國的にもりあがり、擴がつてきた「内戦反對」「抗日救國」の叫びによつて、かき消され、その蔣介石氏の政策に對する反對が張學良、楊虎城らによる西安クーデターとなつて爆發したのである。

このことは監禁中の蔣氏に對し、張學良、楊虎城がつきつけた次の八要求によつても窺はれる。

- (1) 國民政府を改組し、各黨、各派と共同して救國にあたる。
- (2) 一切の内戦を停止する。
- (3) 上海において逮捕中の愛國領袖を釋放する。
- (4) 全國の政治犯を釋放する。
- (5) 人民の集會、結社その他の自由を保護する。
- (6) 民衆の愛國運動を解放する。
- (7) 孫總理の遺囑を確實に履行する。
- (8) 救國會議を即時召集する。

この八要求はそのまま中共、人民戦線派の主張を代弁したものであり、このなかに、その當時の全中国を蔽つた時の流れが強く反映してゐる。

そこへ中共の領袖毛澤東、周恩來の兩氏が登場した。中共の最も得意とする現實即應の戦略は、この絶好の機会を捉へて蔣氏に働きかけ、蔣氏を死の窮地から救助するとともに中共の新戦術、反帝統一戦線のコースへ蔣氏を否認なく引きずりこんでしまつたのである。蔣氏もこゝに時の流れをはつきりみせつけられ、國共再婚を承認せざるを得なくなつた。かくて中共の仲介によつて事件は落着し、蔣氏は歡呼の聲をもつて、民衆に迎へられ、南京に歸還したが、民族統一戦線を最後の決定する國共會談はこの事變のなから、その具體的な藉口をみつけ出すにいたつたのである。

### (11) 國共再び合作

國共交渉の具體的な出發點をみつけた中共は、こゝに積極的に國民黨に向つて、働きかけることになり、一九三七年二月になつて、中共は國民黨に對し、**「史的な重大提言を國民黨三中全會に對する聲明書の形で發表したのである。」**

- (1) 内戦を停止し、國力を集中して、一致外敵にあたる。
- (2) 言論、集會、結社などの自由と政治犯の釋放。
- (3) 各黨、各派、各界各軍の代表會議を召集し、全國の人材を集中し、共同救國を實行する。
- (4) 抗日抗戰準備工作の急速なる完成。
- (5) 以上を國民黨が承認するときは、中共は次のことを保證する。
  - (イ) 反國民政府的武装暴動政策を全國的に停止する。
  - (ロ) ソヴェート政府を中華民國特別區政府と改稱、紅軍は國民革命軍と改名し、國民政府ならびに軍事委員會に從屬する。
  - (ハ) 特別區内に普選による徹底的民主制度を實施する。
  - (ニ) 地主の土地沒收を停止する。
  - (ホ) 抗日民族統一戦線綱領の實行。

この重大提案をうけ、一方日本からの壓迫は加速度に増し、中日關係は一觸即發の狀態となり、全國民の抗日運動また昂まり、中共に對するとともに國民全體に對してその態度決定を迫られた國民黨は三中全會を一九三七年二月十五日から舉行、對共産黨問題を検討したのち「赤禍

根絶案」の決議を通過し、左の容共條件を明示したのである。

- (1) 紅軍の即時解消。
- (2) ソヴェート政府の解消ならびに一系列の黨組織の撤廢。
- (3) 赤化宣傳の徹底的停止。
- (4) 階級闘争の絶對停止。

右の容共條件は共產黨政軍を完全に抹殺せんとする國民黨の高飛軍な態度と表面みられるが、裏面には具體的な共產黨との交渉がすゝめられてゐたのであつて、もうこのときには中共の提案は國民黨によつて承認されんとする状態にあつた。

そしてこの交渉を文句なくまとめさせ、第二次國共合作、抗日民族統一戦線の完成を實現させたものが一九三七年七月七日の蘆溝橋事件であつた。戦火は華北華中へと全國的となつたが、八月二十二日には共產軍の改編が斷行され、革命軍第八路軍として軍事委員會に從屬することになり、總指揮朱德、副指揮彭德懷が國民政府によつて任命された。

さらに九月二十二日には中共中央委員會から「精誠團結、一致抗敵宣言」が延安において發表

され、中共は

- (1) 三民主義實現のため奮闘する。
- (2) 國民政府を顛覆するやうな一切の暴動政策、赤化政策の停止、地主の土地沒收政策の停止。
- (3) ソヴェート政府の解消。
- (4) 紅軍を國民革命軍に改編し、國民政府軍事委員會のもとにおく。

と云ふ所謂「四項諾談言」の重大宣言を國民黨に與へたのである。これに對して同月二十五日、蔣氏は

國民政府は國民黨指導のもとに各黨、各派に對して救國の實をあげるあらゆる機會を提供する用意を有する。共產黨もまたわれらの同志として抗日救國に合作されんことを望む。

と答へて、中共の宣言と同調する國民黨の方針を明示し、こゝにおいて國共合作、抗日民族統一戦線は完全にできあがつた。かくて一九二七年の國共分裂以來十年振り再び兩黨は手を握るにいたつたのである。

今回出来上つた民族統一戦線は「民族矛盾が階級矛盾に先行する」一つの例證でもあるが、國共の第一回合作時代たる一九二五——二七年當時と比べると中日戦争を背景に結ばれた第二回合

作においては民族矛盾の深さが前回のそれとは比較にならない點を注目せねばなるまい。第一次合作時代には帝國主義の侵略目的は主として經濟上の部分的奪取に重點がおかれ、武力的に、しかも長期にわたり中國の領土を占領しようとする目的をもつてはいなかつたが、一九三七年における第二次合作は民族危機の破滅的な深刻、重大性によつて結ばれたものであつて、帝國主義日本の武力侵略は中國史上かつてない苛烈きはまるものであり、この厳しい客觀情勢のうへに立つただけに第二次合作は第一次のそれに比して強固であり、長期にわたることは當然であつた。

次に革命勢力の分野においても第一次と第二次とは大きな變化、發展がみられる。第二次合作期においては中國革命の伸長度は第一次の萌芽期とは異つて完全な成年期に達し、最も革命的な無産階級の成長はとくに中國の近代化とともに著しいものがあり、さらに民族資本の發達に伴ふ民族ブルジョアの自覺も第一次とは遙に達つた高度化へ進んでゐたのである。そしてこれら革命の二大階級を包んでさらに廣泛な中國全人民衆が帝國主義日本の侵寇によつてかつて中國民族が經驗しなかつた慘烈そのもののやうな近代職の洗禮をうけ、その痛苦は過去の何物にも勝るものであつた。かくて戦火のなから不倒不屈の革命の力は養はれ、鍛はれ、中共またこれを巧みにとらへて黨勢擴充の基盤としたのであつた。

### 第三章 紅軍は如何に戦つたか

#### 第一節 紅軍時代

中國共產黨軍の前身は中國工農紅軍である。

北伐の完成後間もなく第一次國共合作は破れ、一九二七年七月以降、再び非合法政黨たるを餘儀なくされた中國共產黨は、民族統一戦線の分裂により中斷された國民革命を完成せんがためには、どうしても自己の革命的軍隊を組織して國民黨軍に對抗し、眞の革命遂行の力量とせねばならぬことを痛感してゐたが、翌二八年二月、コミンテルンがスターリン、ブハーリン、李立三、向忠發の共同起草に成るといはれる其の「中國問題に關する決議」において「過去の苦き經驗に基き共產黨を組織し、これを強化すべき」を指示して中共の再出發を求めてきたのを機會に軍隊の編成に着手したが、中共軍のそもその濫勝であつた。

爾來、江西ソヴェートの山寨に立て籠り一九三〇年以來の屢次に互る蔣介石軍の攻撃を却けて

よく瑞金の「中華ソヴェト共和國臨時中央政府」を守護し獨勢の擴大發展に盡したが、一九三四年十一月に至り遂に蔣軍の猛攻を支へ切れず瑞金を放棄し、所謂二萬五千里の大西遷を行つて、翌夏、漸く陝西省北部に辿りつき、延安を根據地に陣容を整へ、地方雜軍の吸収、訓練、中堅幹部の養成、張學良、楊虎城軍に對する政治工作などによつて專ら勢力を増大し、只管國共復讐隊による全面的抗日戰發起の日に備へるのであつた。

A、農民軍から紅軍へ

萬里の長江もその源は岩間も一掬の清水にすぎない。  
今日、六十五萬の正規軍と二百五十萬の民兵を擁するといはれる中共軍も、發生の當初は毛澤東氏の率ゐる槍、鏢、棍棒を主要な武器とする僅か千餘名の農民軍にすぎなかつたのである。一九二七年、第一次國共合作が分裂し、譚平山、周恩來、賀龍、葉挺氏らによる南昌の八、一暴動が失敗した直後に九江で開かれた八、七緊急會議の決定に基き、葉挺氏らは第九軍を組織し、毛氏は郷里湖南の農民同志を語らつて農民軍を組織し、農民の武装暴動を指導した。毛氏（當時三十四歳）の若々しい革命的情熱と非凡の舌力は、よく湖南、江西、廣東、福建諸省の工農遊撃隊

205

及び張發奎軍の盧德銘團などを獲々その傘下に吸収し、着々紅軍編成の基礎を作りつつあつた。  
一方、八、一暴動當時、南昌公安局長として暴動に加擔し、暴動失敗後は葉挺軍長の下で第九軍の副軍長となつた朱德氏は、十月、潮州、汕頭の暴動に手痛い失敗をなし、葉氏と別れて潮知の饒南系范石生軍に入り、その教導團長として廣東省北部の碇石鎮にあつたが、同年末廣東コム・ミューン起るや、兵變を起して碇の傘下を脱し、最初の「工農紅軍第一師」を編成して江西に進軍した。

同年末、毛澤東部隊は江西省寧岡縣に至り、當時寧岡地方を支配してゐた洪會の首領、袁文才と王佐を説服して同縣の井崗山に立て籠り附近各縣を遊撃した。

翌二八年四月に至り、毛、袁、王の部隊（計約五千）に湘南農軍八千餘と朱德部隊二千餘が合流し、全部隊を六個團（師を置かず）に改編して、ここに最初の中國工農紅軍第四軍を結成し、朱德氏が軍長、毛澤東氏が政治委員に就任した。

六月、湖南軍閥は平江地方の工農暴動を鎮壓するため麾下の獨立第五師を派遣したが、三月既に共産黨に入黨してゐた該師の第一團長彭德懷、第二團第三營長黃公略氏は、中共湖南省委員會の特派員陳代遠氏と相謀つて、七月所謂「平江起義」を断行し、工農紅軍第五軍を結成して彭

氏が軍長、黃氏が政治委員となつた。

十一月、第五軍は井岡山に登り第四軍と合流改編して其の第三十三團となり、彭氏は第四軍副軍長、黃氏は同副政治委員となつた。

次いで一九二九年末から翌三〇年にかけて福建西北の獨立團、遊撃隊などを統合して紅軍第十二軍、江西南部の獨立團などを改編して同第二十一軍、江西東部の獨立團などで同第三軍がそれぞれ組織された。

三〇年六月、紅軍代表會議の決定に基き、これら各軍の上に中國紅軍第一軍團が結成され、その總指揮には朱德氏、總政治委員には毛澤東氏が任命された。

同軍團には其後さらに第三十五軍が加はり、幹部訓練機關として隨營學校（のちの紅軍大學）同附屬赤衛隊なども設けられた。

また當時、井崗山の留守に失敗して再び第四軍から分離してゐた第五軍も、紅軍代表會議の決定に基いて第三軍團を結成することとなり、同軍の外に、湖北東南の遊撃隊などを改編した第八軍及び第二十二軍の三軍を傘下に收めて、總指揮彭德懷、總政治委員黃公略氏の下に新軍團を設けた。

また三二年八月、國府第二十六路軍孫連仲部隊から紅軍に参加した董振堂を基幹に第十三、四十五の三軍より成る第五軍團が結成され、次いで第六、九、十の三軍より成る第六軍團（總指揮陳立東氏）ならびに第七、十六、二十の各軍、豫備第三、八、十軍なども編成せられ、紅軍發生後僅か三、四年のうちに四軍團、二十軍、正規兵力十餘萬、武装工農數十萬にまで發展したのである。

### B、瑞金の苦闘

「攘外必らず先づ安内」をスローガンとして開始された蔣介石氏のソ區と紅軍に對する「圍剿」——包圍討伐——は、一九二九年末から三一年の九、一八直前までに三回、三二年五月末の上海停戦協定の成立後より三四年冬まで四回、計七回に亘つて實施された。

第一次討伐は、魯滌平軍四個師約十萬の兵力で三箇月以内に完成の豫定を以て實施されたが、二個師が殆んど全滅し、一師長が捕虜となるなど慘澹たる失敗に終つた。

第二次討伐は、軍政部長何應欽氏が總司令となり三〇年春に實施されたが、再び一師長戦死、一師長捕虜、全軍總崩れの潰滅的打撃を蒙つたのである。

205

二回の討伐に失敗し、軍事的面目より延いては政治的威信をも失墜せんとするに至つた蒋介石氏は、翌三二年三たび「圍剿」を計畫し、三十萬の兵を動員して自ら南昌に赴き督戦し、六月中旬より三箇月間に亘つて紅軍を攻撃した。

最初大勢は討伐軍に有利に見えたが、戦闘の後半に至つて逆轉し、先づ其の左翼、陳銘樞麾下の第五路軍が崩れ立ち、次いで孫連仲麾下の第二十路軍のうち總參謀長趙博生以下一萬が一纏めに紅軍に投降するに及んで、又々大失敗を繰り返す結果となつた。

上海事變直後より蒋介石氏は廬山會議で決定した「剿匪」案に基いて第四次討伐を準備し、六十五個師約百萬の大軍を動員して、三二年七月よりいよいよ本格的「圍剿」を實施するに至つた。

これに對し紅軍は、東路の第一、五兩軍團と西路の第三軍團を迅速に合體して集中威力による各個撃破の戦術に出で、先づ江西南部に進出してきた陳濟棠麾下の廣東軍を一蹴した後、直ちに北上して蔣軍三個師を襲ひこれを潰滅せしめ、ひき續き陳誠、羅卓英、吳奇偉麾下の中央直系軍と決戦し、吳奇偉軍の二個團を全滅させた。

蔣氏は事態を憂慮し、各將領に對して退却禁止令を發し極力督戦した結果、九月に入つて討伐

軍の攻撃は漸次好轉し、紅軍の重要據點數箇所を奪取したが未だ紅軍に何らの決定的打撃を與へることは出来なかつた。

翌三三年春の第五次「圍剿」より、蔣氏は會國藩の太平天國討伐の故智に倣ひ、軍事三分、政治七分の方策を採用し、碉堡（トーチカ）群の推進と經濟封鎖によるジリ押し戦術に轉じたのであるが、結局討伐軍の三個師が潰滅し一師長が捕虜となり、小銃三萬挺、重輕機千餘挺、山砲、迫撃砲百餘門を紅軍に奪取せられる結果となつた。

然しこの碉堡戦術は三三年夏季以降の第六次「圍剿」より漸次その效力を發揮し、三四年初頭より中央、廣東、湖南軍百三十五萬を動員して開始せられた最後の第七次長期「圍剿」において遂に紅軍をして瑞金放棄のやむなきに至らしめた。

この時紅軍は廣東軍に對しては守勢を採り、専ら首都瑞金を死守すべく東に當る汀州に全力を集中し、朱德氏自ら三萬の精兵を率ゐて此處を固めた。しかし討伐軍は六月までに福建人民政府を粉碎し全省を敷定して包圍環を壓縮するとともに、中央ソ區の南北の關門と東北ソ區の首都橫峰を占領してジリジリと牙城瑞金に迫つた。

かくて十月初頭まではなほ屢々奇勝を博し、中央軍の旅長葛耀宗氏を捕虜として却つてこれを

紅軍大學の教官に用ひたりしてゐた紅軍も、革命紀念日の十一月七日より中央軍の飛行機が瑞金を襲撃を開始するに及んで遂に支へ切れず、九日夜總退却に移り、新地盤を求めて西南より西北へと、空前の大西遷を決行するに至つたのである。

C、二萬五千里の長征

瑞金を放棄した紅軍の主力部隊約十萬は、朱德、毛澤東氏に率ゐられ隨處に所在の「追剿軍」を撃破しつつ湖南より貴州に入り、貴州北部より長江を越えて四川に入ると見せ、再轉長驅して貴陽に迫り、三たび轉じて雲南省城昆明を襲つた。

貴陽、昆明では飛行機で先廻りした蒋介石氏の督戦で防備嚴重となつたため、これを抜くことが出来ず、雲南から北上して四川の會理地方に入つた。

次いで會理から西昌を経て大渡河を越え、兩金川地方から西康省の打箭爐に到着したのは一九三五年の春であつた。

この行軍は隨處に深山幽谷を踏破し、荒蕪たる原野を過ぎ、途上轉戦すること四千餘回、常に饑渴に悩まされ死亡脱路或は號泣するものも少くなく、かのハンニバルのアルプス越えなどもこ

れに比すれば小學生の遠足程度に過ぎぬといはれた位である。

毛澤東氏が紅軍の分裂を嘆き涕泣しはしまなかつたといはれる一九三五年八月の四川省包坐における毛、張論争の結果、毛氏は手兵一萬を率ゐる白龍河を渡つて北に向ひ、張國森、徐向前氏は南下して成都西方の毛兒蓋地方に據つた。

朱德氏は當初、毛部隊と行動を共にせんとしたが、草地進入二日にして再び南下した。

四川より困難な草地突破を斷行して甘肅に入つた毛氏は、途中でその部隊を三縱隊より成る陝甘支隊（總指揮彭德懷、總政治委員毛澤東、總參謀長葉劍英、第一縱隊長林彪、第二同彭雪楓、第三同鄧發氏）に改編し、于學忠軍を牽制しつつ六盤山を経て、寧夏、綏遠を大迂回して陝西省北部に入り、三五年末同地で劉子丹、徐海東部隊と合流した。

また一時湖南に踏み留つてゐた賀龍、蕭克部隊も十一年早春には朱毛部隊の跡を慕つて四川に入り、朱德、張徐部隊と合流して四川、西康、甘肅の間を遊動することとなつた。

當時紅軍はこの二萬五千華里に及ぶ大西遷を以て斷じて敗退に非ず、新ソ區を求めての戰略的移動であるとし「長征」と稱したのであるが、結果においてはやはり其の主張するが如く殆んど紅軍主力を損することなく、反つてゆくゆく到る處に共產主義の種子を扶植し、今日の如き尤大



なる全国的組織に萌芽結實してゆくこととなつたもので、今日から見れば當時の中共首腦の堅強なる意志と其の實踐力は眞に驚嘆すべきものであつた。

## 第二節 抗 戦 八 年

一九三五年夏モスクワで開かれたコミンテルン第七次大会は、對ファシズム人民戦線結成のため、かねて不倶戴天の仇としたものとまでも提携する一大戦術轉換を決議したが、中共黨軍もこれに應じて、當時いよいよ熾烈化しつつあつた日本軍閥の對華侵略を打倒するため、八月一日、所謂八、一宣言なる「抗日救國宣言」を發表し、國民黨軍に對して公然握手を求めた。

一九三六年十二月十二日の西安事件を契機として國共妥協は急速に促進され、翌三七年七、七事變（蘆溝橋事件）發生するや、紅軍は朱毛連名で延安より廬山の蔣介石氏に打電し、「擁護中央」の立場を明らかにして即時對日開戦を主張し、八月末には義勇軍の編成に着手するとともに、蔣氏の諒解下に勇躍各部隊を華北各省に出動させ、こゝより長い抗戦八年の戦ひに入ることとなつたのである。

### A、八 路 と 四 路

一九三六年二月中旬より二箇月半に亘つて陝北より山西に進入し、忽ち全省の三分の一を占領して龐大な物資を獲得し、太原を脅かしつつ再び陝北に引き揚げた毛澤東、彭德懷、徐海東、劉子丹の聯合紅軍二萬三千は、其後守るに易く攻むるに難い延安の要害を根據地として部隊の休養訓練に努め、且つ工農紅軍革命委員會を設けて着々勢力の扶植を圖つた。

翌年七、七事變勃發直後、延安の中國ソヴェート人民共和國中央政府軍事部長周恩來氏は政府主席毛澤東氏らと協議の上、廬山に赴いて蔣介石氏と會見し、紅軍が國府軍事委員會の軍令に服し、平津、冀東、察北を擾亂する代償として山西省内に紅軍の一大防地區設定を許容されたが、八月二十二日には右の趣旨に基き、中共は自發的にソヴェート中央政府を解消して特區政府とし、同時に工農紅軍を改稱して國民革命軍第八路軍（總指揮朱德、副彭德懷氏）とし、同月末には陝北に屯してゐた彭德懷、林彪（一一五師）、彭雪楓、鄧發、劉伯承（一二九師）の各部隊はもちろんで、當時西康から甘肅にかけて移動してゐた朱德（朱氏は先に延安に入つて紅軍委員會主席に就任）徐向前、蕭克、賀龍（一二〇師）の各部隊も急遽北上して第八路軍の編制下に入り、

全軍約六萬が勇躍華北各地に進出した。

—また「大長征」の途次、四川から再び江西ソ区に引き返してゐた紅軍別動隊の葉挺、項英氏の軍も其後國民革命軍新編第四路軍（通稱新四軍、軍長葉挺、副軍長項英氏）と改稱、華中各地に遊撃戦を展開することとなつた。新四軍は當時四個支隊に分れ、總員約四萬といはれた。

九月二十二日、蔣介石氏は公式に共產黨軍の國府軍委會隷下における合法性を承認する談話を發表し、共產黨の一一五、一二〇、一二九の三師に對して國民革命軍第十八集團軍の名稱を與へた。

越えて三八年一月一日、國府は朱德氏を華北遊撃軍總司令に任命したが、同年より三九年にかけて國共兩軍の衝突が頻發したので同年初頭、中共側は國府に對し、第十八集團軍の編成、配置及び同軍各級將校の任免は中共側の手により自由に行ふ旨通告してをり、また朱德氏は四〇年十月、國府軍事委員會より第二戰區副司令長官（長官關錫山氏）の肩書を買つたが、一度も第二戰區の指揮下に入つたことはなく、中共軍は實質的に終始國府軍事委員會より獨立して今日に及んでゐる。

B、國 共 相 剋

國共首腦部が民族解放の抗日戦といふ共同目標に妥協しても、あの凄惨な瑞金攻防戦を戦つた兩軍將兵の對立意識を一朝に氷解させることは不可能であり、また華北進出當初の中共軍に華中、華南出身者が多く、ために華北民衆の間に食はず嫌ひとでもいふべき一種の對共嫌惡感が存在したことも確かである。相剋の火の手は先づ河北にあがつた。

(一) 七 路、九 路

中共一一五師（長林彪、副聶榮臻、後師長陳光氏、聶氏は冀西に残り晋察冀邊區を建設）が河北省西北部に進出した時、そこには七路軍と稱する孟閣臣部隊、九路軍と稱する趙玉崑部隊を始め、大は數千より小は數百數十に至る種々雑多の土民軍が蟠踞してゐた。

同師はまづ孟部隊に協力を求めたが峻拒されたので、冀西の滿城における數晝夜の激戦の後、孟隊長を生捕の上銃殺し、同部隊の大半を同師の傘下に吸収した。風を望んで慄へ上つた趙部隊も忽ち「九路」の旗を捲いて「八路」化した。

一九三八年初頭には萬福麟系の舊五十三軍の殘部が呂正操團長に率ゐられて八路軍に投じ、冀中第三縱隊に改編された。また同年末より翌三九年初頭に於て國府河北省主席鹿鍾麟麾下の張蔭梧部隊及び孫殿英部隊が冀中平原で八路軍との凄惨な死闘を展開し、張部隊の大半は博野附近で八路軍に吸収された。

同年三月には石友三部隊が順徳附近で八路軍を襲撃して一個中隊の兵を殺戮し、八路軍邢仁甫部隊及び陳光麾下の一一五師東進部隊は冀中南、魯西地方で鹿鍾麟、高樹勳、于學忠等國府系將領の部隊と激戦してこれを破り、同年末には山西軍と八路軍の戦闘も隨處に惹起された。

一方華中では、第九戰區薛岳麾下の特勇隊が湖南東北の平江で新四軍の留守部隊を襲殺し、全中共黨軍の憤激を買った。

三九年中三次に亘り雲南省主席龍雲、第九戰區司令官薛岳氏及び鹿鍾麟氏ら十五華北將領連名の反共通電が發せられ、翌四〇年十月には參謀總長何應欽、同副總長白崇禧氏の名で朱德、葉挺氏宛の通電が發せられて、中共黨軍は同年七月の國民黨提案に基き朱德責任地區と定められた河北、察哈爾兩省及び山東、山西の北部地區に一箇月以内に移動すべき旨を命ずるに至り、國共兩軍の反目はいよいよ募るのみであつた。

(11) 皖南事件

かかる抗戦中の國共相剋の中で中國内外から最も重大視されたのは一九四一年一月の皖南事件である。

新四軍と第三戰區顧祝同軍の軋轢江争は新四軍の成立以來のことであるが、同軍が國府側の度重なる「朱德責任地區」への移駐命令に、同年一月初頭やむなく江南の豐沃な地盤を棄てて北に向つたことは事實である。

然るに途上たまたま日本軍の前哨線を發見したので（顧軍はこれを顧軍司令部を攻撃せんがためといつた）急遽、踵を返して再び南下し、一月十二日主力一萬が安徽省南端の太平北方に至るや突如第三戰區副司令官上官雲相麾下の七萬がこれを包圍急襲し、血戦三日間に亘り同胞相喰む惨劇を演じて、新四軍側に死傷四千、捕虜二千を出し、軍長葉挺氏以下多數の幹部は捕縛され副軍長項英氏は重傷後死亡し、多くの幹部は行方不明となり、全軍は其場で顧司令部から嚴達された軍事委員會の解散命令により解體された。

なほ同じ頃、彭德懷氏の家族も郷里の湖南省湘潭において同地の警備司令に逮捕され、彭氏の

三弟玉華氏は即座に銃殺された。

延安の中共中央は皖南事件の報に激怒し、何應欽氏を呼んで「親日的反共頑固派」となし、その處罰と葉挺氏らの釋放、華中における剿共行動の停止、西北反共封鎖の撤廢、新四軍の再建容認などを屢次に亘つて蔣介石氏に要求するところあつた。

重慶側は當初、皖南事件は韓復榘、石友三の銃殺と同一の軍規肅正である、と強硬に突つばねやうとしたが、其後同事件のソ聯側に與へた悪影響が意外に深刻であつたことに氣がつき、第十八集團軍の現状維持承認、軍費支給、逮捕者の寛大なる處置、但し新四軍の復活は認めず、などの妥協條件を提示し、國民參政會などを通じて揉みに揉んだが結局中共側の満足するところとはならなかつた。

新四軍は其後新軍長陳毅氏（前第一師長）の統率下に再建され、反つて強大なものとなつて行つた。

(三) 滎・臺山事件

一九四〇年春の日本軍の「中原作戰」四一年夏の「鄭州作戰」四三年春の「十八春太行作戰」

四四年春夏の「河南作戰」などで第二、二、冀察、魯蘇戰區などの國府軍が後退した後には常に中共軍及び中共系武装兵力が急速に増大して行つたが、これに快からぬ國府軍と中共軍の相剋は年々絶えなかつた。

就中、皖南事件以前より河防軍（實は對共包圍軍）として西安北方にあつた胡宗南部隊と賀龍、蕭勁光氏の晉綏陝甘寧五省聯防軍、後方留守部隊などの對立証争は最も激しいものであつた。

一九四三年六月十日のコミンテルン解散直後、朱紹良、蔣鼎文、傅作義、胡宗南、楊愛源、馬鴻逵、谷正倫、熊斌氏ら晉綏陝甘寧地區の重慶側軍政長官は洛川に會し、國府國防最高委員會に對して、この機會にこそ中共黨軍を殲滅し赤化の禍根を斷つべし、との強硬意見を具したが、重慶中央の態度も次第に硬化し、商震、周至柔、楊杰氏らが西安に飛び、河防軍が大舉西北進して中共軍陣地に砲撃を加へるなど情勢は極度に緊迫した。

翌四四年六月にはウォーレス米特使の調停で一時この空氣を緩和したが、四五年ドイツ降伏して長期抗戰の勝利がいよいよ確實となるや終戰後の優勢確保をめざして國共兩軍間の大規模な相剋が遂にここに爆發した。

同年七月二十一日、陝西省中部の同官、耀縣、涇陽、乾縣、興平一帯に集結しつゝあつた胡宗